

令和7年2月定例会

総務政策常任委員会会議録

令和7年3月11日～12日・14日

場 所 第2委員会室

令和7年3月11日(火曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和7年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 令和7年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第33号 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第34号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第36号 宮崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第37号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 議案第38号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第39号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第40号 宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第49号 宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例
- 議案第50号 包括外部監査契約の締結について
- 請願第13号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願
- その他報告事項
 - ・令和7年度組織改正案について
 - ・令和7年度総合政策部組織改正案について
 - ・宮崎県デジタル化推進計画の改定について
 - ・令和7年度宮崎国スポ・障スポ局組織改正案について
 - ・県主要施設のスケジュールについて
- 閉会中の継続審査について

出席委員(8人)

委員 長	川 添 博
副委員 長	山 口 俊 樹
委 員	丸 山 裕次郎
委 員	濱 砂 守
委 員	後 藤 哲 朗
委 員	坂 本 康 郎
委 員	岩 切 達 哉
委 員	黒 岩 保 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総 務 部 長	吉 村 達 也
危機管理統括監	児 玉 憲 明
総 務 部 次 長 (総務・市町村担当)	渡 邊 世 津 子

総務部次長
(財務担当) 串間俊也
危機管理局長
兼危機管理課長 中尾慶一郎
総務課長 今村俊久
人事課長 那須隆輝
行政改革推進室長 池北斉
財政課長 池田幸優
財産総合管理課長 徳松一豊
税務課長 蛭原真治
市町村課長 小菌真二
総務事務センター課長 後藤道洋
消防保安課長 羽田貴一

総合政策部

総合政策部長 重黒木清
政策調整監 田中克尚
総合政策部次長
(政策推進担当) 大野正幸
総合政策部次長
(県民生活担当) 河野龍彦
総合政策課長 中村智洋
広域連携課長 川越勉
秘書広報課長 伊東浩
広報戦略室長 須波勇一郎
統計調査課長 伊福隆徳
総合交通課長 河村直哉
中山間・地域政策課長 濱川哲一
産業政策課長 守部丈博
デジタル推進課長 福崎寿
生活・協働・
男女参画課長 森山紀子
交通・地域安全対策監 西丸日出男
みやざき文化振興課長 堀尚子
人権同和対策課長 中村洋介

事務局職員出席者

議事課主査 春田拓志
議事課主任主事 上園祐也

○川添委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては御覧のとおりであります
すが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第31号、議案第37号、議案第38号、議案第39号に対する人事委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議フォルダ内にある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会に意見を求めた回答であります。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元の、または、文書共有システムの委員協議フォルダ内の資料、委員会審査の進め方を御覧ください。

まず、1、審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たりましては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めることとし、あわせて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めることとしております。

次に、2、当初予算関連議案等の審査についてであります。

今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その

後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じません。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり予算議案のみ班を分けて説明・質疑を行い、その後、特別議案の審査、その他報告事項の説明を受けまして、最後に総括質疑を行いたいと存じます。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時4分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により、御説明いたします。

2ページの目次を御覧ください。

まず、1の予算議案であります。議案第1号は「令和7年度宮崎県一般会計予算」、議案第3号は「令和7年度宮崎県公債管理特別会計予算」であります。

2の特別議案は、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」など8件になります。

3、その他報告事項は、「令和7年度組織改正案について」御報告いたします。

次のページを御覧ください。

引き続き、令和7年度一般会計当初予算案の概要を私から御説明させていただきます。

まず、予算額は6,680億円で、前年度比1.2%の増となっております。

なお、資料上、予算額を億円単位で表記しておりますが、議案上は6,679億5,900万円になります。

予算編成に当たりましては、3つの重点施策の推進と、財政の健全性の確保の両立を図っております。この予算に計上している各種施策の推進を通しまして、本県の真の価値やよさを県民の方の実感につなげるとともに、本県の魅力や長所を伸ばす「進化」、課題を深掘りし改善する「深化」も併せて県民に届けていきたいとの思いから、「みやぎきの“真価”実感予算案」としております。

次のページを御覧ください。

予算案のポイントといたしまして、重点施策の柱ごとに、新規・改善事業等の予算額・事業数を記載しております。

まず、「日本一挑戦プロジェクトの着実な推進」に35事業の16億円余、「若者・女性を重視した人口減少対策の強化」に13事業の8億円余を措置しており、継続事業も含めた日本一挑戦関係の総事業費は、98事業で76億円余となります。

また、「持続可能な未来に向けた基盤づくり」には、49事業に24億円余を措置しております。

次のページを御覧ください。

予算規模についてであります。

まず、1行目に記載していますが、予算額が増となった主な要因は、社会保障関係費などの増によるものであります。

予算規模の推移を示す棒グラフを御覧ください。

い。

令和元年度以降、新型コロナへの対応もありましたが、社会保障制度改革や国土強靱化対策などの国と歩調を合わせた取組に加えまして、人口減少対策や国スポ・障スポ大会への準備など本県が直面する課題に対応するため、積極的な予算編成を行っております。

次のページを御覧ください。

歳入予算の特徴であります。円グラフを御覧ください。

自主財源は2,844億円で歳入総額の42.6%を、依存財源は3,835億円で57.4%を占めます。また、自主財源の比率は、2年連続で過去最高を更新しております。

次のページを御覧ください。

自主財源の状況になります。

表の1段目に記載のとおり、県税や繰入金が増によりまして、自主財源は前年度と比べ66億円余、2.4%増を見込んでおります。

また、表の下から3段目になりますが、今回の予算編成におきまして328億円余の収支不足が生じておりますので、財政関係2基金から同額の繰入れを行ったところであります。

なお、上から5段目の使用料及び手数料につきまして、物価高騰等を踏まえた全庁的な見直しに係る関係条例の改正を特別議案として提案させていただいております。このうち、使用料につきましては、そのほとんどが指定管理者の収入となるものであり、改正内容も上限を改定するものになります。また、改定の額や時期についても、今後、管理者と協議の上決定されることとなりますので、予算には反映をしていないところであります。

次のページを御覧ください。

2つ目の表、財政関係2基金残高の推移であ

りますが、前のページで説明しましたとおり、今回の予算編成における328億円余の収支不足に対し、財政関係2基金から同額の繰入れを行いましたので、令和7年度当初予算編成後の基金残高は239億円となりますが、これまでと同水準を維持する見込みであります。

次のページを御覧ください。

依存財源の状況であります。

表の1段目に記載のとおり、地方譲与税や国庫支出金の増により、依存財源は前年度と比べ15億円余、0.4%の増を見込んでおります。

次のページを御覧ください。

依存財源のうち、歳入総額の約3割を占めます地方交付税等についてであります。

地方交付税は1,937億円余、前年度と比べ1.0%の増を見込んでいます。また、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債については、交付税の原資となります国税収入の伸びにより、平成13年度の制度創設以来初めて、全国的に新規発行額がなく、予算計上を行っておりません。この結果、2つを合わせました実質的な地方交付税は、前年度と比べ微増となっております。

次に、県債の状況です。

まず、発行額は、国スポ関係の施設整備がピークを超えたことにより620億円余で、前年度と比べ8.0%の減となっております。

また、年度末の県債残高総額は8,520億円余で、前年度と比べ微減となりますが、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は、国スポ関係の施設整備や継続的な国土強靱化対策の取組により5,993億円余で、前年度と比べ220億円余、3.8%の増となります。

次のページを御覧ください。

県債発行額及び県債残高の推移をグラフで示

しております。

このうち折れ線グラフが県債残高の推移であり、上の折れ線グラフで示しています県債残高総額はここ数年横ばいで推移していますが、下の折れ線グラフで示している臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、国土強靱化対策や国スポ関係の施設整備により、令和元年度以降年々増加しております。

財政の健全化を示す指標に現状問題はありますが、その推移には、今後、注視してまいります。

次のページを御覧ください。

歳出予算の款別の状況であります。

円グラフは、予算額の大きい費目順に整理しております。

表のほうで、増減率の大きい費目を申し上げますと、総務費が、国民スポーツ大会に係る事業費の減等によりまして13.5%の減、衛生費が、県立病院運営費貸付金50億円の減等によりまして5.6%の減、土木費が、公共事業費の増等により5.3%の増、教育費が、高等特別支援学校の整備等により3.8%の増となっております。

次のページを御覧ください。

歳出予算の性質別の状況であります。

円グラフを御覧ください。歳出総額のうち、人件費、公債費及び扶助費を合わせた義務的経費が35.9%を占め、公共事業費等の投資的経費が21.9%を、市町村等への補助金などその他一般行政経費が42.1%をそれぞれ占めます。

次のページを御覧ください。

社会保障関係費の状況であります。

中ほどの表の右下、合計欄にありますとおり、社会保障関係費は総額1,231億円余で、予算差を総額の18.4%を占め、一般財源ベースでも1,044億円余になります。

また、記載はございませんが、それぞれ前年度と比べ6.4%及び4.5%の増となっております。

次のページを御覧ください。

特別会計についてであります。会計別に増減はございますが、15ある特別会計の当初予算額の合計は1,998億円余で、前年度と比べ44億円余、2.3%の増となっております。

次のページを御覧ください。

公営企業会計についてであります。

電気事業をはじめとする4つの公営企業会計の当初予算額は、いずれも減額となっております。

なお、説明欄に米印を付して記載しておりますが、県立病院事業会計に対する一般会計からの繰出金は76億円余で、診療報酬では賄うことが困難な給与改定に伴う職員の人件費の増分や、物価高騰に伴う診療材料費等の増分に係る負担により、前年度と比べ13.6%の増となっております。

次のページを御覧ください。

次に、各常任委員会で個別に御審議いただきます当初予算に計上しております主な事業につきまして、簡単に御説明します。

まず、日本一挑戦プロジェクト関係であります。子ども・若者プロジェクトでは、一番上の「第2子保育料負担軽減事業」におきまして、市町村と連携し、第2子に係る保護者の保育料負担を現行の2分の1以内から4分の1以内へと軽減します。

19ページを御覧ください。

グリーン成長プロジェクトでは、一番上の「植栽未済地解消緊急対策事業」において、植栽の妨げとなっている灌木等の除去費用を支援いたします。

次のページを御覧ください。

スポーツ観光プロジェクトでは、一番上の「屋外型トレーニングセンター環境整備事業」において、600席程度の観客席やアスリートの休憩場所を設置いたします。

また、一番下の「ツール・ド・九州開催事業」では、10月13日に本県と大分県で共同開催予定の「ツール・ド・九州2025」大会に必要な運営経費等を開催地である延岡市とともに負担いたします。

22ページを御覧ください。

重点施策の2つ目の柱、若者・女性を重視した人口減少対策関係であります。一番上の「女性にやさしい職場づくり応援事業」では、女性活躍の取組を行う企業へ奨励金の支給等を行います。

また、U I J ターンのさらなる推進のために、従来の移住支援金の対象とならない若者への給付金の支給や、新卒者などに対する引っ越し費用の支援を行います。

24ページを御覧ください。

重点施策の3つ目の柱、持続可能な未来に向けた基盤づくりであります。一番上の「外国人材定着促進支援事業」では、外国人材に係る企業向け・外国人向けの労働相談窓口を設置します。

なお、外国人の生活面に対する相談は、既に設置済みの「みやざき外国人サポートセンター」で対応しておりますので、今後、両窓口で外国人の暮らしと仕事を総合的に支援してまいります。

次のページを御覧ください。

上から3つ目の「重度障がい者（児）医療費公費負担事業」では、新たに精神障がいの方の医療費を助成対象に追加します。実際の助成開

始は、市町村の準備もあり、10月を予定しております。

その下の事業ですが、築67年と全国で最も古い都城警察署の建て替え整備に着手をいたします。現地建て替えを予定しており、令和12年度の供用開始を予定しております。

一番下に線で囲って記載しておりますが、県土強靱化に係る県単独の公共事業予算につきまして、増額して7年連続で対応いたします。

また、公共事業全体では1,052億円と3年連続1,000億円を超える規模となっております。

27ページを御覧ください。

その他としまして、国スポ・障スポに係る予算につきましては、総額113億円余となっており、新体育館メインアリーナや県総合運動公園テニスコートの整備などに取り組みます。この両施設をもって、国スポ関係の大規模な県有施設の整備は終了となります。

一方、競技力の向上等には引き続きしっかり取り組んでいきます。

次のページを御覧ください。

県庁職員の確保が厳しさを増す中で、県民サービスの充実などに引き続き職員が注力していく環境を整備するため、今回、アウトソーシングやICT化による業務改革にも予算を措置しております。

予算の概要については、以上になります。

なお、歳入予算や議案等の詳細につきましては、危機管理局长及び各課（室）長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○蛭原税務課長 税務課から、県税収入予算につきまして御説明いたします。

委員会資料31ページを御覧ください。

県税収入予算につきましては、経済動向や主

要企業の業績見通し、令和6年度の税込状況及び税制改正等の影響を勘案して見込んだものであります。

令和7年度当初予算は、表の一番上の県税計の行の左から2つ目、令和7年度当初予算額①と書かれた欄のとおり1,123億1,000万円を計上したところであります。

これは、表の中ほどの前年度当初比の欄にありますとおり、前年度と比べて50億7,000万円の増額、率として104.7%となっております。

それでは、増減額の大きい税目について御説明いたします。

前年度当初比増減額及び一番右の備考欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税は、定額減税の終了等により31億5,085万円余の増、その4つ下の法人事業税は、卸売・小売業等の所得増により12億247万円余の増と見込んでおります。

32ページにお進みください。

上から2段目、地方消費税の譲渡割は、物価上昇により4億2,456万円余の増、次に、その1つ下の地方消費税貨物割は、円安に伴う輸入価格の上昇により1億5,741万円余の増、続いて、その1つ下の不動産取得税は、税額200万円以上の大規模建築の増加により2億690万円余の増と見込んでおります。

33ページにお進みください。

下から3段目、軽油引取税は、貨物輸送量の減少や物流の効率化による軽油需要量の減少により2億6,342万円余の減と見込んでおります。

○川添委員長 概要説明及び歳入予算等の説明が終了いたしました。

審査の進め方ではありますが、予算議案のみ2班に分けて議案等の審査を行い、特別議案

等の審査を行った後に、総括質疑の時間を設けることといたします。

執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、総務課、人事課、財政課、財産総合管理課、税務課の予算議案に係る審査を行いますので、順次、議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○今村総務課長 資料34ページを御覧ください。

こちらは、総務部の令和7年度当初予算案の歳出予算課別集計表であります。

今回お願いしております、総務部の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、表の左から2列目の一番上にありますように2,356億1,951万5,000円であり、令和6年度の当初予算額と比較しますと、一番右端にありますように103.5%となっております。

続きまして、35ページを御覧ください。

こちらは、債務負担行為の追加であります。

今回、総務部からは事項の欄に掲げております3件につきまして、それぞれの期間及び限度額の範囲内において、債務負担行為をお願いするものであります。

続きまして、36ページを御覧ください。

ここから、総務課の当初予算案について、御説明します。

総務課の令和7年度当初予算額は、左から2列目の一番上にありますように4億168万3,000円であります。

37ページを御覧ください。

主な内容について御説明します。

まず、上から4段目の(事項)文書管理費の9,401万8,000円であります。

これは、文書の発送料や文書収発室運営嘱託員の人件費など文書収発に係る基本経費のほか、電子決裁機能を有する新文書管理システムの運用に要する経費であります。

次に、その下の(事項)印刷等管理費4,973万1,000円であります。

こちらは、庁内で作成しております冊子類の印刷・製本業務の経費であり、印刷機器のリース料、それから印刷業務嘱託員の人件費などでございます。

次に、下から2段目の(事項)文書センター運営費4,530万5,000円であります。

これは、県文書センターにおいて、歴史的価値のある公文書を適正に保存・管理するための経費であり、このセンターの維持管理経費、文書センター運営嘱託員の人件費などでございます。

38ページを御覧ください。

最後に、(事項)県公報発行費1,527万7,000円であります。

これは、条例、規則、告示など県民に周知すべき事項の公表の手段であります、県公報の発行に要する経費などでございます。

○那須人事課長 人事課の当初予算につきまして御説明いたします。

資料39ページを御覧ください。

人事課の令和7年度当初予算額は、表の左から2列目、一番上であります50億2,077万5,000円あります。

主な事業について御説明いたします。

40ページを御覧ください。

まず、上から2段目の(事項)人事調整費10億2,813万3,000円あります。

これは、右の欄にありますとおり、知事部局職員の人事給与管理の調整に要する経費であります。

主なものとしまして、1、会計年度任用職員の雇用につきましては、職員が産休・育休等取得した際に代替職員として雇用する会計年度任用職員の雇用に要する経費であります。5、職員手当の調整経費につきましては、職員の時間外勤務手当等の調整経費であり、例年、人事課において一括計上しているものであります。

次に、上から4段目の(事項)人事給与費33億1,622万円あります。

これは、右の欄にありますとおり、人事給与管理事務及び退職手当に要する経費であります。

主なものとしまして、2、退職手当につきましては、知事部局職員の退職見込者に係る所要額です。3、人事給与システム管理事業につきましては、職員の人事や給与に関する情報を効率的に管理するシステムの維持管理に要する経費などを計上しております。

5の新規事業「職員確保・定着強化事業」につきまして御説明いたします。

41ページを御覧ください。

予算額は、右上にありますとおり959万3,000円あります。

まず、事業の目的ですが、働き始める若年層の減少や民間企業との競合などにより、技術職を中心に県職員の確保が厳しく、また若手職員の早期退職も一定数生じております。

そのために本事業により、県の仕事の魅力発信や、職員のキャリア形成支援を行い、職員の確保・定着を図るものであります。

事業の概要の(1)事業内容を御覧ください。

まず、①インターンシップの強化・拡充等による県の仕事の魅力発信についてであります。

例年8月に5日間、県庁インターンシップを実施しておりますが、参加者の多くが県の採用試験を受験しており、インターンシップは県職員確保に非常に有効な手段であることから、その充実を図るものであります。

具体的には、多くの学生にインターンシップに参加してもらうために、従来のインターンシップに加え、新たに、会計年度任用職員として任用し業務に携わる「実務研修型」や、見学ツアーとして県庁の雰囲気を感じてもらう「1day型」といった多様なインターンシップを実施いたします。

また、学生に「県庁で働きたい」と思ってもらえる魅力あるインターンシップを提供するため、インターンシップを受け入れる所属に対し、受入プログラムや手法を学ぶ研修を実施いたします。

次に、②資格取得支援についてであります。

これは、業務の役に立ち、職員のキャリアアップにつながる資格取得につきまして、受験料や旅費を支援することで、職員の自己成長意欲を促し、エンゲージメントを高め、定着促進を図るものであります。

特に採用が厳しい土木職や林業職などを対象に、キャリアアップにつながる土木施工管理技士などの国家資格を対象としております。

これまで人事委員会などとともに、リクルート活動、採用試験の見直しなどに取り組んできておりますが、加えて、今回の事業にしっかり取り組むことで、職員の確保・定着につなげてまいりたいと考えております。

○池田財政課長 資料42ページを御覧ください。

財政課の令和7年度当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして1,576億9,964万1,000円でございます。

その内訳については、一般会計が781億1,882万4,000円、対前年比で97.6%、公債管理特別会計が795億8,081万7,000円、対前年比107.0%でございます。

一般会計の主な増減は、(款)総務費の(目)財産管理費の退職手当基金積立金が17億円余の増額、(款)衛生費の(目)病院費の貸付金が50億円の減額、(款)公債費の公債管理特別会計への繰出金が10億円余の増額でございます。

以下、主な事項について御説明いたします。

44ページを御覧ください。

まず、一般会計についてでございます。

(目)一般管理費のうち、2つ目の(事項)諸費は17億3,537万7,000円です。説明欄1の税外収入の還付等に要する経費の15億500万円ですが、これは、国庫補助事業の確定に伴います国への返還金等の経費でございまして、過去の実績等を踏まえた計上でございます。

その下、2の庁内一般共通経費の2億3,037万7,000円ですが、こちらは、突発的な事象等により生じた各所属の人件費、旅費、需用費など諸経費の不足を補うための予算を財政課で一括計上しているものでございます。

次に、(目)財産管理費のうち、3つ目の(事項)退職手当基金積立金は17億436万円です。

この基金は、段階的な定年引上げに伴い、退職手当に年度間の大幅な増減が生じることから、財政負担の平準化を図るために設置したも

のでございます。今回、令和8年度の退職手当の財源といたしまして、その一部を当該基金に積み立てるものです。

また、この事項のほか、各事項の欄に記載しております経費につきましては、当課が所管しております各基金の積立金や運用利子を積み立てるものでございます。

次に、(目)元金の697億3,844万9,000円、その下、(目)利子の39億8,856万2,000円です。

これらは、県債の償還経費であります。このうち、(事項)元金償還金の説明欄1の3億3,800万円余については、国に対し一般会計から直接償還するものでございます。

これ以外については、同じ欄の2、公債管理特別会計繰出金として、一般会計から公債管理特別会計に繰り出した上で、当該特別会計から金融機関等に償還してまいります。

45ページを御覧ください。

(目)予備費については、例年どおり1億円を計上させていただいております。

46ページを御覧ください。

ここから公債管理特別会計についてです。この会計では、一般会計からの繰出金を財源とする県債の償還経費を計上しております。

まず、(事項)県債管理基金積立金54億6,630万円です。これは、満期一括償還債の償還財源を計画的に積み立てておくものでございます。

その下、(目)元金から一番下の(目)公債諸費までは、県債の償還経費として、(事項)元金償還金に701億2,233万2,000円、(事項)利子償還金に39億8,856万2,000円、(事項)事務費に362万3,000円を計上しております。

歳出予算の説明は以上でございます。

続きまして、47ページを御覧ください。

さきの決算特別委員会で御指摘を賜りまし

た、指摘要望事項に係る対応状況についてでございます。

まず、指摘要望事項の1つ目、予算の効率的・効果的な執行と健全な財政運営についてです。

対応といたしまして、令和7年度当初予算は、日本一挑戦プロジェクトの着実な推進をはじめとする3つの重点施策の推進と財政の健全性確保の両立を図る予算として編成いたしました。

予算額は、3年連続で6,500億円を超える規模となりましたが、県税収入の伸び、それから、国庫補助金等の積極的な活用によりまして、当初予算編成後の財政関係2基金残高は、これまでと同水準の約239億円を確保しております。

また、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高については、県土強靱化や国スポ・障スポ大会への対応等により年々増加しておりますが、国スポ関係の施設整備は、来年度におおむね終了するとともに、実質公債費比率などの財政健全化に関する指標も、国が定めております早期健全化基準を下回っているなど、現状問題ないことから、今後の財政運営に支障は生じないものと認識しております。

一方で、人件費の増加、物価高、金利の上昇が今後も見込まれ、防災・減災対策や施設の老朽化対策にも継続的に取り組んでいく必要があることから、毎年更新しております長期的な財政見通しへの確に反映し、引き続き、将来の財政状況をしっかりと確認していくとともに、地方一般財源総額の確保、地方財政措置の拡充等について、全国知事会等とも一体となりながら強く要望していくなど歳入確保にも取り組んでまいります。

48ページを御覧ください。

次に、指摘要望事項2つ目、主要施策の成果に関する報告書における記載の在り方についてございます。

毎年度9月県議会定例会において、決算に関する議案とともに提出しております主要施策の成果に関する報告書につきましては、県議会における決算審査の円滑化のため、宮崎県総合計画2023の分野別施策の体系に従い、各課の重点推進事業等を中心に成果を記載しているところでございます。

このような中、令和5年度決算に係る報告書より、成果指標を個別に設けた事業につきましては、その達成状況を新たに記載したところであります。また、事業の評価はもとより見直し・改善等の検討を行う際にも活用しているところでございます。

また、予算編成時における成果指標の設定方法につきましても、原則として、毎年度検証可能な指標を数値等により、具体的・客観的に設定するなどの考え方を改めて整理しまして、庁内で統一を図るなど、適正化に向けて取り組んでいるところでございます。

今後とも、報告書に記載した評価の活用や記載の在り方については、不断の見直しを行いまして、必要な改善を図ってまいります。

○徳松財産総合管理課長 資料49ページを御覧ください。

財産総合管理課の令和7年度当初予算額は、左から2列目の一番上のおり41億9,454万4,000円であります。

主な内容について御説明します。

50ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)庁舎公舎等管理費8億5,724万6,000円であります。

これは、庁舎の光熱費や、清掃・警備業務等

の委託、職員宿舎の修繕など、庁舎等の維持管理に要する経費であります。

次に、その下の(事項)庁舎公舎等保全費26億782万円であります。

これは、庁舎等の改修工事や維持補修などに要する経費であります。

説明欄の5の新規事業「本庁舎修繕業務委託」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項)電気機械管理費2億1,640万2,000円であります。

これは、庁舎の空調設備等の改修など、機械・電気設備の維持管理に要する経費であります。

次に、下から3段目、(事項)公有財産管理費2億3,369万2,000円あります。

これは、県営住宅・職員宿舎などが所在する市町村に固定資産税に相当する額を交付する県有資産所在市町村交付金などに要する経費であります。

最後に、一番下の段の(事項)県有施設災害復旧費9,270万円は、台風などの災害により被害を受けた県有施設の復旧に要する経費であります。

次に、新規事業について御説明いたします。

資料52ページを御覧ください。

新規事業「本庁舎修繕業務委託」であります。

予算額は2,338万4,000円で、財源は一般財源です。

事業の目的です。

小規模な修繕業務を外部委託することで、スピーディーな修繕の執行と担当者の業務軽減を図るものでございます。

事業の概要欄の(1)事業内容ですが、財産

総合管理課で行っている本庁舎の修繕について、これまで金額を問わず、1件ごと発注から支払いまで担当者が取り行っていた100万円未満の小規模な修繕業務を一括して外部委託するものです。

(2) 事業の仕組みですが、民間企業への委託を行います。

(3) 成果指標です。これまで修繕に要する平均日数が1件当たり49日であったものが、およそ30日程度に縮減されると見込んでおります。

○蛸原税務課長 資料53ページを御覧ください。

税務課の令和7年度当初予算額は、表の一番上、税務課計の左から2つ目のとおり598億5,412万1,000円であります。

55ページにお進みください。

主な内容について御説明いたします。

上から2段目の(事項)諸費であります。

これは、税の過年度収入分に係る還付等に要する経費でありまして15億円を計上しております。

次に、上から3段目の(事項)賦課徴収費であります。27億1,092万6,000円を計上しております。

これは、県税の賦課徴収に必要な経費でありまして、その主なものといたしましては、右の説明及び事業名欄の1、徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして2億5,146万6,000円を計上しております。

これは、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料等の事務経費であります。

次に、その下の(2)個人県民税徴収取扱費交付金としまして15億9,318万5,000円を計上しております。

これは、市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収する個人県民税の事務に係る費用等を補償する目的で市町村へ交付するものです。納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を市町村へ交付しているところであります。

次に、2の自主納税の推進費の(2)のウ、軽油引取税徴収取扱報償金としまして2億2,074万1,000円を計上しております。これは、軽油引取税の特別徴収義務者に対して、前年度に納期内納入した税額に応じて交付するものであります。

次に、その3つ下の3、管理機能の充実費の(3)税務電算トータルシステム運営費としまして1億5,416万6,000円を計上しております。これは、税務電算トータルシステムの維持管理費及び税制改正等に伴うシステム改修費等であります。

次に、その1つ下、(4)県税クラウドシステム構築事業としまして3億321万8,000円を計上しております。これは、令和9年1月から運用開始を予定しております県税クラウドシステムの委託経費であります。

再び事項名の欄にお戻りください。

下から3段目の(事項)地方消費税清算金ですが、これは、本県に払い込まれた地方消費税について各都道府県間で清算を行うために支出するものでありまして226億9,335万2,000円を計上しております。

その下の(事項)利子割交付金以下8つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金でありまして、令和7年度の税収見込額を基礎に算出したものであります。その算定方法は、右の説明及び事業名欄のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

た。

予算議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 総務部長の説明の中の、使用料及び手数料関連でお伺いします。今回、指定管理・利用料金制度の場合には使用料の上限を定めるということですが、実際にそういう改正をして指定管理団体が料金を改定する時期については、ばらばらということになるのでしょうか。

○池田財政課長 委員がおっしゃるとおり、あくまで今回の条例案は上限額を定めるものでありますので、実際にどれだけ上げていくかということも含めて、スケジュールについては、県と指定管理者の間で今後の協議により決定されます。

○黒岩委員 物価高や諸経費がかかるということで条例を改正されたと認識しているんですが、県が支払う指定管理料が減るということは想定されないということによろしいのでしょうか。

○池田財政課長 基本的に経費が指定管理料以上に上がっているという状況があるかと思しますので、指定管理料については、そこに飲み込まれる形になることを想定しております。

○丸山委員 資料41ページの「職員確保・定着強化事業」についてですが、これまではインターンシップでどれぐらい来ていたのでしょうか。また、今後、この事業に取り組むことによってどれぐらい増加すると考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○池北行政改革推進室長 インターンシップを8月頃にやっていますが、事務、技術にかかわらず、130名程度に参加していただいています。これをやることによって大きく上げていきたいと考えています。

○丸山委員 特に厳しくなっているのが土木職と林業職だという説明がありましたが、これに関する大学へのアプローチは、今後どのような形で行う予定にしているのでしょうか。

○池北行政改革推進室長 特に今は土木職が厳しい状況というところで、県土整備部のほうで、例えば宮崎大学だったり、関係する九州の土木関係の学部がある大学の生活協同組合や学部を回っております。そこで、土木職の魅力のアピールとか、現状の仕事のやりがいなどをどンドンアピールしていくということで考えているところです。

○丸山委員 恐らく、これから退職者の数が増えてくる可能性があると思っているんですが、ここ2～3年でどれぐらい退職者が増えていて、職員が足りなくなると考えているか教えてくださいとありがたいと思います。

○池北行政改革推進室長 土木職は、特に50代以上の職員がほかの職種に比べて多く、3分の1ぐらいが50代の職員ということになります。大量の職員が辞めていくことが想定されていますので、それなりの採用数を取っていかなくてはなりません。

そこは、こういった事業を使いながら採用を増やすとともに、離職者も結構出てきておりますので、(1)事業内容の②にもありますけれども、資格取得支援によって仕事のやりがいとかエンゲージメントを高めながら離職防止を図ってまいります。入るところはしっかり入れていって、出るところはしっかり止めていくというところで、そういった双方からの取組を進めていきたいと考えております。

○丸山委員 50代が3分の1程度ということですが、実際は何人ぐらいになりますか。

○池北行政改革推進室長 土木職でいえば、370

名程度の職員となります。

○丸山委員 ということは、100名ぐらいが50代ということでしょうか。

○池北行政改革推進室長 そのとおりでございます。

○丸山委員 あと、途中で辞める方も多いということですが、過去3年で、具体的には何名ぐらいが辞めていらっしゃるのかを教えてください。

○池北行政改革推進室長 例えば、20～30代の若手職員で、昨年度は大体45名の退職者が出ております。その前の令和4年度が48名ということになっています。5年前は30名程度でしたので、やはり最近は増えているという傾向がございます。

○丸山委員 辞めた後に市町村に行っているのか、民間に行っているのか、その割合について情報があるのでしょうか。

○池北行政改革推進室長 辞めた理由についてこちらで把握はしておりませんが、例えば、県内の市町村役場、IT企業や総合建設業などに就職していると聞いております。

○丸山委員 40～50名近くが毎年辞めてしまって非常に残念だなと思っています。これは、働きがいもなくしているのか、人間関係なのか、そのあたりはもう少し突っ込まないといけないと思います。キャリアアップのために資格を取る経費だけで離職者が少なくなるというのは、少しイメージできないのですが、キャリアアップというか、資格を取ることによって離職防止になるという自信がありますか。

○池北行政改革推進室長 委員がおっしゃるとおり、働きがいが一番大事なところだと思いますけれども、この資格取得支援だけではなくて、庁内では、自らが手を挙げて行きたいとこ

ろに行ける庁内公募制だとか、民間や国などへの外部研修とかもやっております。

あとは、所属がしっかり評価をしながら、キャリア形成というか、配属先についての話も綿密に面談しておりますので、そういったところで働きがいというところをつかんでいって、資格取得の支援ということで併せてやっていければと考えております。

○丸山委員 働きがいには、人事異動も非常に重要だと思っていますので、そのあたりをしっかりと対応できるようにしていただければありがたいと考えております。

○那須人事課長 先ほどの若手職員の退職の状況で補足させていただきます。

行政改革推進室長から説明がありました数字というのは、事務職と技術職を合わせてのものになります。うち、技術職が大体6～7割といった人数を占めている状況であります。そのため、技術職については、採用ははじめとして、資格取得の支援を手厚くするといった形でキャリアアップを図る、もしくは行政の効率化にもつなげてまいりたいと考えているところであります。

○山口副委員長 人事課なのかは分かりかねますが、人件費全般のことでお伺いします。

部長から説明があったとおり、昨年度に比べて、人件費が少し下がって総額が下がってしまいましたが、教育分野での人件費の減がインパクトとして一番大きく、知事部局等は上がっているという認識をしています。教育分野では、人件費が昨年度比で20億円ぐらい極端に落ちているんですけども、この要因は何か分かりますか。退職者が非常に多いのでしょうか。

確認しますが、知事部局の人件費は全般的に上がっているという認識しているのですけれど

も、昨年度より上がっているという理解でよろしいですか。各部署で人件費を計上されているので、人件費全体を見る機会が少ないものですから、そこを確認したいと思っています。人事課でなくても、答えられる課で大丈夫です。

○池田財政課長 教職員だけを抜き出したものはないのですが、全体の傾向といたしましては、給料や報酬については前年度より増えております。

一方で、退職手当については、2年に一度の退職の年齢引上げに伴いまして、来年度、令和7年度は定年退職が発生しない年になります。そのため、退職手当の大幅な減ということで、全体としての人件費は減となっているというのが予算上の状況でございます。

○山口副委員長 資料13ページに、義務的経費などの内訳を円グラフにいただいているものがあります。これを昨年度版と比較して見ているところなのですが、警察だと前回は214億円、知事部局でいくと357億円だったのが359億円、教育でいくと994億円が979億円と、円グラフの数字上ではなっています。

恐らく、知事部局や警察については、先ほど御説明いただいたとおりの関係で人件費が上がっているのだろうと予測できるのですが、教育だけ極端に減っていて、この傾向が分からなかったのでお伺いさせていただきます。部局が完全に違うので、ここで答弁すべきものではないということも理解させていただければよろしいでしょうか。所管外ですという答えをいただければ、それで納得します。

○池田財政課長 詳細については教育委員会のほうにお願いしたいと思いますが、その他手当が大幅に減っておりますことから、基本的に退職手当に係る人数は教員の数が多い分、退職手

当の響きが大きく係った関係で、教育のみが減となっているものと認識しています。

○黒岩委員 資料25ページの都城警察署の建て替えの件ですが、都城警察署が全国一古いということで、全国2位が日南警察署だったと思います。令和12年度に供用開始とあるのですが、庁内の方針といたしますか、議論として、日南警察署の建て替えはいつ頃になるのか、建て替えの順番があるのか、宮崎西警察署の話もありますけれども、そういったところの予定があればお聞かせいただきたいと思います。

○池田財政課長 都城警察署が現在動いておりますのと宮崎西警察署の件もありますので、まずはこれらが落ち着いてからの議論になると思っております。警察部局内においても、総務部においても、日南警察署について詳細な議論が行われている状況ではございません。

○黒岩委員 資料32ページの県たばこ税について、喫煙者がだんだん減っているのかなという認識がありましたが、ほぼ現状維持で見込まれた原因は何なのでしょう。

○蛭原税務課長 県たばこ税については、たばこの本数に影響して税収が決まってくるわけですが、内訳を見てもみますと、いわゆる従来からの紙巻きたばこは非常に落ちてきております。一方で、加熱式たばこが結構増加しております。結果として、合わせた本数総数自体は横ばいから少し伸びるような傾向が出ておりましたことから、税収もそのように見込んだというところでございます。

○黒岩委員 資料37ページの(事項)文書センター運営費のところですが、これは防災庁舎の前の文書センターのことですね。

○今村総務課長 防災庁舎の前というより、環境森林部が入っている7号館と企業局との間に

あります6号館という小さい建物が文書センターでございます。

○黒岩委員 資料52ページですが、本庁舎の修繕業務を外部に一括委託するということですが、工事には、建築や水道、電気などのいろいろな種類があるかと思えます。こういったものについても、一括してどこかに委託するという考えなのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 委員がおっしゃった建築、電気、機械といった工種も含めて、総合的に1か所の業者にお任せして、その業者のほうでそれぞれの工種ごとに、ほかの会社に発注してもらうという形になります。

○黒岩委員 そうなりますと、少し割高になるといったことも想定されていらっしゃるのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 今回委託する業務というのは、随意契約可能な工事ということで、100万円未満の工事を想定しております。そこまで大幅な工事費の増は想定しておらず、そのチェックも支払いのときには可能だと考えております。

○黒岩委員 最初に受けていただける会社は建築業者なのでしょうか。どういったところを想定されていますか。

○徳松財産総合管理課長 現在考えているところは、工務店やビルメンテナンス会社といった、複数の工種に対して対応できるような業者で考えております。

○丸山委員 ちなみに、令和6年度は、100万円未満のものは件数的にはどれぐらいあったと認識すればよろしいでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 令和6年度の実績は手元にないのですが、この事業を予算化するに当たっては令和5年度の実績で考えており、令

和5年度は年間142件という小規模な修繕が行われております。令和6年度でいいますと、9月末の時点では69件になっております。

○丸山委員 本庁はこれでいいと思いますが、出先も結構細々したものがあると思っております。本庁だけこのようにしたのはどういう意図があるのか。今後、出先についても考えていくことになっていくのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 今回の事業は本庁舎ということですが、今後、総合庁舎や単独庁舎といった出先機関の修繕について、今回のこの事業の実績・実施状況を踏まえて、広げていけるかどうかを検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員 技術職員が少ないということで、うまく発注することで、業務に専念してもらうことになっていると思いますので、ぜひ本庁でやってみて、うまくいけば広げていただく方向も考えていただければありがたいと思っております。

○坂本委員 丸山委員がお聞きになられたところもあるんですけども、これまでは修繕業務に職員の方が何人に対応なさっていたのか教えてください。

○徳松財産総合管理課長 修繕業務でいいますと、財産総合管理課に庁舎保全担当という担当がおります。その中に建築職、電気職、機械職の3名が、それぞれの工種に対して対応しております。

○坂本委員 アウトソーシングということではどんどんやっていただきたいと思いますが、成果指標のところ、1件当たり49日かかっているものを30日に削減するというので、大分スピーディーにされるという指標となっておりますが、これは物によって違いますよね。

○徳松財産総合管理課長 委員がおっしゃったとおり、工事の規模、内容によって、長い期間を要するものもありますし、想定以上に早く終わるものもございます。ここで出しているのはあくまで平均といいますか、30日程度に削減が見込めるという算定になっております。

○坂本委員 外部委託先の業種として、工務店やビルメンテナンス業者を想定しているとおっしゃっていましたがけれども、これは1社で出すということですか。それとも複数のところに出されるということですか。

○徳松財産総合管理課長 委託先も1社となります。

○後藤委員 関連ですが、防災・減災対策、施設の老朽化という大きなテーマが上げられているのですが、坂本委員が質問されたPFI事業とかのアウトソーシングも含めて、大きな老朽化対策というのは施設の大きなテーマではないかなと思います。今後の考え方、方向性があれば教えていただきたいと思います。

○徳松財産総合管理課長 委員がおっしゃった老朽化対策につきましても、これまではどうしても事後保全・修繕を続けてきており、事前の保全がなかなか進んでいないという状況にありました。令和7年度は、それぞれに一定程度は進められるようにということで、事後保全と事前保全を別の予算枠で実施することになっております。

○黒岩委員 資料24ページの新規事業「外国人材定着促進支援事業」ですが、昨年、私が一般質問で、外国人に公営住宅をどんどん利用してもらったらどうかという話をいたしましたら、建築住宅課は申請があれば受けますよという話でした。どこが県庁の窓口になるのかという話が宙ぶらりんになった感じもありました。

今回の事業というのは、県庁の機能を強化する事業だと捉えているのですが、部局・課での調整がうまくいくように、一元的に機能するように、総務部としてもしっかり注意して見ていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山口副委員長 まず、税務課に県税収入における考え方についてお伺いします。

来年度の法人事業税のところですが、この間の補正予算では結構な上振れをしていたと思います。来年度の数字については、今年度の補正額よりも少し少なめで、固く見ていらっしゃるというのは分かるころではあります。今年度よりも下げたことについて、どのように見られたのか教えていただけますか。

○蛭原税務課長 法人県民税と法人事業税は法人関係の税金ですけれども、事前に主要法人にアンケートを送りまして、今年度の見込み及び来年度に向けての見込みを聞いております。基本はそれをベースに、業種ごとにどういった業種が伸びていくのか、落ちていくのかということ積み上げていっているという状況であります。

もちろん、国が出す地方財政計画といったものも見てはいきますが、法人関係になりますと、全国の動きと地方である宮崎県の動きが必ずしも一致していないところも例年ございますので、参考にしつつも、地元の主要企業へ行った調査での見通しをベースに組み立てているという状況でございます。

○山口副委員長 今年度よりも10億円ぐらい落ちていますよね。実績として10億円は2月補正で入ってきていて、さらに来年は伸びる前提で考えていらっしゃるようですが、今年度の実績より当初予算を低めに見積もるというのは、

アンケート調査の結果としてそうなるということですか。

○蛭原税務課長 基本的には、法人からの回答ではそういう傾向が出ているということでございます。当然、直近の今年度の見込みと来年度の見込みということになりますと、直近の見込みはある程度精度が高くなりますが、来年度の話になりますと少し状況も不安定にはなりますので、精度的な部分もあろうかとは思っております。今のところはそういうアンケートの内容を踏まえているという状況でございます。

○山口副委員長 財産総合管理にお伺いしたいんですが、資料50ページの庁舎公舎等の維持補修に要する経費の中で、庁舎公舎等営繕工事費というのが14億円ぐらいありますけれども、これは昨年度より少し多くなっています。これは来年度どのような工事をやる予定になっているのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 工事としてはかなりの数がありますが、県庁本館周辺や総合庁舎も含めて行われる工事というのは、外壁の工事だとか、屋根防水、照明施設、電話交換機、空調等、庁舎・建物によって工事の種類がいろいろ分かれておりますので、件数でいいますと29件の14億円と算定しております。

○山口副委員長 昨年度が7億円ぐらいでしたが、今年度は倍になっているなど思ったところですが。特に触れられなかったのが、何か大きい工事をするのかなど思っていたのですが、計画されている修繕を計画どおりやっていくと、たまたま来年度は今年度よりも金額的には倍になっていて、件数も多くなっているという理解をしておけばよろしいのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 予算額が増えた件につきましては、先ほども触れましたけれども、

予防保全の工事を確実に進めていかなければならないという課題がございましたので、庁舎公舎等営繕工事費ということで増額させた予算として上げさせていただいているところです。

○山口副委員長 説明していただいている予防保全の考え方という新しい考え方を取り入れていくことにしているので、今までよりもお金はかかってきますということですが、それは令和7年度以降も続いていく傾向になるのでしょうか。7億円から14億円になりましたが、今後の予算規模というのは大体14億円とかをベースに考えていく予測なのでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 この14億円のうち、予防保全の工事ということで一定の枠を予算化させていただいております。これは令和7年度に試験的に行って、うまく工事が進むようであれば、継続をお願いしていきたいと考えております。

○山口副委員長 聞き逃していたら申し訳ないですが、その枠は幾らでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 工事の中でいいますと、事後保全の枠として10億1,600万円、予防保全の枠ということで1億9,000万円、工事設計費ということで2億3,000万円です。事後保全の枠と予防保全の枠と設計委託の枠ということで3種類の枠に分けております。

○山口副委員長 確認させていただきますが、事後保全の枠というのが今までやられていたもので、計画どおりいくと、昨年度は7億円ぐらいだったものが来年度は10億円ぐらいになっていきます。新しく予防保全という考え方を進めていきたいので、新たな枠として2億円ぐらいの枠をつくりました。さらに、それに伴う工事の設計業務としてもう一枠あります。

2億円ぐらいが、今までにない新しい取組の

枠ということでしょうか。

○徳松財産総合管理課長 維持補修の工事費の中で、事後保全と予防保全の枠をきれいに分けようとなっております。予防保全の2億円がそのまま増えたというわけではなくて、事後保全の予算額も増額となっております。

○山口副委員長 最後に1件、歳入についてお伺いさせていただきたいと思えます。

歳入予算説明資料という別の資料を見ていますが、補正のときにお伺いした高校の授業料の予算が17ページにあります。高等学校授業料及び科目履修料で22億円ぐらい計上されていますが、補正予算の中で7,000万円ぐらい落とされました。今年度においても同じぐらいの金額が上がっている状況ではあります。

説明を事後で受けたところによると、歳入の計算方法については一生懸命努力されている傾向にはあると思えますが、数字としてまた歳入が落ちる可能性もはらんでいると思えます。歳入自体の算出の仕方については、基本的には固く見るというところが大体の原則であろうかと思うのですけれども、財政課としては、全般的に各課に対して歳入の計算の仕方というものについてしっかり指導や確認は行っているという理解でいいのでしょうか。各課が上げてきている歳入の根拠についてもしっかり財政課も見ていて指導もして、今後も続けていくという理解でよろしいでしょうか。

○池田財政課長 歳入については、各課に対して、まずは固くしっかりと見積もるように指導しておりますし、当初予算編成方針等においても、歳入割れは基本的に避けたい形はありますので、直近の数字等も使いながらやってくれということはしっかり指導しております。その上で、各課の責任において、ある程度数字は持っ

ている状況がございますので、それぞれについて、今まで十分にできていたかと言われると、まだまだ改善の余地はあるものだと思います。

特に、高等学校授業料及び科目履修料については、改めて原課から報告も受けました結果、昨今の退学の数とかを本当に見込んだ計算式になっているのかということについては、もう少し踏み込んだ対応が必要ではないかという認識も新たにいたしましたので、今後の歳入予算の編成においては、そういったところもしっかりと原課と一緒にしながら、数字をしっかりと見ていきたいと思っております。

○山口副委員長 意見として聞いていただきたいのですが、特に高等教育については、今後、無償化の影響などで厳しい競争環境に置かれる可能性があります。歳入というところについて、教員の皆さん、教育委員会の皆さんにおいても、数字の面をしっかりと分かった上で、経営意識を持って学校運営に当たっていただく必要があると思えます。

教育委員会に限らず、歳入の見方ということについては、財政課から引き続きしっかり指導していただければと思えますので、よろしくお願いたします。

○丸山委員 資料32ページの不動産取得税に、「大規模建築の増加による増」と書いてありますが、建築戸数は減るというイメージがあるものですから、なぜ増になるのかというのを教えていただくとありがたいと思えます。

○蛭原税務課長 実績といえますか、数字の見込みとしては、建物の棟数のほうは増加傾向にあります。特に大規模建築については増加傾向にあると見込んでおります。大規模建築ということで、税額が200万円以上になりますので、一

般の個人宅ということは考えにくくて、法人が建てるような倉庫や工場が増えてきている状況であります。

令和6年度当初予算が少し低い見込みだったものですから、補正のときに増額で上げておりましたが、補正予算よりさらに増えるという見通しで、令和7年度の当初予算を上げている状況でございます。

○丸山委員 企業誘致とかがかなりうまく進んでいるというイメージもあると認識しているのでしょうか。景気がいいというイメージはないものですから、実態と乖離しているような印象を受けます。ローム関係の企業が来るからとか、そのような認識でよろしいでしょうか。

○蛭原税務課長 法人の細かい状態は把握できませんけれども、情報収集をしている限りでは、そういった法人の計画があったり、既に建っていて、これから課税をする段階まできているとか、いろいろな情報からそのように見ているところがございます。肌感覚と少し違う部分があるかもしれませんが、そこら辺の細かな事情までは私どものほうではなかなか分かりかねるところでございます。

○丸山委員 あと、国のほうで103万円の壁がいろいろ議論されていて160万円になりました。歳入についてはどの前提で、固定資産税や個人県民税を含めて計算されたのでしょうか。所得税控除がありますが、160万円になることで、宮崎県としてはどれくらいの影響があると見込んでいるのでしょうか。

○蛭原税務課長 まず、国のほうで昨今議論されていた部分は所得税であり、国税の基準の議論でございました。住民税に関しては影響が全くないのかといいますと、給与所得控除が10万円ほど上がるということで、その影響が出てく

るという状況になっております。ただし、議論されている基準が適用になるのは、令和7年度収入からということになりますので、令和8年度から税収へ影響が出てくることとなります。

議論されている制度設計が通るということになりましても、影響は極めて限定的なものと考えております。令和7年度の当初予算には全くその部分は加味されていない状況です。

○池田財政課長 補足させていただきます。

最初の想定にありました、年収の壁の123万円への引上げというところで、所得税が減りますので、国全体での地方交付税の財源となる分といたしまして2,000億円の減収となります。また、160万円への引上げが国会で審議されておりますけれども、それに伴うさらなる減収が2,100億円程度となります。

「出口ベース」という言い方をするんですが、我々地方団体に対して交付される元になる金額としては例年変わらずに、昨年度よりも大きな額で来るということで処理されようと、衆議院で動いておりますので、地方における地方交付税に関する歳入という意味では、特段の影響は生じないものでございます。先ほどの税務課長答弁の県税の収入、それから交付税の歳入、どちらにおいても特段の影響は生じないという状況でございます。

○山口副委員長 歳入についてですけれども、ふるさと納税についてお伺いしたいと思います。個人版と法人版ともにあり、特に個人版についてなんですけど、来年度予算においても今年度と同程度のを計上されているかと思えます。当然固く見られていくので、実績に基づいて見ていくということについてはそうだろうと思えますが、歳入確保という観点から、財政課としては、ふるさと納税の確保というか、伸び

についての見解はいかがでしょうか。

各部署で頑張ってくれというスタンスでいいのか、このまま実績に基づいて一定の確保ができればいいというところなのか、そのあたりのお考えがあれば教えていただけますか。

○池田財政課長 まず、総論といたしまして、歳入についても、当然、総務部財政課が必ずかるところでありますので、我々としても歳入をしっかり確保していきます。歳出が伸びている状況にあり、今後も続いていく状況でありますので、歳入をしっかり確保していくということを各部局に対して引き続き力強く求めてまいりたいと思っておりますし、そこへの一定の責任も、総務部、財政課としても持っているものだと思っております。

その上で、ふるさと納税につきまして、責任所管がどこかと申しますと商工観光労働部になります。商工観光労働部において、適切な見込みに基づいて当初予算への歳入計上をしているものと認識しております。昨今、国際・経済交流課で、個人版ふるさと納税を歳入の一つの鍵としようということで、品目を増やしたり、ふるさと納税のポータルサイトを増加させたり、足元で頑張っているところではありますが、今回の歳入予算については昨年度と同額でございます。

これは、歳入予算を見込む年末時点において把握できたのが、10月分までのふるさと納税の実績でございます。そこまでは前年度と同程度でありまして、その後に昨年度よりもふるさと納税の寄附金額が大きく増えたということがありましたので、見込み切れなかったという説明を受けております。全体といたしましては、ふるさと納税については少しでも歳入確保に努めていくことが重要だと思っております。

○岩切委員 歳入確保の話題が出ていますので、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、その議論のところで質問させていただこうと思っていましたが、この際、御質問させていただきたいと思っております。

毎年、使用料及び手数料の議案は出ますが、国のほうの標準的な手数料や試験手数料などが中心だったりしていました。今般、全体的に様々な部局において手数料の改定が提案されていますが、これに対する財政課の考え——先ほど、ふるさと納税についても求めてまいりたいし、責任ある立場だという発言もありましたので、それなりの関与があったかと思うのですが、どのような姿勢で各担当部局に求めたのか、解説いただければと思います。

○池田財政課長 使用料及び手数料については、例年、予算編成方針の中でしっかり見直していくように求めています。使用料及び手数料というのは、指定管理料や様々な歳出において、10万人の税金を使って特定のサービスを受けるということになりかねない、そういった負担の公平性の観点を考えねばいけないという性質がありますことから、その特定サービスを受ける者の受益の限度に応じて負担いただくというのが原則でございます。

その料金については、具体的に人件費や物価の状況などを捉まえまして適時に改定を行っていく必要がありますけれども、これまでは改定額が少額であること、件数自体が少ないことを理由にほぼ据え置かれている状況でありました。

ただ、昨今、人件費の伸びや物価高の影響が著しいものになっております。歳出もそれに伴ってかなり増えておりますので、令和7年度当

初予算編成方針を10月に定めましたが、全庁的に見直しを行っていく旨を方針として打ち立てたところでございます。それに基づいて各部・各課において一定の算定、関係者とのやり取りを通じて上がってきた額について、条例案として今回お諮りしているところでございます。

○岩切委員 一つは、サービスを受ける側の負担だということで、県民全体の税金を使ってという御説明でありましたけれども、受益者は、県に求めて、一定の産業なり余暇の利益を得るということだとは思いますが、そのことが、県の経済や様々な人々の営みに貢献するということだろうと思います。そういった意味では、例えば本を読みたいという利益に対して、現在、県が無料で提供しているというような発想から、また、個別具体的な検査手数料で高額な検査を受けるとか、建築基準などは相当に大きな金額で認定を受けるとか、そういうような差はいろいろあると思います。

今般、特定サービスを受けるからということで相対的に値上げになっていますが、それら一つ一つの利益の公共性というものが丁寧に議論されたかということについて、財政当局としてはどのようにチェックされたのか、お考えをお聞かせいただけませんか。

○池田財政課長 まず、使用料については、各施設によって、物価高騰や人件費の上昇による価格転嫁、料金を考えるための計算式がもともとある施設については、それに応じて直近の数字を踏まえて対応しており、前回と同様の方法等により対応いただいたということと認識しておりますので、一定程度正しい数字だと思っております。そういった数字がなかなか見つからないものにつきましては、直近の改定年からの宮崎市の物価上昇率といった客観的・合理的な

数字を用いて数値を算出したものがほとんどでありますので、財政当局といたしましても一定程度の理屈があるものだと考えています。

それから、足元の物価水準に応じた価格転嫁ということで、一定程度、県民に対しても御理解いただけるものではないかと認識しております。

○岩切委員 合理的な発言だと思いますが、それぞれの行政サービスについての公共性——ここは据え置こうとか無料に低減しようとかいうことがあってこそ、行政の仕事だと思うのですが、そういった結果に落ち着いたところは、今回の見直しの中で存在するのでしょうか。

○池田財政課長 私が認識している中ではございません。

○岩切委員 結局、受益者は負担すべきだし、昨今の物価高や人件費の高騰の部分は相応に負担してほしいという県の姿勢があり、全課へ指示したということで、そこには、県が提供する受益者の受けるべきサービスに対して安くしていこうとか、無料にしていこうとかいう発想や議論が十分ではなかったという感想を持っています。これは受益者の負担という発想でございますけれども、そのあたりについて、利益を受ける側のお気持ちなり、県民の声をどう収集したかというのが大変気になります。

私のほうで各委員会の資料を全部見ましたが、いろいろパーセンテージが違うんです。それはどういう根拠だろうと推察すると、相場的なものとか、他の県・自治体の価格設定もあろうと思いますけれども、そのあたりが全部、受益者側の気持ちも含めて理解・確認されて今般の提案になっているのか大変気になっています。

そのあたりについて、歳入をしっかり確保することを求める立場から、どのような御指導・御指示をされたのかお聞かせいただけませんか。

○池田財政課長 少し補足をさせていただきますと、使用料については、ほとんどが指定管理者制度を取っておりますので、利用者と対峙していらっしゃるのは指定管理者であります。その需給状況とか利用者の声を捉まえて、いつが適切な値上げタイミングなのか、それからどの幅まで上げるべきかについては、今後、県と指定管理者の間で御指摘を踏まえながらしっかり議論して検討していく、その上で値上げさせていただくということが前提とっております。

今回の使用料に係る条例案について、特に指定管理者制度を取っているところについては、上限額として理屈をもってのお願いをするものでありますので、それをいかに使っていくかということは、これから丁寧に議論をお願いしたいと思っております。

それから、手数料につきましては、一般的に利用者が多いもの、全国的に同じような事務が行われているもの——県民にとって必須な事務については、国が政令で定めている単価に応じて積算しております。これについては、政令が改正されない限り基本的には変えませんが、今回、それを除いた20%程度のみ、平均改善率104.6%という、それほど大きなものではないと捉える中での限定的な一律改定を行うものでありますので、大きな混乱を生じさせ得るものではないと捉えております。

使用料については、重ね重ねになりますが、しっかりと指定管理者と県との間で今後議論を行いながら、適時適切な値上げについての御理解をいただくように努めていきたいと思ってお

ります。

○岩切委員 重ねて確認ですが、今、手数料については104.6%という数字をお示しになりましたけれども、財政課からその数字をお示しして手数料の見直しをするようになったということでしょうか。

○池田財政課長 結果として104.6%という形が適切かと思っております。

手数料については、基本的に、どのくらいの人員がどのような事務を何時間かけてやるといった結果、単価として幾らかかるということを経営に機械的に反映しているというのが手数料の積算方法であります。県職員の給与は上がっておりますので、基になる人件費単価を反映した結果、全てを合わせて104.6%となったものでございます。104.6%を目指すためにハッパをかけたといったことではございません。

○岩切委員 一定の目標というか、数字的な根拠があって引き上げられたものということで逆に安心したところではあります。このぐらいでよかろうということで、上げろと言うから上げましたという結果論としての104.6%では困ると思っておりました。根拠というものの、また、県民の理解——県民に説明するとき、こういう事情なのでというところが十分にあるのかということではあります。

手数料についてはそういうことで分かりましたが、使用料に関しては、これから施設等の管理者と議論があるということですがけれども、一般の改正の上限額に到達しなくても、特にペナルティーはないという理解でよろしいでしょうか。

○池田財政課長 あくまで県が条例で定めているのは使用料の上限になりますので、ペナルティー等はないものと思っております。ただ、手

数料と同じように使用料についても物価上昇率を使うなど、我々としては適切な数字だと思っ
て計上させていただいておりますので、その根
拠等を明らかにし、指定管理者ともしっかり協
議をしながら、利用される方々への説明を丁寧
に行いたいと思います。適切な価格になること
を念頭に置きながら、周知期間等の設計を含め
ながら対応していきたいと思っております。

○岩切委員 使用料に関して、利用者側の気持
ちをぜひ組み込んでいながら、最終的には御
理解いただくという手順を踏んでいただきた
いと思います。

あと、例えば、青少年自然の家などの利用料
などが僅かですけれども上がります。子供の政
策面で様々な面で支えていこうという流れが
あるのに対して、人件費や物価高を反映して上
げようという話になります。そのあたりの政策
的な矛盾を感じるものですから、これは別個の
議論をさせていただきたいと思っておりますけ
れども、施設管理者側から「子供の施設だか
ら値上げはしづらい」といった話がきたとき
に、その団体等の経営も十分に意識しながら
、県としての適切な対応をしていただきた
いと強く思います。そこで、県が「上限額を
上げたからこれだけ取ってください」という
姿勢ですと、施設の存在意義が損なわれる
部分もあるのではないかと考えられます。当
然、それは管理者との議論もあって、各課は
総務部に返事をしたのだらうと思
います。

歳入を確保しなくてはならないというのは十
分分かりますけれども、その根拠となるところ
は、丁寧な議論があったのか。これからとい
うことなら、そこから議論して結果を得ると
いうことを保障してほしいというのがこの議
案に対する私の思いです。

○吉村総務部長 使用料及び手数料の考え方
については、ただいま財政課長から説明があ
ったとおりであります。私から若干補足をさ
せていただきます。

県・市町村と地方公共団体というのは、住
民の福祉増進を目的に、利用に供するため
の施設を設けなければならないと自治法で
規定されております。その設けた施設に対
する受益者負担の基本的な考え方ですけれ
ども、その施設について公益性があるのか
、私益的な部分が大きいのか、県民の生
活上必要な施設であるか、広く県民が
使用する施設か、社会的弱者の支援的な
施設かどうかというような視点で見たとき
に、公益性が高い施設という考えをしま
す。一方で、個人の嗜好とか趣味による
利用に係るものというのは、あくまでも
私益、個人の益に類する施設ということ
になります。

もう一点、市場性という観点で見ます。例
えば、同種のサービスを民間が提供してい
るか。民間の提供がないものというのは、
一般的に収益性が低い施設になります。類
似サービスを民間が提供している場合、そ
れは非常に収益性が高い施設ということに
なります。受益者負担を考える上で、公
益性が高く同種のサービスが民間による
提供がないようなもの——分かりやすく
いえば、道路や公園といったものにつ
いては、一般財源で行政サービスを提供
させていただいております。それに対しま
して、私益的、個人の趣味、嗜好等で
利用されるもの、また、同種類の類似
サービスが民間で提供されているよ
うなもの——観光宿泊施設、スポーツ
施設であればプールやトレーニング施
設などについては極めて個人的な要素
が高いので、受益者に応分の負担を求
めているというのが一般的な使用料
における考え方です。

例えば、公益性は高いけれども市場でも提供があるようなもの——市町村レベルでいうと保育園・幼稚園、県でいえば公営住宅等が類しますが、これらにつきましては、ある程度、国から受益者負担の在り方が指針として示されていますので、その指針に基づいて算定しているところです。

一方で、個人の趣味・嗜好による部分が高いけれども同種のサービスが民間からされないようなもの——保健福祉施設や集会施設、スポーツ施設でいえば運動場みたいなものについては、観光・スポーツ施設ほどではございませんが、それなりの受益者負担を考えて、使用料は一般的にもともと設置しているという経緯がございます。

そういう経緯の下で、今回、物価高騰や賃金の大幅アップがありましたので、先ほど財政課長が説明したとおり、それに応じた引上げを今回お願いしているというところであります。受益者負担のベースの考え方についても併せて御理解賜ればと考えております。

○岩切委員 部長自ら御説明いただいて理解も深まったところですが、県民の福祉増進のために設置された施設を利用される人々の姿を想像するに、例えば、ひなもり台の利用料は昨今の情勢から若干の値上げがあってもよかろうと思ったりしますが、子供を守ろうとか子育てを支えようというときに、青少年自然の家を値上げするのかという思いがあるのだけでも、そのあたりが丁寧に議論された結果でしょうかというのが私の質問の趣旨です。

もちろんあったと思っていますが、例えば、青少年自然の家でしたら、教育委員会にこういう値上げをしようと思っていますという情報提供や議論があって結果を得たのかというところ

が、この予算編成の中にあっただのかと思って質問しました。これから指定管理者が決定するところだということなので、そこの中で議論していただいて、上限額は上がるけれども、もろもろ受益者と議論した結果、上げずにおこうというような判断があっても、ペナルティーはないということも確認させていただきました。

ただ、当然、財政当局としては、それぞれの団体が上限額まで引き上げることを想定していると理解もしました。ですから、そういった意味では、手順的には、受益者との議論が前段にあって決定される場所が必要ではなかったのかというのが質問の中心でございます。

部長に御説明いただいて、この引上げ内容等については受け止めますけれども、議論の展開として、歳入確保が前にあってということでは、公共の施設としての利用料・使用料を決定するに当たっての手順が違うのではないかが私の意見でございました。いろいろと答弁いただいてありがとうございました。

○吉村総務部長 委員の御指摘はごもっともだと考えております。ただ、今後も使用料・手数料に関しましては、引上げの検討をすることは当然出てくるかと思っております。そういう中で、先ほど御説明しましたように、公益性が高い施設、私益性が高い施設、それぞれございますので、使用料・手数料の改定に当たってはきちんと裏づけを取った上で行き、決定するに当たっては、指定管理者及び関係業者等に対して丁寧な説明をし、周知期間等を設けて、なるべく県民の方々に御負担が行き過ぎないような形で適正に適用・運用させていただきたいと考えておりますし、各関係部局にも、その旨、周知させていただきたいと思っております。

○川添委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、第1班の予算議案の審査を終了いたします。

午後1時から第2班の予算議案の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

本日の委員会に7名の傍聴の申出がございましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、第2班として、市町村課、総務事務センター、危機管理課、消防保安課の予算議案に係る審査を行います。

順次議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○小藺市町村課長 委員会資料57ページを御覧ください。

市町村課の令和7年度当初予算額は、一番上の段の21億7,832万4,000円をお願いしております。

右から2列目にございますとおり、対前年度約7億円、増減率150%の増となっておりますが、これは、そのほとんどが後ほど御説明いたします参議院議員選挙の執行に係る予算の純増

によるものでございます。

それでは主なものについて御説明いたします。

58ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)地方分権促進費1億1,950万6,000円であります。これは、説明欄にありますとおり「市町村権限移譲推進事業」といたしまして、県から権限移譲した事務の執行に要する経費を市町村に交付するものであります。

次に、その2つ下(事項)自治調整費8,987万8,000円であります。主なものといたしまして、説明欄の6、住民基本台帳ネットワークシステム事業費の7,302万8,000円ありますが、これは全国的にシステムを運営している地方公共団体情報システム機構への負担金や関連機器の使用料等の経費でございます。

次に、2つ下の(事項)市町村公共施設整備促進費5億17万6,000円であります。これは、市町村が実施する地域づくりに資するハード整備事業に無利子の貸付けを行い、市町村の財政負担の軽減と多様化する行政ニーズへの対応を支援するものであります。

次に、その下の(事項)市町村振興宝くじ事業費5億834万5,000円であります。これは、市町村振興宝くじとして発売されるサマージャンボ宝くじなどの収益金の本県配分額につきまして、全額を宮崎県市町村振興協会に交付するものでございます。

59ページを御覧ください。

一番上の(事項)選挙常時啓発費395万8,000円あります。主なものといたしまして、説明欄の2「未来へつなげる選挙啓発事業」321万3,000円ですが、主に若者を対象とした選挙啓発講座、意見発表会、動画コンテストなど各種事

業を展開することによりまして、主権者教育や投票率の向上を目指すものであります。

次に、その下の(事項)参議院議員選挙臨時啓発費と、(事項)参議院議員選挙執行費——冒頭に御説明させていただきましたが、今年7月に任期満了を迎える参議院議員選挙の執行に要する経費等でございます。

まず、1つ目の(事項)参議院議員選挙臨時啓発費であります。これはテレビ等での広報や街頭啓発の実施など、選挙の臨時啓発に要する経費であり975万7,000円をお願いしております。

次に、(事項)参議院議員選挙執行費であります。これは、投開票事務など市町村が行う事務に対する市町村交付金や、候補者の選挙運動に対する公営負担に要する経費等であり6億9,758万1,000円をお願いしております。

○後藤総務事務センター課長 総務事務センターの当初予算について御説明いたします。

委員会資料60ページを御覧ください。

総務事務センターの令和7年度当初予算額は、左から2列目にありますように7億6,362万3,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

61ページを御覧ください。

まず、上から2段目、(事項)総務事務センター運営費5,677万2,000円であります。これは、総務事務センターの運営に要する経費と、職員の給与等計算処理に要する事務運営費であります。

次に、上から4段目の(事項)健康管理費1億2,542万5,000円あります。これは、職員の健康管理事業等に要する経費であります。このうち、説明欄の2「職員のからだの健康に関

する事業」は、職員の定期健康診断等を行うための経費、その下の3「メンタルヘルス対策強化事業」は、メンタルダウンの未然防止のための啓発・研修やストレスチェック、各種相談の実施など、職員のメンタルヘルス対策に要する経費であります。

最後に、下から2段目の(事項)恩給及び退職年金費146万2,000円、また、一番下の(事項)恩給及び退職年金費1,957万9,000円あります。これは、元知事部局職員1名及び元警察職員19名分の恩給に係る経費であります。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 危機管理課の当初予算について御説明いたします。

資料62ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算額は11億4,717万9,000円です。

それでは、主な内容について御説明いたします。

63ページを御覧ください。

上から3段目の(事項)防災対策費2億1,836万8,000円あります。

右の説明欄3の「自分を守る・地域を守る！地域防災力強靱化事業」は、災害から県民の命を守る重要な取組であります。自助・共助・公助の取組を強化するため、防災意識の向上を図るための啓発や、学校での防災教育や防災訓練の充実などの支援を行いますとともに、地域防災リーダーとなる防災士育成に取り組み、育成した防災士などを活用して、地域の防災活動を支援するものであります。

7の「大規模災害に備えた減災・受援体制強化支援事業」は、市町村が行う避難場所の資機材整備や避難経路の整備・改修、避難訓練に要する経費等の支援を行うものであります。

8の改善事業「宮崎県防災減災DXプロジェ

クト推進事業」、9の新規事業「南海トラフ巨大地震等被害想定更新事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、上から5段目の(事項)火山対策費7,104万4,000円は、えびの高原及び硫黄山周辺の火山ガスの濃度の測定の委託や測定機の更新を行いますとともに、鹿児島県や周辺市町等と連携した防災対策を行うものであります。

次に、下から3段目の(事項)国民保護推進事業費642万4,000円は、国、市町村、関係機関等と連携した国民保護訓練の実施や、県民への啓発、先島諸島からの住民避難に関する救援計画の策定等に要する経費であります。

一番下の(事項)災害救助事業費4億9,045万3,000円であります。これは大規模な災害の発生に備え、食料などの備蓄を行いますとともに、大規模災害が発生した際に、市町村が災害救助のために支出した経費に要する県の負担金支払いなど、災害救助に要する費用をあらかじめ計上しているものであります。また、本事業は、災害救助基金を財源の一部としておりますが、災害救助基金は法令で定める額を積み立てる必要があるため、法定額と基金残高との差額見込み額を積立金で計上しております。

次に、新規事業及び改善事業について御説明いたします。

65ページを御覧ください。

改善事業「宮崎県防災減災DXプロジェクト推進事業」であります。予算額は3,980万2,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的であります。激甚化・頻発化する災害に対応するため、市町村や関係機関との情報共有に資する防災情報共有システムの改修を行い、災害対応の迅速化や高度化、省力化を図るものです。

次に、事業の概要であります。

(1) 事業内容であります。既存の防災情報共有システムの利便性・操作性を高め、より多くの情報を分かりやすく表示するための改修を行い、災害対応の元となる被害情報の把握・整理・共有までの時間短縮など、システムを活用した災害対応力の向上を図るものであります。具体的な改修内容としましては、被災現場、避難所等でも入力可能な携帯端末の操作画面の追加、直感的に操作・把握可能となるデザイン・画面構成の刷新、作業効率化に向けた災害対応業務マニュアルの表示などを予定しております。

(3) 成果指標として、災害時の人命救助のスピード・精度の向上を設定しております。

66ページを御覧ください。

新規事業「南海トラフ巨大地震等被害想定更新事業」であります。予算額は6,972万5,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的であります。県が令和2年3月に公表しております南海トラフ巨大地震等に係る宮崎県地震・津波被害想定について更新し、その結果をもとにこれまでの取組評価や今後の対策の検討を行い、地震防災・減災対策の推進を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

①地震・津波被害想定更新調査等として、南海トラフ巨大地震等の本県に最大クラスの被害をもたらすと考えられる地震について、地震動の予測を行い、震度分布や液状化可能性、急傾斜地崩壊危険度等の更新を行います。また、この地震動予測と今年度実施しております津波予測の結果をもとに、死傷者数や建物被害棟数等の被害予測を更新します。さらに、これらの予測も踏まえ、今後取り組む防災・減災対策をま

とめた、新・宮崎県地震減災計画の改定等を行うこととしております。

なお、これらの事業の調査内容等に関しては、宮崎県防災会議の専門部会であります地震専門部会において議論することとしており、その開催経費も今回の予算に計上しております。

○羽田消防保安課長 消防保安課の当初予算について御説明いたします。

資料67ページを御覧ください。

消防保安課の令和7年度当初予算額は43億5,962万5,000円です。

それでは、主な内容について御説明いたします。

68ページを御覧ください。

1段目の(事項)防災行政無線管理費9億4,732万1,000円であります。右の説明欄5の「地域衛星通信ネットワークシステム整備事業」は、県内の全市町村、消防本部に衛星通信機器を新たに整備し、衛星回線を利用したバックアップ回線を構築する費用であります。

6「ヘリコプターテレビ受信設備整備事業」は、県内に設置されている中継局のヘリコプターテレビ受信設備を4K映像に対応した受信設備に更新するとともに、県庁にある制御装置の更新を行うものであります。

続きまして、次の(事項)航空消防防災推進事業費30億124万7,000円であります。右の説明欄2の「防災救急ヘリコプター機体更新事業」は、防災救急ヘリコプターあおぞらの新たな機体購入に係る費用であります。

次の3「防災救急ヘリコプター受援体制整備事業」ほか、新規事業につきましては、後ほど御説明いたします。

上から4段目の(事項)消防指導費4,304万7,000円は、県の消防操法大会や消防大会の開

催、消防団の資機材整備の支援や団員の定着に向けた取組支援等に要する費用であります。

下から3段目の(事項)消防学校費3億3,249万1,000円は、消防学校で実施しております消防職員、消防団員等の教育訓練に要する経費であります。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

70ページを御覧ください。

新規事業「防災救急ヘリコプター受援体制整備事業」であります。予算額は4,787万5,000円で、財源は大規模災害対策基金であります。

事業の目的であります。本県において大規模災害が発生した場合に、他県からのヘリによる応援部隊の航空運用調整や救助活動等が円滑に行えるようヘリ運用調整の拠点となるヘリベースと、被災地近傍のヘリ活動拠点となるフォワードベースの機能強化を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

まず、①ヘリベース機能の強化であります。ヘリベースは、他県からの応援ヘリとの情報共有や運用調整を行うとともに、駐機や給油、整備等ができるヘリの拠点で、本県では宮崎空港にある県の防災救急航空センターを指定しております。この事業は、ヘリベースで応援ヘリ関係者と円滑に情報共有等が行えるよう、航空センターに左側の写真のような大型モニターを整備するとともに、災害時の被災状況により、一時的にヘリベースを航空センターから代替施設に移す場合に備え、持ち運びできる航空通信機器等を整備するものであります。

次に、②フォワードベース機能の強化であります。フォワードベースは、災害時において、一時的な駐機や給油、人員や物資等の積卸しな

どを行うために設置する被災地近傍のヘリ活動拠点であります。ヘリが被災地近傍で長時間、効率的に救助活動等を行うためには、給油に要する時間をなるべく短くする必要があることから、この事業はヘリがヘリベースまで戻ることなく、フォワードベースにおいて円滑に給油ができるよう、現在、県内に4か所設置してある右側の写真のような燃料備蓄庫を1か所移設、1か所新設して5か所に増やすとともに、給油を行うための資機材を整備し、フォワードベースにおける燃料給油体制を強化するものであります。

71ページを御覧ください。

新規事業「消防学校訓練機能強化事業」であります。予算額は2億2,594万円で、財源は県有施設維持整備基金、県債、一般財源であります。

事業の目的であります。消防学校において増加する女性消防職員等の受入環境を改善するための施設と、より実践的な教育訓練を行うための施設を整備することにより、時代に即した教育訓練機関としての機能の充実・強化を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

①「女子寮整備事業」は、消防学校内に女性専用の学生寮を建設するもので、今年度、設計を行っているところであり、令和7年度に建設工事等を行い、令和8年度からの供用開始を見込んでおります。なお、施設構造は木造2階建てで、寮生活に必要な居室、談話室、給湯室などを整備したいと考えており、入寮定員は30人を予定しております。

②「実火災訓練施設整備事業」は、消防学校内に実際の建物火災の現場を再現できる模擬消火訓練装置、いわゆるAFTを備えた実践的な

訓練施設の建設に向けて、基本設計と実施設計、地質調査を行うものであります。

成果指標として、①「女子寮整備事業」については、消防職員・団員に占める女性の割合を、国が掲げている目標と同様に、令和8年度までに5%まで引き上げるという指標を設定しております。

②「実火災訓練施設整備事業」では、現在、佐賀県消防学校の協力を得て、年間20人程度の消防職員がAFTを活用した訓練を行っておりますが、施設の供用開始を令和9年度中と見込んでおりますことから、消防職員の実火災訓練施設における訓練人数を令和10年度に300人程度まで増やすという指標を設定しております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料60ページの(目)人事管理費のところですか。総務事務センターの業務については、本庁に一元化されると聞いていますが、この経費の減は、それに伴う人員の減と理解していいのでしょうか。そうであれば、全体として何人減ということなのか、教えていただきたいと思います。

○後藤総務事務センター課長 総務事務センターの人員に関しましては、人事管理費ではなく一般管理費となりまして、費用としましては増額となっております。

○黒岩委員 出先機関の総務事務については一元化されるということですが、それに伴う人員の削減はないということで理解していいのでしょうか。

○後藤総務事務センター課長 予算ベースでいきますと、今年度の職員数72名に対して70名ということで、人事異動に伴う増減程度というこ

とで見込んでいるところでございます。

○後藤委員 資料58ページの(事項)地方分権促進費の「市町村権限移譲推進事業」について、どういうプロセスで、どういった内容を次年度されようとしているのでしょうか。

○小園市町村課長 こちらにつきましては、平成12年の地方分権促進法が設定されたタイミングで設けられたものでございまして、県の事務について、希望する市町村に移譲するものでございます。市町村に対しましては、対象となる事業を個別、もしくは施策の関連づけを行ったパッケージとして示しまして、あくまで市町村の希望を聞きながら、移譲を進めているところでございます。

現在、1,200を超える事務を移譲しておりますが、九州各県におきまして、断トツの移譲件数になっておりまして、近年なかなか増えるということがない状況でございます。しかしながら、住民サービスを向上させる取組でございますので、各部局とも連携しながら、市町村に対しては、さらなる促進について呼びかけたり協議したりすることで、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○山口副委員長 市町村課にお伺いしたいのですが、参議院議員選挙のところでは幾つか教えていただきましたけれども、こういう取組がありますよとか、今回新しく何かされることとかがあれば、教えていただけませんか。

○小園市町村課長 議員の御質問の根底にあるお考え、若干私も思い当たる場所がございまして、誤解を恐れずに申し上げさせていただきますと、現在、社会に参画する意識といったようなものが、選挙だけでなく、いろんな面で低下していると考えてございます。

先日、市町村の選挙管理委員会の方と意見交

換する場がありましたが、投票率の低下と自治会加入率の低下は関連があるのではないかと、そういった御意見もいただいたところでございます。まさに社会に参画する意識の低下という観点では、通底するものがあるのではないかと考えているところでございます。

そういう意味では、自治会の関係でも、民生委員といった福祉の関係でも、社会に参画する意義を地道に伝えていく必要があろうかと思いますが、選挙に関しましては、投票行動を示すことが、最終的にはそれぞれの方の属する地域であったり、所属であったり、そういったところに目を向ける結果になるということを伝えながら、取り組んでまいりたいと考えてございます。

新しい取組ということですが、なかなかこの世の流れにさお差すことが簡単ではないと考えてございます。しかしながら、市町村選挙管理委員会とも協力しながら、特に現在、若年者の投票率が低くございますので、先ほど若干申し上げましたポスターや書道のコンクールもしながら、若い方たちの選挙意識の啓発にも努めているところでございます。高校などにも出向きまして、学生に模擬投票の体験をしていただくといった活動もしてございます。

さらには、最近ですと、選挙啓発動画のコンテストを開催することにより、そこに比較的若い学生や若い社会人からの応募もあつたりするところでございます。そういった主体的な参画を促しながら、投票率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○山口副委員長 少し確認したいのですが、おっしゃっていたポスターや書道コンクールといったものは、恐らく予算上でいくと(事項)選挙常時啓発費とかに当たってくる可能性がある

のかなと思います。例年上げられている予算です。新しく(事項)参議院議員選挙臨時啓発費というものが上がっていますよね。こちらの使い道について、先ほどCM等というお話もありましたけれども、CMだけだと寂しいところもあると思いますので、どういうところに使うのか、もう少し何かありますか。

○小藺市町村課長 こちらの経費につきましては、市で取り組む事業に対する交付金もありますが、県の取組といたしましては、企画会社のコンペで中身を選ばせていただこうと考えてございます。今年度の衆議院議員選挙におきましても、そういった形でさせていただきました。

新しい取組といたしましては、例えば大学生に選挙の重要性などを呼びかける校内放送用の原稿を作っていただきまして、それを県内の高校に配付するなどして、お昼休みに流していただいたり、ある飲食店のデジタルサイネージというところと少し大げさかもしれませんが、テレビに選挙の日などを示すことによって、お店に来る方への啓発をするといった少しきめ細かな取組をさせていただいたところです。

私どものアイデアももちろんですし、市町村のアイデアももちろんですが、民間の方々のアイデアも取り込みながら、そういった啓発事業を組み立てていきたいと考えてございます。

○山口副委員長 コンペでというお話だったと思いますが、今回予算が仮に通った場合、参議院議員選挙は恐らく7月中旬から下旬ぐらいが想定されます。コンペの期間であったり、実際に啓発活動ができる期間というのは、結構限られてくると思いますが、こういったスケジュールを想定されているか教えていただけますか。

○小藺市町村課長 現在、選挙の期日も明確には決まっていないものですから、具体的にここ

からここというところまで決まっていませんが、できるだけ早期に実施いたしまして、啓発の期間をできるだけ長く取りたいと考えております。

○山口副委員長 続いて、総務事務センターにお伺いしたいのですが、「メンタルヘルス対策強化事業」があると思います。今年度も含めて毎年この事業が行われていると思いますが、これまでメンタルダウンされた方の具体的な人数の推移といいますか、どういう状況になっているか教えてもらえますか。

○後藤総務事務センター課長 令和5年度で申しますと、精神疾患による傷病休暇者、精神疾患による休職者の実人員が81名となります。令和6年度はまだ数字が出ていない状況でございます。

○山口副委員長 令和4年度は出ますか。3年ぐらいの経過が分かると助かります。

○後藤総務事務センター課長 令和4年度が87名、令和3年度が76名でございます。

○山口副委員長 長期的な方もいらっしゃるかもしれないので、どこまで変動があるのか分かりませんが、来年度予算を上げているものの、増加傾向というか、一定数高止まりしているように感じられます。事業自体の改善だったり、より踏み込んだ形ということについては、どのような検討がなされたのか教えていただけますか。

○後藤総務事務センター課長 今年度から「メンタルヘルス対策強化事業」ということでやっておりますが、一番特徴的なこととしまして、心の健康相談専門員への相談があります。それまでは待ちの体制で相談を受けていましたが、今年度からは直接所属のほうに相談員が伺って、状況を確認したり、管理監督者と顔をつな

いだり、そういうことで相談しやすい体制をつくっていくところをやっています。

それによって、今年度は相談件数が増えているという状況がありまして、事前防止につながっているのではないかと感じているところでございます。

○山口副委員長 事業自体が今年度からだったのですね。

令和6年度の実数は把握されていないということでしたけれども、新しい事業を始めて、次年度もまた継続していく場合は、やはりその事業効果が数字としてどこまで影響があったのかということは、事業を構築するに当たって、暫定数でも結構なので抑えていただきたいと思っています。今年度の数字を抑えるのは、この時点ではなかなか厳しいところはあるかと思えますけれども、常にその事業改善については意識をしながら数字を追っていただくよう、今後ともよろしくお祈りしたいと思います。

別件で、危機管理課にお伺いします。

「南海トラフ巨大地震等被害想定更新事業」についてですけれども、恐らく、3月末に国から被害想定の見直し等が公表されるのではないかとされているかと思いますが、国の動きとこちらの更新事業というのは連動していくという理解でよろしいでしょうか。

○中尾危機管理局长兼危機管理課長 まさにおっしゃったとおり、国のワーキンググループで検討されておりますので、その考え方とか数値等をこの更新事業の中で反映していくということで考えております。

○山口副委員長 具体的な更新作業の想定スケジュールは、もちろん国の発表がいつになるかによって多少前後していくとは思いますが、更新作業を次年度内に終わらせ、更新したものを

ベースに事業を作っていくとなってくると、さらに翌年度からというような形になって、時間がかかってしまう印象を持っています。

更新作業と、その更新作業を終えた後の成果物を生かして事業を構築していくところのスケジュールの連動性は、どういう想定をされていらっしゃるのでしょうか。

○中尾危機管理局长兼危機管理課長 被害予測等については、国のスケジュールと、恐らく今月末とかに国から被害想定の見直しが出るかと思うんですけれども、それを踏まえた形で地震の予測を行って、さらに現在行っている津波の浸水想定と併せた形で被害予測を行うということで予定しております。具体的なスケジュール等については、今のところ未定でございますけれども、なるべく早く終えたいと思っております。

それを踏まえた形で地震減災計画というところを進めてまいります、ある程度同時並行的にやりながら、新年度事業に生かせるような形で検討してまいりたいと考えております。

○山口副委員長 こちらの事業は全て一般財源という形になっておりますけれども、こういう大きい地震の被害想定更新とかは、国の補助金は全然ないものなののでしょうか。ハード面はよく聞きますけれども、ソフト的なものについてはあまりないものなのでしょうか。

○中尾危機管理局长兼危機管理課長 おっしゃるとおり、ハード面については緊急防災・減災事業債が使えたり、国の交付金等がありますけれども、なかなかソフト事業に対しては支援等がないものですから、これについては一般財源でということ考えております。

○山口副委員長 消防保安課にお伺いしたいのですが、(事項)防災行政無線管理費の中でネ

ットワークをしっかりと構築していくという話があったかと思います。危機管理課のほうでもDXの事業などが上がってきていて、基本的にはインターネット回線等を前提としたシステム構築がなされていくように感じるのですけれども、消防保安課のネットワークに関する事業によって、一定程度、防災庁舎におけるネットワーク環境が担保されていくと理解しているのか、それとも別事業という形なのか教えていただけますか。

○羽田消防保安課長 別事業と考えてもらったほうがいいです。現在、各市町村とは光ケーブルと防災無線の2つで、電話やファクスといった通信等ができていますのですけれども、これはあくまでもバックアップ回線でございます。衛星を入れることによってできる機能が電話、ファクス、映像ということですので、副委員長がおっしゃるようなインターネットの接続までは考えておりません。

○山口副委員長 改めて、危機管理課にお伺いします。

「宮崎県防災減災DXプロジェクト推進事業」を新しくされるとのことですが、災害時においては、インターネット回線の利用が前提なのか、それともオフラインでも使えるということなのか、現状の防災庁舎においてそういうネットワーク回線は十分担保されているという前提のもとで、この事業を組み立てているのか、そのあたりについて教えていただけますか。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 この事業については、現在導入しております情報共有システムの改修を行うというものでございます。情報共有システム自体については、現状でも体制は整備されておりますので、その部分については引き続き使っていくという形で考えてお

ります。

○山口副委員長 有事の際のネットワーク環境というところにおいては、特段現時点においては大丈夫ということで、問題ないと理解しておけばいいのでしょうか。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 有事の際に使えるシステムということで、現在構築しておりますので、そこについては担保してまいりたいと考えております。

○黒岩委員 資料63ページの(事項)国民保護推進事業費のところなんですが、この3つ目のところに「国民保護訓練・啓発事業」というのがあります。事業費は520万円ほどです。どういった訓練をされるのでしょうか。併せて啓発の内容も教えていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 訓練につきましては、国のほうが10分の10という形で負担しておりますけれども、ミサイル攻撃やサリン攻撃といった、いろいろな場面を想定した上で県と協働してやる予定をされております。その分の予算ということで計上しているところでございます。

啓発につきましては、同じように新聞等の広告で国民保護についての啓発ということで考えております。そういったものの費用ということで計上しているところでございます。

○黒岩委員 その訓練については、具体的に、バスの搬送の訓練なののでしょうか。どういった内容の訓練をされるのかはまだ分からないのでしょうか。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 内容と場所については、年度が明けてから国が指定することになっております。基本的には図上訓練という形で、国と市町村と協働して行うといった内容になっております。

○黒岩委員 資料68ページのところの「防災救急ヘリコプター機体更新事業」が26億円ほどありますが、市町村の負担というのはこのうちいくらからいになっているのでしょうか。

○羽田消防保安課長 機体自体に市町村の負担はございません。

○黒岩委員 資料67ページの財源内訳のところ、その他特定財源というのがいろいろ入っているんですが、ここに市町村の負担金はないという理解でいいのでしょうか。

○羽田消防保安課長 そのとおりでございます。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 先ほど、黒岩委員の質問で、国民保護訓練について国が指定をしてという説明をしたところですが、都道府県のほうから手を挙げた形で国が調整をするということになっております。現在、県としても凶上訓練の要望を挙げているところでありまして、今後国と調整してまいりたいと考えております。

○坂本委員 「女子寮整備事業」及び「実火災訓練施設整備事業」について、今後のスケジュールはどういう感じになるのでしょうか。

○羽田消防保安課長 女子寮のほうは、令和7年度に建設工事をいたしまして、令和8年度から供用開始となります。実火災訓練のほうは、今年度、地質調査基本実施設計等を受けまして予算関係を審議いたしまして、おおむね令和9年度を見込んでおります。

○坂本委員 女子寮について詳しく教えてください。

新年度から建設にかかるということは、既に設計に入られていると理解してよろしいでしょうか。

○羽田消防保安課長 そのとおりでございます。

す。

○坂本委員 資料の中に女子寮のイメージをつけていただけていますが、少しイメージがつきにくいと感じました。男性寮に対して女子寮がなかったので、女子寮を設けるということのかなと理解していますけれども、設計に当たって、女性からのいろいろな御意見を聞かれて、プランされたと理解してよろしいですか。

○羽田消防保安課長 委員がおっしゃるとおりでございます。消防学校に入校した女性の消防吏員から意見を聞きまして、設計の直前には女性の方の意見を聞いて、それを反映するような形にしております。

具体的には通常、こういった消防学校とか警察学校といった学校は、団体生活を主に醸成するところでありますので、個室というような考えがありません。しかしながら、今回の場合は半個室——大部屋でありながら、例えばベッド等に壁を設けるとか、机等の横に壁を設けるとか、そういった工夫をしているところでございます。

○坂本委員 また機会がありましたら、ぜひそのプランの内容もお示しいただけるとありがたいと思います。

イメージだけで申し上げますと、女性がお住まいになられる場合、いろいろな事情で2階以上に住む人のほうが多いとか、そういった女性ならではの御意見というのは反映されているのかなという思いがありました。

直前に、東京ビルの学生寮のプランを見せてもらって、かなり今の若い方向けの工夫がいろいろとなされている印象がありました。このイメージを見る限りは普通の賃貸アパートで、かつ木造がいけないというわけではないですけれども、少しありきたりという印象を受けたのが

一つです。

それから、これは敷地内に建設されると理解してよろしいですか。

○羽田消防保安課長 消防学校の敷地内に建設予定であります。

○坂本委員 ここは、恐らくハザードマップ上で、津波や洪水の浸水区域が一部かかっているところだと思いますが、建物がそういった影響を受けないのかとか、そういった安全性についていかがでしょうか。

○羽田消防保安課長 確かに、消防学校は浸水区域であります。この建物については、浸水も考えた上での設計をやっておりまして、影響が少ない、影響がないような建物になる予定でございます。

また、先ほど委員がおっしゃった防犯対策ですけれども、基本的に正面玄関からしか内部に入れないように設計しておりまして、鍵もオートロックを採用する予定であります。1階部分のベランダも通常より腰高の壁を設置することで、外柵工事等で外部から視界を遮る検討も行っているところであります。

○坂本委員 最後に1つだけ教えてください。

この2つの事業は、それぞれ幾らと幾らの事業になるのでしょうか。

○羽田消防保安課長 2億2,500万円余の内訳ですけれども、女子寮のほうは、建設工事にかかる費用として1億9,700万円余、備品等が426万4,000円、総額が2億100万円余でございます。実火災訓練のほうは、設計にかかる費用として1,300万円余、地質調査にかかる費用として1,000万円余、総額が2,400万円余となっております。

○坂本委員 先ほど申し上げましたけれども、プランの内容はぜひお示しいただければと思

います。

○羽田消防保安課長 承知しました。

○丸山委員 資料63ページの(事項)火山対策費について、硫黄山の関係で新しい更新という話でしたが、具体的にどういことをするのでしょうか。

県道1号線はずっと土日しか開いていなくて、しっかりした体制で早く開通してほしいという要望がありますので、それに向けた対策も含めてやっていただいているのかお伺いしたいと思

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 ここに上げております予算につきましては、硫黄山に合計12か所の24基置いている硫化水素と二酸化硫黄の測定器の更新になります。現在、県道1号線が閉鎖されておりますけれども、火山防災協議会等の中で、その枠組、指定箇所等については、えびの市や県の関係課等とも協議しながら、対応を考えていきたいと考えております。

○丸山委員 例えば、阿蘇のほうでは、硫化水素などの表示を青・黄・赤——青は入ってもいいという形でしっかり表示ができていて、県民に分かりやすく表示ができていますが、硫黄山の場合、そういうものがなかなかありません。そういう情報がしっかりできないから、まだ判断ができないのではないかと感じてしまっているものですから、せつかく観測しているのであれば、しっかり生かして県道1号線を開放できる方向性も含めてやっていただきたいと思

います。ただ観測しているだけの状態が続いているだけであって、具体的に協議会があるということしかなく、せつかく道路も災害復旧でやったのに、何も変わらないというジレンマがあります。測定器が24基ありますだけではなく、情報

を活用できるようなシステムも含めて考えていただきたいと思います。そういうことはできないのでしょうか。

○中尾危機管理局長兼危機管理課長 県道1号線の情報につきましては、週末の開放等についてはホームページで情報提供しておりますし、ガスの濃度につきましても、ホームページ等で公開しているところがございます。より県民に分かりやすく情報が提供できるような形は検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員 阿蘇とかでは、現地のほうに青・黄・赤という感じで本当に分かりやすく表示しているものですから、ホームページではなく現地でそういうことをやるのが、開通させやすくする一つの手段ではないのかなと思っています。リアルタイムでしっかり確認できるような形にシステム開発を含めた努力もしていただくとありがたいということで、要望させていただきます。

○川添委員長 ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、総務部第2班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後1時54分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、特別議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○徳松財産総合管理課長 常任委員会資料の72ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一

部を改正する条例」についてです。

1、改正の理由です。東京ビルの再整備に伴い、東京学生寮の使用料金について改正を行うものであります。

2、改正内容です。寮費1人1月につき、利用料金を1万9,450円から、新東京ビルの学生寮では4万2,000円に引き上げるものであります。この寮費設定に当たりましては、大学や他県の寮と比較して極端に高額・低額とならないことに配慮した上で、学生寮の運営機関で建設時の県費負担額を回収すること、学生寮の運営費のうち50%以上を寮費収入で賄うこと、学生が奨学金やアルバイト収入で生計を維持できることの3つの考え方を基に算出した額であります。九州各県の学生寮を見ますと、ほぼ4万円から5万円台に収まっておりまして、最も高いところで食事付きの6万800円となっており、4万2,000円という設定はおおむね妥当な額であると考えております。

3、施行の期日は令和7年4月1日からであります。

○那須人事課長 議案第31号及び議案第33号の内容につきまして御説明いたします。

資料73ページを御覧ください。

まず、議案第31号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1の改正理由についてであります。令和6年の人事委員会勧告等を踏まえ、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備を行うなど、職員の給与に関する条例等について所要の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容についてですが、人事委員会勧告等を踏まえ、給料表、諸手当等を改正するものであります。

まず、(1)給料表につきましては、職務や職責に応じた給与上昇の確保等のため、行政職給料表の3級以上について初号の給料月額を引き上げるなど、新給料表への切替えを行うものであります。

次に、(2)諸手当についてであります。

①扶養手当につきましては、配偶者及び子に係る手当額について段階的に見直すものであります。ここでは行政職員の例を記載しております。ここでは行政職員の例を記載しております。すけれども、表のとおり、令和8年度までに全ての職員において配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を1万3,000円に引き上げるものであります。

74ページを御覧ください。

②地域手当につきましては、支給地域の区分とともに、支給割合について段階的に見直すものであります。具体的には、表のとおり、福岡県福岡市の級地区分を5級から4級とし、支給割合を現行の10%から最終的には8%とするものであります。

③通勤手当につきましては、これまで1か月当たりの支給限度額を、普通交通機関等の運賃相当額は5万5,000円、特急料金等の額は3万円、合計で8万5,000円としておりましたが、見直し後はこの支給限度額を普通交通機関等の運賃相当額と特急料金等の額を合計で15万円とするものであります。また、特急列車等の支給要件のうち、特急列車等の利用により通勤時間が30分以上短縮されることとの基準を廃止するものであります。

④単身赴任手当につきましては、これまで異動等に伴って単身赴任をすることとなった職員に対して支給してきましたが、採用時から手当を支給することとするものであります。

⑤管理職員特別勤務手当につきましては、管

理監督職員の平日深夜勤務に対する手当の支給対象時間帯を午前0時～午前5時から午後10時～翌日午前5時とするものであります。

75ページを御覧ください。

⑥定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当につきましては、定年前再任用短時間勤務職員や暫定再任用職員に対する異動の円滑化に資する手当として、住居手当や特勤勤務手当等を新たに支給するものであります。

⑦特定任期付職員の諸手当につきましては、特定任期付職員に対する特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を新たに支給するものであります。

次に、(3)その他についてであります。刑法の改正に伴い、条例中の禁錮を拘禁刑へ文言の改正を行うものであります。

次に、3の改正を要する条例につきましては、職員の給与に関する条例など9つの条例について改正を行うものであります。

また、4の施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。ただし、2の(3)につきましては、改正後の刑法が施行される令和7年6月1日から施行いたします。

続きまして、76ページを御覧ください。

議案第33号「知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例」についてであります。

1、改正の理由につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、所要の改正を行うものであります。

次に、2、改正の内容についてであります。

(1)のとおり、国の旅費法等を引用している規定——具体的には外国旅行の旅費や宿泊料の地域区分等について、当分の間従前の取扱いとするため、所要の改正を行うものであります。

国は令和7年度から旅費制度を見直すこととし、令和6年4月に国家公務員等の旅費に関する法律が改正され、9月に法律施行例を新たに設定、12月に財務省令を改正したところであります。

本県におきましても、こういった状況等を踏まえ、旅費条例の改正が必要なほか、規則を新たに制定することや運用方針の全体的な見直しが必要な状況ではありますが、約70年ぶりの大きな改正であり、国における取扱いが明確に示されていない部分もある中、本県における取扱いの整理、円滑な運用に向けたマニュアルの整備やシステム改修の検討に時間を要しますことから、当分の間は従前の取扱いを維持することとしたものであります。また、この法律を引用していない規定についても、当分の間従前の取扱いとし、一体的な見直しを行っていくこととしております。なお、従前の取扱いをすることにより職員に負担となることがないように、適切に運用してまいりたいと考えております。

次に、(2)刑法の改正に伴うものにつきましては、条例中の禁錮を拘禁刑へ文言の改正を行うものであります。

77ページを御覧ください。

次に、3、改正を要する条例につきましては、知事等の給与及び旅費に関する条例など5つの条例について改正を行うものであります。

最後に、4、施行期日につきましては、令和7年4月1日から施行いたします。2の(2)刑法の改正に伴うものにつきましては、改正後の刑法が施行される令和7年6月1日から施行いたします。

○徳松財産総合管理課長 資料78ページを御覧ください。

議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

先ほど御説明いたしました使用料及び手数料徴収条例は、県の施設等の使用料や手数料を定めている条例ですが、指定管理者が施設の利用料金を自らの収入として収受する場合の基準については公の施設に関する条例で定めておりますことから、今回併せて改正するものであります。指定管理者は、この基準に従い、知事の承認を受けて利用料金を定めることとなります。

1、改正理由についてであります。先ほどの議案第21号と同様、東京ビルの再整備に伴う料金改正であります。

2、改正内容であります。東京学生寮について、指定管理者が定めて収受する利用料金の基準を、寮室1人1月につき1万9,450円以下から4万2,000円以下に引き上げるものです。

3、施行期日につきましては、令和7年4月1日であります。

○今村総務課長 委員会資料79ページを御覧ください。

こちら、議案第37号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」であります。

1、改正の理由ですが、刑法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて、新たに拘禁刑が創設されることから、関係する県条例の規定を整理するものであります。

2の改正の内容ですが、関係条例の中の懲役及び禁錮の字句を、拘禁刑に改めるものであります。

3の改正を要する条例ですが、資料に例示しております行政不服審査法施行条例、宮崎県情

報公開条例、職員の退職手当に関する条例など、この条例の中に懲役や禁錮の字句が含まれる県の合計21の条例を一括して改正するものがあります。なお、議案第37号の21条例のほかにも、先ほど人事課長が御説明しましたように、議案第31号、議案第33号のように懲役や禁錮の字句が含まれる条例がほかに13条例ございますが、こちらは別の改正動機があるため、個別の議案として上程しております。この結果、拘禁刑に関しては合計34の条例改正を予定しております。

最後に、4、施行期日についてですが、刑法等の一部を改正する法律及び同法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行日に合わせて、令和7年6月1日から施行することとしております。

○那須人事課長 常任委員会資料80ページを御覧ください。

議案第38号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1、改正の理由についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用する関係規定を改正するものがあります。

次に、2、改正の内容についてであります。同法を引用している条例第25条中の箇所について、法改正による条ずれに伴い、記載のとおり改正するものでございます。具体的には、現行法第61条第29項における行政執行法人の職員に関する介護部分休業の規定を同法第61条第32項により一般職の地方公務員について準用するということとされているところですが、今回の改正により同項が削除され、同法第61条の2第20項に地方公務員に適用される規定が別途設けら

れたことにより、本県条例において引用している条項に変更が生じたものであります。

最後に、3、施行期日についてですが、令和7年4月1日から施行することとしております。

続きまして、81ページを御覧ください。

議案第39号「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1、改正の理由についてであります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するなど所要の改正を行うものであります。

2、主な改正の内容についてであります。

まず、1点目は、時間外勤務の免除の対象となる職員の範囲を、3歳に満たない子のある職員から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大するものでございます。

次に、2点目は、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置に係る規定を新設するものでございます。具体的には、家族の介護を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知や意向確認、職員への仕事と介護の両立支援制度等に関する早期の情報提供などを規定するものであります。

最後に、3、施行期日ですが、令和7年4月1日から施行することとしております。

○羽田消防保安課長 常任委員会資料82ページを御覧ください。議案第40号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1、改正の理由であります。今回の改正は火薬類取締法に基づく知事の権限に属す

る事務の一部について、事務処理を希望する町に移譲を行うものであります。

次に、2、改正の内容であります。宮崎県における事務処理の特例に関する条例別表1の4に規定する火薬類取締法関係の煙火の消費に係る8つの事務の移譲市町村に、三股町を追加するものであります。煙火の消費に係る8つの事務については米印で記載しておりますが、煙火とはいわゆる花火のことで、花火大会など一定量以上の花火を打ち上げる際に必要となる許可などの事務であり、三股町への移譲により全ての市町村へ移譲されることとなります。

最後に、3、施行期日であります。令和7年4月1日施行を予定しております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。特別議案について、質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料74ページの③通勤手当ですが、これも人事委員会勧告等によるものなのかということと、通勤手当が15万円にアップされることで例えばどこからどこまでの通勤に係る手当支給が可能になるとか、そういったものがあれば教えていただきたいと思っております。

○那須人事課長 通勤手当の改正についても、基本的には人事院勧告——国準拠という形で改正しております。今回15万円が上限となりますけれども、県内全て網羅されるような形で全額支給となります。

○黒岩委員 ということは、例えば出先機関に異動された方が、宮崎市に自宅があればそこから通勤する方が増える可能性はあるということでしょうか。

○那須人事課長 実際、職員がどういった判断をするかというところは想定しづらいところではありますけれども、従来満額で支給されてこ

なかったものが今回支給されることについて、職員の勤務条件については改善されると考えております。

○黒岩委員 続きまして、資料76ページの改正の内容についてです。国の法律の改正といたしますが中身を知らないものですから、こういったものが改正になっていきますというところがあったら教えていただきたいと思っております。

○那須人事課長 旅費法の改正の内容ですけれども、基本的に大きな考え方としては実費支給になります。例えば、本県における代表的なものといえますと、宿泊料については定額で支給しておりますけれども、国に準じる形であれば、実費支給方式の検討がなされるということです。

また、移転料——新しい旅費法では転移費といえますけれども、赴任に伴う転居に要する費用等につきましても、定額支給方式から実費支給方式に変わるといったように、代表的な例でいえますとそういったものになります。

○黒岩委員 定額から実費ということになるわけですけれども、これについての予算といえますか、実際の県の負担は減る方向にいくんですか。

○那須人事課長 まだ具体的な国の運用の部分も見えていない部分もあるということで、改正を令和8年度に先延ばしで考えているところですが、基本的には、現時点においても定額で支給している部分について、余計な公費が支出されないようなものもございまして。

例としては、実家など部屋代を宿泊としない宿泊先、通勤手当を支給される職員がその通勤手当の支給されている区間と重複して同じ方法で旅行するといったようなケースについては、当然調整を行っています。

原則として宿泊料など定額で支給しておりますけれども、定額では足りないといった場合、目的地において定額で宿泊することができないなど真にやむを得ない状況等がある場合は、所属長の判断で実費に要した費用を領収書等で確認した上で支給できるといった形にしております。

そのため、県としての具体的な運用が大きく変わるものではないと考えているところであります。

○黒岩委員 条例名に「知事等」とありますけれども、この「等」にはどういった方が含まれるのでしょうか。

○那須人事課長 この「等」は、副知事です。

○黒岩委員 最後に資料81ページです。

時間外勤務の免除というところがありますが、時間外勤務は上司から命令されるものですが、従来、3歳に満たない子供がいる職員には命令を出していないという運用なのではないでしょうか。

○那須人事課長 時間外勤務の免除につきましては、あくまで申請をされた場合にさせないといったものになりますので、件数的にはそんなに多くはございません。どちらかという、やはり育児とか介護といった状況がある職員について、時間外勤務を本人が申請していない状況であっても過度な時間外勤務を命令するといったことについては、働き方改革等も進めてきている中で、所属にもしっかりと周知しているところでございます。

○黒岩委員 おっしゃるとおりで、今回そういったところがさらに拡充されたわけですから、この制度がしっかりと運用できるように、職場への指導や環境づくりもしっかりとお願いしたいと思います。

○山口副委員長 同じく、議案第31号「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の通勤手当のところですが、人事院勧告では、確かに月15万円に上げているようですが、これは地域差とかは考えないのでしょうか。宮崎県内であれば、そんなにいくところがあるのか疑問に思うのですが。

○那須人事課長 通勤手当15万円という額についてですが、人事委員会のほうからは、人事院における民間事業所の約6割において、在来線とか新幹線といったものが全額支給になっているというところ、もしくは通勤手当の非課税限度額15万円といったところを踏まえて、上限の15万円にしてあげるよう、人事院勧告がなされているということで、本県においても人事院勧告のそういった点を踏まえてなされたものという認識であります。

○山口副委員長 続いて、東京ビルの使用料についてですが、金額については一定程度御説明いただいたので理解するところではありますが、今回、使用料・手数料についていろいろな場所で見直しが掲げられております。当然、今回改正した上で、また数年後物価高騰等の可能性もあると思いますので、東京ビルに限らず、定期的な見直しは考えなくてはいけないと思っています。

上がる可能性もあれば、もちろん下がる可能性もあるかと思えますけれども、今後の見直しについて、何か予定など決めていることがあれば、財産総合管理課でもいいですし、財政課長でもいいので、お答えいただければと思います。

○池田財政課長 使用料及び手数料については、毎年度予算編成方針にも記載しておりますけれども、原則として全ての使用料・手数料に

については常々見直すということを掲げております。その頻度については、当然毎年度の予算編成の中でしっかりやっていくというのが基本原則ではありますけれども、毎年になってしまいますと利用者の方々への説明が必要であったり、混乱を呼んでしまう可能性もありますので、一定程度の上がり幅があったとき、そういったところをめぐり今後やっていくものと思っております。

国においては、標準政令の中でおおむね3年に1度見直すことになっておりますので、3年に1度というのが大きな目安になるのではないかと財政課としては考えているところでありますが、足元の状況については引き続き、丁寧な積算・把握をしておきたいと思っております。

○山口副委員長 議案第33号「知事等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」ですが、国の改正が非常に大きかったために、当面の間は見送るという話でございましたけれども、先ほど御説明があったとおり、旅費などが非常に高騰している中で、やはり一定の負担がかかってくるものがあると思っております。

「当分の間」と言われると、いつやるのだろうというところが悩ましいところであります。来年度という話もあったと思いますが、基本的には来年度にはしっかり改正を目指してやっていくという理解でよろしいでしょうか。

○那須人事課長 考えている状況で申し上げますと、令和8年4月にはそういった運用を行っていきたいと考えております。もちろん来年度につきましては、改正条例案やシステム改修等の検討も行う必要があろうかと考えているところでもあります。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○池北行政改革推進室長 委員会資料83ページを御覧ください。

令和7年度組織改正案について御説明いたします。

ページ冒頭の1、基本的な考え方は記載のとおりでございますが、組織の簡素効率化に配慮しつつ、行政需要等の変化に対応して適宜組織体制を改正することとしております。

続いて、2、主な組織改正の内容を御覧ください。(1)～(6)の6つございます。

まず、(1)ですが、総合政策部に女性活躍推進室を設置いたします。日本一挑戦プロジェクトの一つである子ども・若者プロジェクトの新たな視点による社会減対策の取組として、特に女性が県内で活躍し、理想のライフスタイルを実現できる社会環境づくりを強力に推進するため、生活・共同・男女参画課の男女共同参画推進担当をベースに、課内室として設置するものでございます。室の設置により、市町村や関係団体と連携して男女共同参画社会の重要性についてこれまで以上に浸透を図りつつ、女性活躍推進のための職場環境づくりに取り組む企業を支援する事業等に取り組んでいくこととしております。

84ページを御覧ください。

(2)ですが、県土整備部の営繕課及び同課内の設備室を総務部に移管いたします。県有公共施設の長寿命化対策を計画的に行い、施設的最適化等を進める公共施設等総合管理計画を現在定めておりますが、計画から保全・施工までを一体的に行い、確実に進めていけるよう、施工部署である営繕課等につきまして、計画部署の財産総合管理課、予算を所管する財政課と同

じ総務部に移管するものでございます。また、現行の庁舎住宅担当、文教施設担当、スポーツ施設担当を移管とともに、設計担当や施工監理第一担当、施工監理第二担当に再編いたします。

続いて、85ページを御覧ください。

(3) になりますが、今年5月から運用開始する盛土規制法に対応するため、新たに盛土対策課を設置いたします。山林、農地、宅地など土地の用途にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法の運用開始に伴い、県内ほぼ全域が規制区域となり、事業者が区域内で一定規模の盛土の造成を行う場合は県の許可が新たに必要となってまいります。そこで、これらの業務に的確に対応するため、それぞれの土地を所管する環境森林部、農政水産部、県土整備部の三部共管組織として同課を設置するものです。

次に、資料の86ページを御覧ください。

(4) ですが、商工観光労働部に先端技術産業推進室を設置いたします。近年の半導体関連産業の投資活性化を受けまして、関連人材の育成確保や販路開拓などの重要性が高まっていることから、医療機器産業や航空機産業などの成長産業と併せて支援を強化するため、企業振興課の課内室である食品・メディカル産業推進室を再編するものでございます。

次に、資料87ページを御覧ください。

(5) ですが、農政水産部に団体指導検査課を設置いたします。図では中段辺りにございます。農業協同組合や漁業協同組合、森林組合など農林水産省所管協同組合等に対する検査・指導は、これまではそれぞれの担当課が実施しておりましたが、農林水産省の統一基準に基づいて行っていることから、専門性を高め、一体

的・効果的に検査業務等を進めるために関連業務を集約するものでございます。また、中山間地域の農業振興対策の効果的・効率的な運用の観点から、農政企画課内の中山間農業振興室の中山間活性化担当を農政企画課に、農村保全・鳥獣対策担当を農業普及技術課に移管し、同室を廃止いたします。

次に、資料の88ページを御覧ください。

(6) は宮崎国スポ・障スポ局の体制強化になります。天皇杯獲得に向けた競技力向上の取組を計画的かつ集中的に強化するとともに、各競技会を円滑に運営するため、競技担当次長の職を設置いたします。

また、本県で令和9年度に開催予定の第26回全国障害者スポーツ大会に向け、開催準備業務の執行体制をさらに強化するため、総務企画課内にある障スポ大会担当を再編し、障スポ大会課を設置します。これに伴い、同局は現行の4つの課から5つの課の体制となります。

最後に、資料89ページです。

知事部局の組織数の増減になります。令和6年4月1日時点との比較となりますが、今回の組織改正案により、課が3つ増えまして、室が1増1減により変わらずとなります。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。その他報告事項について、質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料84ページです。営繕課が総務部に移管されるということですが、工事によっては検査が必要だと思います。課長はもちろん技術系の方だと思いますが、事務系の部長まで検査を行う場面が出てくるのでしょうか。

○池北行政改革推進室長 工事検査につきましては、工事検査課が三部共管でございますので、そちらのほうで検査業務を行うことになっ

ています。当然、建築職の方とかもいらっしゃいますので、その知識を生かしながら検査していくという形になります。

○黒岩委員　それでは、工事金額にかかわらず、総務部長が検査することはないということでしょうか。

○池北行政改革推進室長　部長が工事検査専門員を検査員に指名しまして、工事検査専門員のほうでやっていく形になります。

○丸山委員　先日の補正予算の中で、国スポ・障スポ局において、課が分かれたから、最後に人件費を分けてやりましたが、それは2月じゃないとできないのでしょうか。既に課ができていますので、6月とか9月に予算措置してもいいのではないかと考えていますが、2月に補正するというテクニックしかないのでしょうか。当初予算で人件費は前の課で見ているけれども、2月にがばっと変わってしまったので、そういうシステム的なことだけなのか、教えていただけるとありがたいと思っています。

○池田財政課長　まず、補正の手段としては、課ができた時、新設された時、分かれた時に対応することは技術的には可能でございます。ただ、基本的に当初予算においては、編成を行う12月頃の時点で、それまでの足元の各課・部局の人員配置に基づく人件費の積算をいたしております。年度途中で新しい体制に合わせてその課だけ補正によって額をいじろうとしますと、全ての部局についても足元の人事異動等の関係で積算の変更が可能になってしまいます。対応しないとつじつまが合わなくなりますので、そういった混乱を避けるために、年度末に補正予算という形でお願いをしています。審議も含めた予算編成の簡素化のために、そういった対応をお願いしているところがございます。

○川添委員長　ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長　それでは、総務部の説明及び質疑が全て終了しましたので、これから総括質疑を行います。総務部全般について質疑はございませんか。

○丸山委員　県立病院に対する一般会計の繰出金のことで改めて確認させていただきます。

今年度も76億円近くを当初予算から繰り出していますが、この金額は令和7年度の物価高騰や人事院勧告により人件費が上がった場合は考慮されていないと思っています。今後も物価高騰なり人事院勧告によって人件費が上がる可能性はあると推測していますが、そのあたりまで含めて病院局とは話をされているものなのかをお伺いしたいと思います。

○池田財政課長　おっしゃるとおり、令和6年度の人勧アップ分に対応するための令和6年度補正あるいは令和7年度当初の数字になりますので、令和6年度補正、それから御審議いただいている令和7年度当初における繰出金の物価・人件費増額分の相当額については、織り込まれておりません。

ただ、病院局が厚生常任委員会に提出しております新たな収支計画においては、令和7年度の年度途中において、新たな人事院勧告に伴うベース給料のアップ、材料費の高止まりが起ることを踏まえた費用を計上しております。それに基づく繰出金は存在しないといえますか、病院局で織り込み済みの話になりますので、少なくとも今年度程度の人事院勧告アップ相当であれば繰出しを必要としないものとして収支計画をつくっていると聞いております。

○丸山委員　令和6年度は人件費だけで12億円とか増えたので、大丈夫なのかなと思っています。

て、今の説明だと少し不安と心配な面もあります。繰り出しはこれ以上増えないということを改めて確認させてください。

○池田財政課長 申しあげましたとおり、人事院勧告によりますけれども、それが令和6年度のベースとほぼ変わらないパーセンテージであれば、病院局が何とかなる数字として計画を立てております。

ただ、仮にさらに大幅に上ぶれたり、材料費の高騰などいろいろな経済要因が重なることで、さらに予想以上に著しく伸びてまいりますと、繰り出しでの追加的な対応が今後必要になる可能性までは否定できません。

○丸山委員 我々の一般会計からの繰り出しの考え方として、もうからない医療や救急をやるから一般会計から繰り出すのは分かりますが、本当に一般会計からの繰り出しが適正規模なのかいろいろな議論をさせてもらっているところで、細かくデータを精査しているわけではありません。

一般会計からの繰り出しの規模がこれで正しいのか、できるだけ多くの情報を議会にもいただくようお願いしたいと思っております。

○岩切委員 総務部のほうで県庁全体の財政もきちんと見極めつつ、それぞれの部局が意欲を持って県民サービスを提供できるように御尽力いただいているところであります。表現が適切か分かりませんが、手綱の緩め方、引き締め方によって県庁全体のモチベーションが上がったり下がったりするのだろうと思っております。それは、人事行政もあったり財政上の仕組みとか取組もあったりするのだろうと思っております。

午前中の最後の部分で少し議論させていただきましたけれども、一定の方向性を財政課なり総務部が持つことから、県庁全体で共有・意思統

一ができて進められるのか。それとも、引締め役の総務部の思いが勝ってしまうのかというのでは全然受け止めが違ふのだろうと思っております。特に職員確保・定着強化という取組までしなくてはならない時代背景がありますので、来年度予算の中で、また来年度以降も含めて、総務部の努力や工夫をお願いしたいと思っております。

既に総務部長交代の提案が議会に提示されていますので、新しい体制ということになるだろうと思っておりますけれども、私としては総務部がしっかり支えることによって、県庁全体のモチベーションが上がるという方向性をぜひつくりたいと思っています。審議に見合わない要望になるかもしれませんけれども、発言させていただきたいと思っております。

○吉村総務部長 予算編成については、今後も県政の重要課題に的確に対応していくことが県民から求められることであろうと思っておりますので、それについてはしっかりやっていきたいと考えております。

あわせて、将来への責任も持つ必要がありますので、将来に過度の負担が及ぶことがないように、財政の健全性も両立させていく必要があると考えております。岩切委員が御心配されている、財政課が財政健全化を振りかざして予算づけを絞りすぎることによって職員の意欲が低下するのではないかと御懸念も多分にあるかと思っておりますが、今年度予算におきましても、特に重点施策に関する財源につきましては、内部で決めております予算要求枠を超えて財政課もしくは2役が一般財源をつけて予算措置するように指示をしております。今後も、その時の状況に応じて的確な予算編成をしていくことになると考えております。

○黒岩委員 吉村部長にですけれども、予算編成の事務方のトップとして予算を組まれたわけですが、今年度予算に対する思いや感想などがありましたら、参考にお聞かせいただきたいと思います。

○吉村総務部長 今年度予算について、日本一挑戦プロジェクト——3つのプロジェクトに目標値を設定しておりますが、その達成は非常に厳しいものがあります。知事からも指示がありまして、その目標達成に向けて大幅なこ入れもさせていただいたところです。予算では総じてですけれども、執行時に当初見込んだ効果がいずれも現れるかということで評価されるものだと考えております。

財政課を通算7年、総務部長を2年やっております。予算を9年担当しておりました。平成24年度から財政課に来て、今年で13年たちますが、そのうち9年間予算編成に携わっております。そのうち9回当初予算を編成しております。その中で、骨格肉づけも2回やっております。議会ごとに補正予算も組んでおりますので、補正予算だけでも36回ございます。あわせて45回予算編成に携わっております。

その中で、昨年度は病院局の50億円の貸付け、その前と言いますと宮崎カーフェリーへの40億円の貸付け、また国体スポーツ施設について全て分散して整備するという大幅な財政出動もやっているところです。その効果は将来現れてくるかと思いますが、その時においては、ある程度効果がしっかり生じるという判断の下、予算編成をやってきたところです。今後においても、しっかり将来を見据えた予算編成は必要と考えておりますので、財政健全性を維持しつつ、お金を出すところは出す、財源をつけるところはつけるといっためり張りのついた予算編

成をしつつ、岩切委員のほうから使用料・手数料の引上げについての御指摘もいただいたところです。

県民に痛みを伴う改正等も、財源が限られている中では生じるかとは思いますが、しっかりと県民の方々に御理解いただくことで予算執行に努めてまいりたいと考えております。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時47分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

最後、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時55分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○重黒木総合政策部長 それでは、本日の委員会で御審議をいただきます当部関係の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

委員会資料2ページ、目次を御覧ください。

総合政策部関係の議案につきましては、令和7年度当初予算案に係ります議案第1号及び議案第2号のほか、特別議案といたしまして議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」ほか2件であります。また、その

他報告事項につきましては、令和7年度総合政策部組織改正案ほか1件であります。

詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明させていただきます。

私からは、今回の議案のうち、当初予算案の概要等につきまして説明させていただきます。

委員会資料3ページを御覧ください。

総合政策部の令和7年度当初予算案であります。

まず一般会計であります。上の段の一般会計の表の右下、合計の欄にありますとおり175億9,764万円で、令和6年度当初予算額と比較しまして31億1,128万7,000円の減、率にしますと85%であります。

次に、開発事業特別資金特別会計であります。当初予算額は、下の段の左側の表になりますが、2,108万円で、令和6年度当初予算額と比較しまして104万7,000円の増、率にしますと105.2%であります。

この結果、一般会計と特別会計を合わせました総合政策部の令和7年度当初予算額の合計は、右下の合計の欄にありますとおり176億1,872万円で、令和6年度当初予算額と比較しまして31億1,024万円の減、率にしますと85%になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

債務負担行為についてであります。

表にあります県立芸術劇場大規模改修事業費について追加をお願いするものでございます。

次に、5ページを御覧ください。

日本一挑戦プロジェクトの概要につきまして、簡単に御説明いたします。

資料にありますとおり、今年度、それぞれのプロジェクトにつきまして本格展開を図っており、子ども・若者プロジェクトでは、結婚支援

コンシェルジュの配置や不登校支援の拠点となるコネクタの設置などを行ったところであります。

また、グリーン成長プロジェクトでは、宮崎県再造林推進条例を施行し、全国初となる地域再造林推進ネットワークを設立したところであります。

さらに、スポーツ観光プロジェクトでは、キャンプ総合窓口の開設、競技別誘致部会の設立に加え、ツール・ド・九州をはじめとする国際大会・合宿等の誘致などに取り組んでおります。

続きまして、6ページを御覧ください。

このような中、来年度につきましては、グリーン成長プロジェクト及びスポーツ観光プロジェクトにつきましては、これまでの取組の方向性に沿ってさらに充実を図っていくこととしておりますが、少子化、人口減少に歯止めがかからない中で、子ども・若者プロジェクトにつきましては、新たな展開としまして、これまでの自然減対策に加えまして社会減対策の強化を図ることとしたところであります。

次の7ページを御覧ください。

具体的には、来年度から若者・女性を重視した人口減少対策の強化としまして、若者・女性が生き生きと活躍できる環境づくりやUIJターンのさらなる促進を進めることとしており、ページの下には取組の柱を記載しております。

総合政策部で取り組みます事業につきましては後ほど御説明いたしますが、県内定着・活躍促進の機運醸成として、みやざき女性の活躍推進会議の取組強化、柔軟で多様な働き方ができる企業の拡大として、女性に優しい職場環境づくりに取り組む企業への支援、若者・女性のチ

チャレンジ応援として若者のU I J ターン就職支援などを進めることとしております。

次の8～11ページは、プロジェクトごとの全体の事業を参考までにまとめております。

8ページと9ページにかけては、子ども・若者プロジェクトになりますが、こちらが49事業の23億2,000万円となっております。

また、10ページのグリーン成長プロジェクトは35事業の15億7,400万円。

11ページのスポーツ観光プロジェクトは14事業の37億1,200万円となっております。

最後に、資料12～17ページでございますけれども、令和7年度総合政策部の新規・重点事業を掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

この後、主な事業の詳細につきまして、担当課長から御説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川添委員長 概要説明が終了いたしました。

審査の進め方ではありますが、予算議案のみ3班に分けて議案等の審査を行い、特別議案等の審査を行った後に、総括質疑の時間を設けることといたします。執行部の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として総合政策課、広域連携課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課の審査を行いますので、順次予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、全ての課の説明が終了した後にお願いいたします。

○中村総合政策課長 総合政策課の当初予算案

について御明いたします。

常任委員会資料18ページを御覧ください。

総合政策課の令和7年度の当初予算は、左から2列目にありますとおり総額で7億4,467万1,000円であります。内訳は、一般会計が7億2,359万1,000円、中ほどの開発事業特別資金特別会計が2,108万円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)連絡調整費1,714万9,000円は、部の連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費であります。

次の(事項)総合企画調整費192万3,000円は、国への提案要望活動などに要する経費であります。

その次の(事項)県外事務所費8,809万5,000円は、東京、大阪及び福岡の3つの県外事務所の運営や事務所の維持管理等に要する経費であります。

次に2つ下の(事項)県計画総合推進費1,931万円であります。これは、県総合計画の推進及び政策課題に関する調査・検討等に要する経費であります。

主なものでありますが、説明欄2の総合計画等推進費1,321万4,000円については、政策評価や県総合計画審議会の開催、アクションプランの重点施策を推進するために要する経費であります。

続きまして、20ページを御覧ください。

開発事業特別資金特別会計についてであります。下段の(事項)繰出金2,082万3,000円につきましては、商工観光労働部及び農政水産部が所管する新エネルギー分野の事業を実施するた

めに一般会計に繰り出すものであります。

当初予算についての説明は以上であります。

続きまして、21ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

個別指摘要望事項につきましては、①開発事業特別資金特別会計について、適正な資金規模等をしっかりと検討した上で、引き続き、資金の趣旨に沿った事業への効果的な活用を図ることとあります。

この特別会計につきましては、使途や積立金の規模などを審議会に都度諮りながら運用してきておりますが、過去の審議会におきまして、資金の趣旨等を踏まえ、当面は積立金を大きく取り崩すことなく新エネルギー分野に使用するという方針が決定され、現在もこの方針に則した運用を行っているところであります。

今後とも、事業の使途や積立金の規模も含め、審議会に諮りながら、資金の趣旨に沿った事業に効果的に活用してまいります。

○川越広域連携課長 広域連携課の当初予算案につきまして御説明いたします。

常任委員会資料22ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり7,944万円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)広域連携推進費1,720万4,000円は関係自治体及び団体等との広域連携推進に要する経費であります。

説明欄1、全国知事会の1,290万6,000円、2、九州地方知事会の176万4,000円は、各知事会の負担金や国への提案要望活動などに要

する経費であります。

3の「広域連携推進事業」の253万4,000円は、日本創生のための将来世代応援知事同盟等の負担金や国への提案要望活動などに要する経費であります。

○伊東秘書広報課長 秘書広報課の当初予算案について御説明いたします。

資料24ページを御覧ください。

秘書広報課の令和7年度の当初予算額は、左から2列目にありますとおり総額で5億7,734万3,000円であります。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

まず、中ほどの(事項)秘書業務費4,958万2,000円は、知事、副知事の旅費や公用車運行等の活動経費及び秘書・栄典業務に要する経費であります。

次に、その下の(事項)広報活動費2億5,733万円であります。

まず、説明欄1の「印刷広報事業」は、県の広報紙である県広報みやぎきを年6回作成し、市町村の自治会などを通じて県民の皆様に配布するものであります。

次に、2の「新聞広報事業」は、新聞の紙面を使用して、毎月2回の県政けいじばんや随時の広告を掲載し、広く県民の皆様に県政に関する情報提供を行うものであります。

3の「テレビ・ラジオ放送事業」は、テレビ2局とラジオ2局で県政番組を制作、放送するものであります。

4の「県ホームページ情報発信事業」及び5の「県ホームページ魅力発信・充実強化事業」は、県ホームページ運営に係るヘルプデスクの設置やホームページの充実などにより、利

用者にとって分かりやすく使いやすいものとなるよう工夫しながら情報発信を行うものであります。

6の「広報活動事業」は、取材や番組ロケなど各種広報活動等の広報体制の充実を図るものであります。

8の「SNSを活用したみやぎの魅力発信事業」は、食や観光などの本県の魅力を伝える動画を定期的に制作し、県公式ユーチューブやLINE等のSNSを活用し、県内外の様々な方に積極的に情報発信を行うものであります。

9の「みやぎ魅力発信プロジェクト事業」は、SNS利用者の年齢などを条件に設定した的を絞ったSNS広告等を行い、本県の様々な魅力を伝えたい相手に、より効果的に情報を発信するものであります。

次に、その下の(事項)広聴活動費1,572万9,000円であります。これは県民の皆様の御意見をお聴きし県政に反映させるために、知事との本音トークや電話・メール等により県民の声事業など、広聴体制の充実を図るための経費であります。

最後に、一番下の(事項)県政相談費2,019万2,000円あります。これは、県庁本館1階の県民室のほか、各総合庁舎や西臼杵支庁に10か所設置しております県政相談室の運営などの経費であります。

○伊福統計調査課長 統計調査課の当初予算案につきまして御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の26ページを御覧ください。

統計調査課の令和7年度当初予算額は、この表の一番上、左から2列目にありますとおり9億587万円となっております。

当初予算の主な内容につきまして御説明いた

します。

27ページを御覧ください。

上から2つ目の(目)委託統計費につきましては、家計の収支や消費の実態等を把握する家計調査や毎月の物価の動向や地域間の物価の違いを把握する小売物価統計調査、就業・不就業の状態を把握する労働力調査など、国の各種統計調査の実施に要する経費や、職員の研修等に要する経費を計上しておりますが、これらは全て国からの委託事業であります。

このうち主な事業について御説明いたします。

一番下の(事項)国勢調査費6億4,375万7,000円あります。これは、令和7年10月1日現在を調査期日として実施する国勢調査に要する経費であります。この調査は、5年ごとに実施される周期調査で、人口、世帯数をはじめ、男女別・産業別等の人口や世帯の構成等を明らかにすることを目的としており、我が国の最も重要な統計調査に位置づけられております。調査結果は、国や地方公共団体において、少子高齢化対策や防災計画の策定など、行政施策の基礎資料として幅広く利用されております。

○河村総合交通課長 総合交通課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料29ページを御覧ください。

総合交通課の令和7年度の当初予算額は、左から2列目にありますように、総額で17億3,212万7,000円となっております。

次に、その主な内容について御説明させていただきます。

30ページを御覧ください。

まず上から2段目の(事項)広域交通ネットワーク推進費が1億1,392万2,000円でございます。

説明欄5の「モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化事業」9,195万3,000円につきまして、モーダルシフト促進のための支援や物流の2024年問題の啓発事業などに引き続き取り組むとともに、トラック輸送の効率化を図るため業務の自動化や機械化等を進める運送事業者を支援するものになっております。

説明欄6の新規事業「新幹線整備機運醸成事業」につきましては、後ほど詳細を御説明いたします。

次に、(事項)地域交通ネットワーク推進費が9億8,546万6,000円でございます。

このうち、説明欄の1、「地方バス路線等運行維持対策事業」7億3,426万8,000円のうち、

(1)「バス路線運行維持対策事業」は、地域住民の生活に必要な地域間幹線バス路線の維持を図るため、国と協調し運行費を補助するものでございます。

また、(3)「宮崎県バスネットワーク最適化支援事業」は、こちらも地域間幹線バス路線等の広域的なバス路線を将来にわたり持続可能なものとするため、市町村や事業者等の協議に基づきまして、バス車両の小型化を支援するなど利用実態に即した運行形態への転換等を支援するものでございます。

(4)「広域的移動手段確保支援事業」は、市町村が主体となって運行するバス路線のうち、複数市町村間を結ぶ広域的な路線の維持を図るため、運行費の補助を行うものでございます。

説明欄8の改善事業「官民連携鉄道利用支援事業」につきましては、後ほど詳細を説明いたします。

次に、(事項)航空交通ネットワーク推進費が3億3,533万4,000円でございます。

説明欄の1、「「みやざきの空」航空ネットワーク再生事業」3億3,340万9,000円につきましては、国際定期便を運行する航空会社に対する運航経費の一部支援、また国内外の航空会社等と連携した利用促進、国際線を利用する県民を対象といたしましたパスポート取得支援、アウトバウンド拡大キャンペーンなどを実施いたしまして、航空ネットワークの再生・維持を図るものとなっております。

続きまして、新規・改善事業について説明いたします。

31ページを御覧ください。

新規事業「新幹線整備機運醸成事業」でございます。

予算額は1,208万8,000円、財源は一般財源となっております。

新幹線の本県の独自調査につきましては、昨年12月の総務政策常任委員会の場で御説明させていただきましたが、その際、経済効果の算定やさらなる情報提供について御指摘をいただいたところでございます。それらも踏まえまして、新幹線整備に向けた機運醸成の強化を図っていきたくと考えております。

事業内容でございますが、まず、(1)事業内容の①活動強化事業といたしまして、新幹線開業に伴う経済効果の算定を行うなど、整備実現に向けた活動を強化し、機運を高めていきたいと考えております。

また、②機運醸成事業といたしまして、新幹線整備に関する県民の関心を高めるために、今年度に引き続き講演会等を実施したいと考えております。

成果指標ですが、県民向け講演会参加者数250人という形で書いておりますが、本年度の会場が満席になった場合の数を設定しております。

多くの県民等に参加していただきまして、本県における新幹線整備に向けた議論の活性化や機運醸成に努めていきたいと考えております。

事業の期間につきましては、令和8年度までの2か年事業とさせていただきます。

次に、32ページ目を御覧ください。

改善事業「官民連携鉄道利用支援事業」でございます。

予算額は417万1,000円、財源は宮崎再生基金でございます。

まず、事業の目的でございますが、新型コロナの影響等もありまして、利用者が減少しております吉都線及び日南線につきまして、地域と連携して事業の回復や新たな事業の掘り起こしを図ることで利用者の増加を図るとともに、将来にわたる路線の維持を目指すものでございます。

事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容でございますが、① J R 吉都線につきましては、イに記載のとおり、これまでも通勤利用を促す観点から、沿線の企業に勤める方の通勤定期の購入について費用の一部を支援していたところでございますけれども、令和6年度の支援実施の見込みが1名と、利用がなかなかされていない状況でございました。そのため、公共交通の利用の乗車機会を創出し、日常利用へとつなげていく観点から、こちらにアとウの内容を新たに追加して改善事業とさせていただきます。

具体的には、アのモニター事業では、通勤・通学で吉都線を現在利用していない方を対象に、1か月定期券に係る費用を全額補助するような形で、その後の定期利用を促していきたいと考えております。

加えて、ウに記載のとおり、イベントと連携

した割引切符の造成などを通じて、鉄道利用を促していきたいと考えております。

また、② J R 日南線につきましては、今年度同様に沿線の各種イベントと連携した割引切符の造成等を支援いたします。

(3) 成果指標といたしましては、平均通過人員を J R 吉都線につきましては約50名、 J R 日南線については約20名、それぞれ増加させることとしております。

事業期間は、令和7年度の単年度となっております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 重黒木部長になるかもしれませんが、3つの日本一挑戦プロジェクトの総額の予算を見ると、一番少ないのがグリーン成長の15億円ほど、スポーツ観光になりますと倍の37.1億円ということで、プロジェクトごとにばらつきがあります。必要な事業を積み上げた結果なのか、部長としてこのあたりはどうお考えでしょうか。

○重黒木総合政策部長 日本一挑戦プロジェクトにつきましては、関係各部と話をしながら来年度必要な予算を積み上げてきたところでございます。財源につきましては日本一挑戦基金がございますけれども、プロジェクトが終わった後も引き続き継続しなければいけない事業等もございますので、基金にこだわらず、一般財源、国庫支出金等も含めて財源確保を図りながら、必要な事業の積み上げを行った結果ということでございます。

スポーツ観光につきましては、どうしてもハード整備が伴う関係もございまして、額としては大きくなっていると認識しております。

○山口副委員長 資料21ページの開発事業特別資金特別会計についての対応ですけれども、「過去の審議会において」というところが出ています。過去の審議会というのはいつの審議会でしょうか。

○中村総合政策課長 ここで記載させていたでいる方針決定された審議会というのは平成28年の審議会でございます。そのときに資金の残高がかなり少なくなってきた状況を踏まえて、こういった方針が決定されたものでございます。

○山口副委員長 その後、資金の残高は増加傾向にあると認識していますが、そこは間違いなんでしょうか。

○中村総合政策課長 御指摘のとおりでございます。平成28年度に積立金が2億円を下回るような状況になりましたが、そこから徐々に九州電力の経営状況も改善してまいりまして、今年度末の残高の見込みとしまして2.9億円ほどに増えてきている状況でございます。

○山口副委員長 そうした状況を踏まえて、決算特別委員会分科会において、適正な資金規模等をしっかりと検討した上でというのは、資金の取崩しの規模というか、2億円云々ということではないのですが、資金の残高がだんだん増えてきているので、そこあたりはもう少し崩してもいいじゃないかと、2億円からどんどん増えていっているの、そこをもう少し考えたほうがいいのではないかと、これからどんどん増えていくだけですよという趣旨で意見として入れたつもりでした。

この対応となってくると、「大きく取り崩すことなく」という言葉がずっと残ってくるので、永遠に積み上がっていつてしまうと認識してしまうのですが、このあたりはきちんと対応

いただけるのでしょうか。検討するというところについては対応いただけるということではないでしょうか。少し趣旨と違う気がしています。

○中村総合政策課長 御指摘のとおり、残高については、一番積立金が少なくなった時点から比較しますと増えてはきている状況ではありません。積立金の額が一番多かったときが平成22年ですけれども、当時が約5億6,000万円あったという状況もございますので、それから比較しますと、積立金の残高が十分なのかどうかということは、私どもも適正規模が明確に判断できる状況にはないのではないかと考えております。当然この資金の性格や設置された経緯ということもございますので、そういったところもしっかり踏まえながら、加えて、新エネルギーの分野についても、燃油高騰であるとか国際情勢の不安定化などの様々な状況がございます。

使い道についても、どういう分野で資金を有効に活用していけばいいのかということについてはしっかり議論する必要があるかと思っております。いずれにしても、そういったことも含めて審議会にしっかりお諮りしながら適切に運用してまいりたいと考えております。

○山口副委員長 総合交通課の(事項)地域交通ネットワークの推進費に「公共交通事業者等特別利子補給事業」というのが入っているかと思えます。これはコロナ禍でつくられた事業なのかという認識ですが、事業期間はもともとどれくらいを想定されていたのでしょうか。

○河村総合交通課長 事業期間については、確認してお答えいたします。

○山口副委員長 分かり次第委員会中に答えていただきたいと思えます。

資料32ページですが、「官民連携鉄道利用支援事業」が、新しく吉都線関係で出てきたと思

います。先ほどの総務部の審査で、通勤手当が8万5,000円から15万円に上がりますという給料の関係が出てきましたが、職員の出退勤において吉都線は利用されているのでしょうか。

たしか日南市とかでは、出張などで宮崎市に行くときに職員は積極的に日南線を使いましょうといったキャンペーンをやっていた記憶があり、トップを中心にそういうことをされていたという印象を持っています。例えば、県職員の皆さんが日南市に行かなくちゃいけないとか、日南市在住はきちんと日南線を使っているのを知りたいと思いますが、どのような認識をされているのか教えていただけますか。

○河村総合交通課長 数字として把握しているものはなくて、我々もできる限りは使いたいと思っています。実際、通勤で吉都線等を使っている方もいらっしゃいます。

私自身、時間が合えば当然ながらJRで行くこともあります。打合せの時間がなかなか合わないときはどうしても車になってしまったりすることもあるので、呼びかけという点では、まだ私自身も不十分だとは思っております。

○山口副委員長 使ってください。

○黒岩委員 山口副委員長の質問に関連しますが、私は朝に日南市の中心部でよく立っているんですが、県職員の方のJRの利用はやはり減っています。高速道路ができたことで通勤は自家用車のほうが便利になったということがありまして、JRを使いなさいということなかなか言えないのだろうと思います。

今回の対策事業にしても、JR日南線では、イベント列車とかがありますけれども、これはずっと前からやっていることです。もう少し何か新しいアイデアが欲しいなというところはあります。

高校が独自に串間市から通学用のバスを走らせていますが、こういったものについてはJRに替えてもらえないとか、もう少し地元と連携して、新しいアイデアの取組もやっていただきたいなと思います。もう少しやる気を見せていただくというか、そういうところを期待したいと思います。これは要望でございます。

○河村総合交通課長 先ほどの利子補給の関係ですけれども、事業自体は令和7年度で終わる予定になっております。

○山口副委員長 もともと新規事業として上げてきたときは、令和6年度終了とかではなかったのでしょうか。ホームページを追っていたら令和6年度と出てきたので、令和7年度があるのが不思議だなって感じたところでした。そのあたりについて教えてください。

○河村総合交通課長 令和2年度の借入分と令和3年度の借入分に対してそれぞれ出しています。令和6年度で終了したのは令和2年度の借入分でございます。令和3年度に借り入れた分の利子補給分が令和7年度までありますので、それについて来年度措置をして終了という形になっています。

○山口副委員長 県の令和3年度の事業説明の資料だと思いますが、事業期間が令和2～6年度と出てきました。それは貸付期間だけじゃなくて返還期間も込みでやっている。貸付自体は令和2年度と令和3年度だけで、令和4～6年度は返還だけで貸付していない。

いつ新規事業として提案されていて、そのときの事業期間がいつだったのかというところを教えてもらえればシンプルなのですが、それが令和7年度までということであれば、私が見ていた資料は違うということで納得できます。令和7年度までとして既に説明されていらっしゃ

るのか、そうじゃないのかを教えてくださいませんか。

○河村総合交通課長 整理してお答えいたします。

○丸山委員 今年の国勢調査は10月に予定されています。毎回ですが、調査員が本当に確保できるのかという部分がありますけれども、今回は大丈夫なのか、どういう対応をされていこうという考えかを教えてください。

○伊福統計調査課長 統計調査員の確保の件かと思えますけれども、前回の令和2年度の調査では全県下で5,149名の統計調査員を任用して調査に当たっていただきました。来年度の令和7年度調査につきましても5,000~6,000人弱の統計調査員を配置して調査に当たっていただくことを考えております。

ただ課題もありまして、民間の調査員を確保することが全国的に非常に難しい状況になっております。例えば、令和2年度の調査では、先ほどの5,149名のうちの51.3%について市町村職員にお願いせざるを得なかったという状況で、全国的にこのような状況が続いております。確保につきましては厳しい状況が続くと思えますけれども、市町村と連携して広報活動等を行いまして確保に万全を期していきたいと考えております。

○丸山委員 今の説明によりますと、5割以上が市町村職員の対応となっていて、恐らくそういう傾向が強まっていくのではないかと、人手不足なりいろんなところが出てきていますので、早め早めに対応しないとかなり厳しくなっていくのではないかと見ています。

貴重な国勢調査でありますので、遺漏がないようにしっかりとさせていただきたいと思っております。マンションができてなかなか調査しづら

かったり、社会的情勢も変わってきていると思っておりますので、それに対応してどのように続けていくのかということも国としっかり議論しないといけないと思っております。これが未来永劫続くのか、少し心配な面もあります。そういった議論はまだしていないということではよろしいでしょうか。

○伊福統計調査課長 このまま統計調査員を介した調査でやっていけるのかというところにつきましては、大勢の統計調査員を動員させるというやり方自体がこの時代にそぐわないのではないかと、限界にきているのではないかと、これは全国的にも問題になっております。それにつきましては、都道府県の統計主管課で組織しています連絡協議会で議論いたしまして、国に対して抜本的な見直しを行っていただきたいということを近年継続して要望しているところでございます。

来年度の国勢調査につきましてはこれまでと同様の調査を行うということになっておりまして、調査員の確保につきましては、既に2月ぐらいから市町村と連携して早めに広報活動を行っております。

○黒岩委員 関連しまして、特殊詐欺などを警戒して調査を拒否される方でありまして、一方で国勢調査に便乗してそういった犯罪が増えてくるのではないかと、そういうところも危惧されますが、そういったものへの対策は何か議論されていらっしゃるのでしょうか。

○伊福統計調査課長 国勢調査とか行政機関が行う統計調査であるような紛らわしい表現や説明をして世帯から個人情報を取るといったような行為である、かたり調査への対応になるかと思えます。かたり調査というのは、統計調査の実施を妨げるだけでなく、詐欺やその他の犯

罪にもつながりかねませんので、県におきましても、国勢調査の周知活動に加えて、ホームページや公式SNSなどを利用して随時注意喚起を行っております。市町村におきましても、同様の取組を行っていただくよう指導しているところでございます。

○黒岩委員 中には調査を拒否される方もいらっしゃるのではないかとと思いますが、そういったところについては何かお考えはあるのでしょうか。

○伊福統計調査課長 国勢調査に関わらず、通常やっている経常調査でも調査拒否というところは多少ございます。それにつきましては、調査員に丁寧な説明を行っていただくことで理解していただいて、少しずつでも回収率が上がるように調査員の皆さんを通じて行っているところでございます。

○濱砂委員 国勢調査は、令和7年10月1日基準ということですよ。結果が出てくるのはいつ頃になるのでしょうか。

○伊福統計調査課長 結果の公表は、令和8年5月までに、まず人口速報が公表される予定になっています。それ以降順次確報という形で細かく公表されていくことになっております。

○濱砂委員 これを基準にして、いろいろなものが見直しされていきますよね。令和8年5月ということは、確定した時点で、端的に身近なものとしては我々の選挙区の見直し等もここに関わってきます。来年5月となると、令和9年には見直しはできないということですね。いろいろなものが国勢調査の結果を基準にしていますが、最初の起こりは明治時代からでしょうか。

○伊福統計調査課長 国勢調査の起こりは、大正9年——1920年になります。それから5年ご

とに実施されていまして、今回が22回目の調査ということになります。

補足ですが、先ほど調査の利用につきましては福祉関係とか災害関係と言いましたけれども、委員がおっしゃられたとおり、国勢調査の結果というのは衆議院の小選挙区の改定とか地方交付税の算定、将来人口の推計など非常に重要なところで活用されております。

○濱砂委員 いろいろな現在の情勢を考えると調べるのが厳しいところもあるかもしれませんが、大事なところですから、しっかり対応していくべきだと思います。よろしく願います。

○山口副委員長 先ほどの利子補給については補正をかけているからでしょうか。当初の終期は令和6年度だけでも、その後の補正で令和7年度のものが債務負担行為で出ているから、その分が今年度は上がっているという理解をしておけばよろしいですか。

○河村総合交通課長 御指摘のとおりでございます。その後の補正で令和3～7年度としております。恐らく当初は令和2年度だけにしていたところですが、新型コロナの状況が当時読めなかったということもありますし、令和3年度についても影響が大きかったものですから、そこについても拡大して、5年分の利子補給ということで令和7年度までになったと確認しております。

○丸山委員 資料30ページの(事項)広域交通ネットワーク推進費の「モーダルシフトによる「物流の2024年問題」対策強化事業」について、具体的には何をしてどのような結果を出そうとしているのか、改めて教えていただくとありがたいと思っています。

○河村総合交通課長 事業の内容としては昨年

度からの引き続きになっております。具体的には、モーダルシフトに対する支援と啓発活動、あるいは業務の効率化というところで予算を組んでおります。あとは下り荷に対する支援となっております。

我々としても課題として感じているのは、先日の補正の際にも申し上げましたけれども、モーダルシフトの部分も、想定したよりは県内の利用台数が想定よりは少なかったということで、やはり閑散期の分散が研究として必要だなと思っております。あとは下り荷も改善の余地があると思います。実証もいろいろな主体にやっていただいているので、そういったところの成果をヒアリングして、行政として何ができるかということをはてこ入れをしたいと思っています。

あとは価格の転嫁についても、なかなか県単独でやることは難しいところはあるのですが、研究を図っていきたいと思っています。

○丸山委員 9,000万円を超すお金を入れていて累積の金額はものすごいことになっているわりには、なかなか効果が出ていないような気がしています。費用便益比(B/C)からすると本当に何のためにやっているのかなと思ったり、補正のときに言いましたが、物価高騰の対策があったから燃料代が出ましたけれども、出なければ本当にカーフェリーなり含めて非常に厳しい問題だと認識している中、コストとして荷主に対してしっかりお願いできる体制も整えないといけないのに、このあたりが永遠の課題となっております。

宮崎県が輸送農業地帯として、ここを変えるためにクリアすべき大きな問題と分かりつつも答えが出ていない状況が続いております。物流の2024年問題対策と言いながらも2025年になっ

てしまっていることに、何なのかなと思ってしまっています。帰り荷の問題を含めて永遠の課題ですけれども、何か悔しいなと思っていて、新たな発想が出ないと多分変わらないのではないかと考えていますので、ぜひ今年こそはしっかり取り組んでいただきたいと思います。意気込みを改めてお答えください。

○河村総合交通課長 下り荷に対する取組も徐々に始まっていますので、そういったものを参考に何かできないかというのを考えたいと思っています。

価格転嫁は県単独でやるのもなかなか難しい問題だなと、この一年やってきて感じているところではございます。実際様々な国の制度もありますが、強制力のある形ではなく十分ではなかったというのを事業者からも聞いています。また、下請法の改正を国のほうで検討されていますが、もともと荷主とトラック事業者の関係は下請法の対象ではなかったの、対象になればコントロールもよりしやすくなるのかなと思っています。そういった動きも見ながら頑張っていきたいと思っています。

○丸山委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、「新幹線整備機運醸成事業」についてですけれども、新幹線開業に伴う経済効果を算定すると書いてありますが、どこに駅を造るのでしょうか。例えば、延岡市に造るのか宮崎市に造るのかというのがあると思います。新八代ルートだったら小林市に造るのか都城市に造るのかといったことがあるので、経済波及効果の算定は、ある程度は駅の位置もイメージしないとできないのではないかと考えています。どういった想定をしながら経済波及効果を出そうとしているのか教えていただけるとありがたいと

思います。

○河村総合交通課長 具体例をお話しすると、今年度の調査においても現状の流動からある程度需要を算出しています。その際に行ったのは、具体的にこの位置というところまで特定はせずとも、県北や宮崎市周辺とか、ブロック単位で流動がある程度分かってくるものなので、それぐらいの単位で設定しています。宮崎県内だと、県北と県央と県西・県南に3駅くらい置くような形でやっていますので、恐らくこの調査もそれぐらいのベースで設定して議論していくものと思っていますのでございます。

○丸山委員 今後、3ブロックに駅ができるというのを明示しながら、どういった経済効果があるかを3路線ごとに出すというイメージなのでしょうか。それで優劣といいますか、このルートはかなり経済波及が大きいですよねというのが出てきて、最終的には判断をしないと、ただ単に研究なり調査だけやっても全く新幹線は進まないと思います。政治家というのは判断しないといけないときがありますから、最終的には知事を含めて判断しないと前に進まないと思っています。

やらないという判断もあるだろうし、やるといふ判断をしたらどのルートにするのかということも含めて進めないといけないと思っています。やるのかどうか判断するような調査にしてほしいと思っていますが、そこまで踏み込んだことが多分言えないだろうと思いつつも、できれば言えるような形の調査なり機運醸成につなげていただきたいと思いますので、意気込みも含めてお伺いしたいと思います。

○河村総合交通課長 従前から、日豊本線ルートについては、4県1市で要望していきまうところと答弁させていただいております。

その姿勢というのは今後も変わらないだろうと思っていますし、そこを選ぶに当たっても、議論を尽くしたという形でこういった経済効果も含めて県民に情報を提示するということが必要だと思っていますので、そういった観点でやらせていただいているところでございます。

鹿児島中央先行ルートというのはある意味日豊本線ルートの一部区間の話ですので、中心としては日豊本線ルートを通った場合、新八代ルートを通った場合の2パターンについて、観光客がどれくらい増えるのかとか経済波及効果が具体的にどれくらい発生するのかをお示しできればと思っています。今年度やったB/Cの調査は一般の方にするとなじみづらいところがあると思います。より生活に身近な形でお示しできるのが理想としてありますので、そういった形でやっていきたいと思っています。

○丸山委員 いずれにせよ、判断できるようなことを進めていただくとありがたいと思っています。

○黒岩委員 今の御答弁で確認ですけれども、鹿児島中央先行ルートについては、経済効果の検証をしないということでしょうか。

○河村総合交通課長 先行開業した場合のみを切り取っての調査は想定しておりません。あくまで日豊本線ルートの一部区間が先行してできた場合のケースなので、基本的には2パターンで十分と考えています。

○黒岩委員 既存の在来線はありますけれども、新幹線が鹿児島県から宮崎県まで来ることについて、時間的な短縮などもありますから、経済効果は出てくると思います。やらない理由が少し分からないところです。

○河村総合交通課長 あくまで日豊本線ルートの一部であって、そこに含まれますので、別立

ちしてそこだけやることは考えていないということでございます。

○黒岩委員 ということは、日豊本線ルートの中に鹿児島中央先行ルートも入っているということですか。

○河村総合交通課長 おっしゃるとおりでございます。先行ルートとした場合も将来的には全線目指していくこととなります。

○黒岩委員 少し悩ましいところがありまして、県民向けには3パターンのルートを示していきますが、一方で国に要望する際には、この3ルートの話はしないわけですね。あくまでも基本計画路線を整備計画路線に格上げしてくれといった要望になるということでは理解しているのでしょうか。

○河村総合交通課長 基本計画路線の格上げを現状求めているという状況です。

○黒岩委員 令和7年度の取組がありますけれども、令和8年度以降どうやって取り組んでいくのかについても非常に悩ましいところがあります。そういう将来ビジョン、県民向けの意識醸成の仕方といったところをどう持っていこうと想定されていますか。

○河村総合交通課長 今年度新幹線の調査を出させていただいて、メディアを含めて非常に関心をいただいております。ただ、前向きな反応も多いところではあり、シンポジウムもさせていただきましたが、ある程度関心を持っている方は自分で情報を取ってくる場所がありますので、それ以外の受け身になっている方も含めて知ってもらうということが大事だと思います。

4県1市の東九州新幹線鉄道建設促進期成会ではロゴマークもつくろうとしておりますし、今回の新規事業でノベルティー等の作成も予定

していますので、それを配る形で知らない層に少しでも関心を持っていただくところが必要だと思います。それに加えて、経済界含めて業界の人たちにも関心を持ってもらうことも重要なので、期成会も交えてやろうとしているのは、まさにそこが狙いとしてあるところでございます。

○坂本委員 最初に部長から御説明がありましたところお伺いします。日本一挑戦プロジェクトの中で、子ども・若者プロジェクトの新しい展開を御説明いただきましたけれども、今年度日本一挑戦プロジェクトが発表されて、次年度に新しい展開を打っていくという非常に重要なところだと思います。若者や女性を重視した人口減少対策の強化をうたってまいりまして、今の課題について対策を強化していくという御説明でした。前提となる若者、それから女性もそうでしょうけれども、しっかり実態の把握調査が必要ではないかということで、先日の質問の中でも部長に、「意見交換等してしっかり把握しているところですか」と御答弁いただいております。

参考のためにというか、資料に出ているところだけで申し上げますけれども、先日御紹介しました北九州市の取組の中で、10代後半～29歳の世代の方たちについて1年間調査して、承認欲求が強い、他人の評価が気になる、多様性や自分らしさを重視する、社会課題への関心は高い一方で、横並び意識が強く目立ちたがらないという特徴があったということでした。この世代の方は、先生に「どうかみんなの前で褒めないでください」と言うらしいです。いいことはやりたいけれども目立ちたくないという性質なんです。私にも同じ世代の息子と娘がいますからよく分かります。

そういう視点で今の若者たちを見たときに、資料8ページの——総合政策部の施策ではありませんけれども、「出会い・結婚支援の充実強化」の4番目に、県内と県外の独身者をつなぐ婚活イベントとあります。我々の世代でこういうことを聞くと大体こういうことをやるんだろうと想像がつかますが、ここに書いてあるのがカーフェリー等を利用した婚活ツアーの開催であります。福祉保健部でやっている事業ですけれども、やはり想像どおりというか、神戸市に集まって船に乗って交流して、宮崎市に着いて一緒にスーパーへ食材の買い出しに行ってバーベキューをやって、イチゴ狩りもやって宮崎空港でマッチングするという内容です。これでもいいのですが、男女合わせて30人で3回やるということで、90人の参加を想定しています。目標がマッチング率30%ということで、30人……。

○川添委員長 皆さんにお諮りいたします。

本日の日程は午後4時までとなっておりますが、質疑までということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

○坂本委員 それで、恐らくこれは30人なので15組できることを指標としてやる。これは1,000万円かけてやるのですが、本当に妥当な施策なのかという疑問があります。こういった県で最重要テーマとして取り組んでいる施策を部局間またがってしっかり横串刺して、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいといった政策の調整が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○重黒木総合政策部長 おっしゃるとおりでございます。総合政策部のほうで福祉保健部とは

来年度の新規事業に向けて夏ぐらいからずっと協議を重ねて、全体としてどのように進めていくのか議論してきたところです。そういった中でこういった婚活イベントも含めて、非常に厳しい状況にありますので、事業効果をもろんしっかり考えながらいろいろなことをやっていかなければいけないという話をしたところでした。

私も福祉保健部にいましたが、婚活イベントは以前からやってきたところでございますけれども、おっしゃるとおり若い世代の方々はまだ目立ちたくないというのがございます。以前は非常に大規模な婚活イベントを町なかや中山間地域でやったりしていましたが、そういうものは行きにくいというお言葉を大分いただいたところでございます。

今回のカーフェリーにつきましては割と少人数で、そういったことに興味がある方にしっかり届くような形で周知を図って、成果が出るようにやりましょうと福祉保健部へ話をしたところでございます。個々の事業で全て100%効果が出るとは思っていませんけれども、複数の事業を組み合わせることによって全体として少しでも自然減対策として効果が発揮できるように、引き続き関係各部と話をしながら進めていきたいと考えております。

○川添委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上で第1班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時4分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

令和7年3月11日(火)

明日は午前10時から、総合政策部第2班の議案審査を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長　それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後4時4分散会

令和7年3月12日(水曜日)

みやざき文化振興課長

堀 尚 子

人権同和対策課長

中 村 洋 介

午前9時55分再開

出席委員(7人)

委 員 長 川 添 博
副 委 員 長 山 口 俊 樹
委 員 丸 山 裕 次 郎
委 員 後 藤 哲 朗
委 員 坂 本 康 郎
委 員 岩 切 達 哉
委 員 黒 岩 保 雄

欠席委員(1人)

委 員 濱 砂 守

委員外議員(なし)

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長

山 下 栄 次

宮崎国スポ・障スポ局
次 長 兼
総 務 企 画 課 長

長 倉 正 朋

競 技 ・ 式 典 課 長

佐 藤 純 一 郎

施 設 調 整 課 長

財 部 孝 志

競 技 力 向 上 推 進 課 長

横 山 美 和

会計管理局

会 計 管 理 者 兼
会 計 管 理 局 長

米 良 勝 也

会 計 管 理 局 次 長

川 口 千 鶴

会 計 課 長

坂 下 利 雄

物 品 管 理 調 達 課 長

津 野 哲 雄

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長 重 黒 木 清
政 策 調 整 監 田 中 克 尚
総 合 政 策 部 次 長
(政策推進担当) 大 野 正 幸
総 合 政 策 部 次 長
(県民生活担当) 河 野 龍 彦
総 合 政 策 課 長 中 村 智 洋
広 域 連 携 課 長 川 越 勉
秘 書 広 報 課 長 伊 東 浩
広 報 戦 略 室 長 須 波 勇 一 郎
統 計 調 査 課 長 伊 福 隆 徳
総 合 交 通 課 長 河 村 直 哉
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長 濱 川 哲 一
産 業 政 策 課 長 守 部 丈 博
デ ジ タ ル 推 進 課 長 福 崎 寿
生 活 ・ 協 働 ・
男 女 参 画 課 長 森 山 紀 子
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監 西 丸 日 出 男

人事委員会事務局

人 事 委 員 会 事 務 局 長

田 村 伸 夫

人 事 委 員 会 事 務 局
総 務 課 長

小 園 浩 孝

人 事 委 員 会 事 務 局
職 員 課 長

児 玉 憲 彦

監査事務局

監 査 事 務 局 長

坂 元 修 一

監 査 第 一 課 長

牛 ノ 濱 和 秀

監 査 第 二 課 長

林 玲 子

議会事務局

議 会 事 務 局 長

小 牧 直 裕

議 会 事 務 局 次 長

海 野 由 憲

総 務 課 長

福 島 久 大

議 事 課 長

菊 池 博

政 策 調 査 課 長

西 久 保 耕 史

事務局職員出席者

議事課主査 春 田 拓 志
議事課主任主事 上 園 祐 也

○川添委員長 それでは、総合政策部第2班を始めたいと思います。

第2班としまして、中山間・地域政策課、産業政策課、デジタル推進課の審査を行いますので、順次、予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○濱川中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の当初予算について御説明いたします。

委員会資料33ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり10億6,488万5,000円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたしますので、34ページを御覧ください。

まず、上から2番目の(事項)中山間地域振興対策費の予算額が8,529万1,000円です。その主な内訳について御説明いたします。

説明欄の3、「地域運営組織」形成促進事業」5,291万3,000円です。これは、中山間地域において、交通・買物・医療・介護など、日常生活の維持・確保に向けた取組を住民主体で持続的に行う地域運営組織の形成促進のため、モデル地域において外部専門家による支援等を行いますとともに、地域リーダーを育成するための研修会を実施するものであります。

次に、説明欄の5、「地域の力で実現する持続可能な中山間地域づくり推進事業」1,721万円です。これは、地域住民による地域課題

の共有や、課題解決に向けた合意形成を促進するためのワークショップを県内3地域で開催するほか、地域課題解決に向けた具体的な取組に要する経費等に対して補助等を行うものであります。

続きまして、上から3番目の(事項)地域活性化促進費の予算額が9,585万3,000円です。

説明欄の2、改善事業「地域づくり人材育成・ネットワーク強化事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、説明欄の4、「未来へつながる地域づくり協創支援事業」7,392万8,000円です。これは、市町村と地域住民等が一体となって取り組む持続的で発展性のある地域づくりの取組に対して補助を行うものであります。

続きまして、下から2番目の(事項)移住・定住促進費の予算額が5億8,250万円です。

説明欄の1、「宮崎ひなた暮らし移住・定住促進事業」1億677万6,000円です。これは、宮崎ひなた暮らしUIJターンセンターを県内外4か所で運営するとともに、都市部での移住相談会や本県での暮らしに関する情報発信、また市町村が行う移住・定住促進に係る取組等に対する支援を行うものであります。

説明欄2の改善事業「地域おこし協力隊活動・募集支援事業」と、説明欄5の改善事業「わくわくひなた暮らし実現応援事業」の(3)、新規事業「若者UIJターン促進事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、一番下の(事項)エネルギー対策推進費の予算額が1億6,942万8,000円です。これは、水力発電施設等の所在する市町

村が実施する地域活性化事業等に対して、国の交付金を交付するものであります。

続きまして、新規改善事業について御説明いたします。

36ページを御覧ください。

改善事業「地域づくり人材育成・ネットワーク強化事業」、予算額は468万6,000円であります。事業の目的は、地域づくり団体ネットワークのさらなる強化を図るとともに、学生との連携による将来を担う若い世代への地域づくり参加促進と郷土愛醸成を図るものであります。

事業の概要欄を御覧ください。まず、先に(2)事業の仕組みですが、この事業は、県や県内の地域づくり団体などで構成する宮崎県地域づくりネットワーク協議会に負担金を支出し、実施するものです。この地域づくりネットワーク協議会は、県内の地域づくり団体相互の交流を促進し、ネットワークを強化するため、人材育成、研修交流会、情報提供等を行うことで、地域づくり団体の自主的・主体的な活動を促進する団体です。

(1)事業内容にお戻りください。

①地域課題解決モデル事業についてです。ネットワーク協議会は、県内8ブロックに分かれて活動を行っており、それぞれのブロック活動を行う中で、存在する地域課題や市町村が抱える地域課題を集約するとともに、地域づくり団体や学生、市町村を交えたワークショップ等の開催を通じて、それぞれが有する強み等を発揮しながら、地域課題の解決に向けた地域づくりの実践活動を行います。

②地域づくり交流・連携事業としまして、地域づくり団体や地域づくりに関心のある方々を対象とした地域づくりフォーラムを実施し、ホームページやSNSによる情報発信も行いま

す。

(3)成果指標としましては、令和9年度までに地域課題解決モデル事業の採択件数を現状の4件から10件へ、事業に関わる学生の数を45人としております。

事業期間は令和9年度までであります。

次に、37ページを御覧ください。

改善事業「地域おこし協力隊活動・募集支援事業」、予算額は147万8,000円であります。事業の目的につきましては、研修会や情報発信による隊員同士のつながり構築に加え、市町村隊員へのサポート体制等を強化することにより、隊員の活動充実と任期終了後の定着を図るものであります。

(1)事業内容につきましては、①現役隊員の活動をサポートするため、隊員と市町村担当者を対象とした合同研修会を開催するとともに、②活動状況等の情報発信・協力隊のOB・OGによる相談体制を整備いたします。また、市町村の受入れ体制を強化するため、③市町村担当者を対象とした募集ノウハウや受入れ支援の具体的事例を学ぶ講座を開催いたします。

(3)成果指標としましては、令和9年度までに市町村担当者向け講座の参加市町村数を26市町村とするとともに、隊員の任期満了後の定着率を現状の62%から65%に引き上げることとしております。

事業期間は令和9年度までであります。

資料38ページを御覧ください。

改善事業「わくわくひなた暮らし実現応援事業」、予算額は3億5,940万円であります。事業の目的は、移住支援金の支給や地方へ就職する学生への交通費等の支援により、本県への移住を促進するとともに、地域の担い手確保や産業の活性化を図るものであります。

(1) 事業内容につきましては、①一定の要件を満たす県外からの移住者へ支援金の支給を行う市町村に対して補助を行うもので、東京圏からの移住者を対象とする国制度分につきましては、世帯100万円、単身60万円を、また、県独自分につきましては、国制度分の対象外となる東京圏及び名古屋圏、大阪圏、福岡県からの移住者を対象に世帯100万円、単身30万円を支給することとしております。さらに、国制度分、県独自分のいずれも18歳未満の世帯員1人につき最大100万円を加算することとしております。なお、この加算額につきましては、県として最大100万円の枠を設けるもので、加算の有無や加算額は各市町村において判断することとなります。

②地方へ就職する大学生等へ就職活動に要する交通費及び本県への移住に要する移転費の支給を行う市町村に対して補助を行うものであります。今年度までは就職活動に要する交通費のみの支給でしたが、国の制度拡充により来年度からは移転費についても支給を行うとしたものです。

(3) 成果指標としましては、移住支援金を受給した移住者数を、現状の年248世帯から令和7～9年度の累計で1,464世帯にするとともに、本県への移住促進と中小企業等における人手不足の解消を図ることとしております。

事業期間は令和9年度までであります。

次に39ページを御覧ください。

新規事業「若者U I J ターン促進事業」、予算額は8,125万円であります。事業の目的は、都市部で早期離職する第2新卒者の本県就業を支援することにより、若者の県内移住を促進するとともに、地域の担い手を確保するものであります。

(1) 事業内容につきましては、①若者応援給付金支給事業としまして、従来の移住支援金の対象とならない若者向けの新たな給付金を創設いたします。

具体的には、40ページを御覧ください。

若者の本県への移住・定住に向けた支援をまとめております。就職活動から移住・就職をするまで、就活・新卒・第2新卒・都市部在住5年以上と各ステージに合わせた支援を行っているところです。右側に従来の移住支援金を記載しておりますが、都市部在住の期間が5年以上必要であり、新卒で就職し、数年のうちに離職・転職する、いわゆる第2新卒と呼ばれる方々が対象となっていませんでした。今回、これらの若者を県内へ呼び込むため、第2新卒の枠にありますとおり、「若者U I J ターン促進事業」として29歳以下を対象に、都市部在住期間を1年以上に短縮し、30万円を支給するものです。

このような支援体制を構築することで、若者の本県移住・就職に対して切れ目ない支援ができることとなり、若者の本県移住促進につながるものと考えております。

39ページにお戻りください。

事業内容の2つ目は、②PR強化事業としまして、この応援給付金の周知を含め、YouTubeやSNSなどを活用した若者への情報発信を強化するものです。

○川添委員長 暫時休憩いたします。

午前10時8分休憩

午前10時9分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めます。

傍聴される方をお願いいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してください。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただくようお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

○濱川中山間・地域政策課長 それでは、再び39ページを御覧ください。

(3) 成果指標でございますけれども、応援給付金を受給する移住者数について、令和7～9年度の累計で1,050人とするとともに、若者の早期移住と地域の担い手確保を図ることとしております。

事業期間は令和9年度までであります。

○守部産業政策課長 産業政策課の当初予算について御説明いたします。

資料41ページを御覧ください。

当課の令和7年度当初予算は、左から2列目にありますとおり6億7,925万2,000円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたしますので、42ページを御覧ください。

まず、上から2番目の(事項)産業政策総合推進費の予算額が1億5,036万5,000円です。その主な内訳について御説明いたします。

説明欄1の新規事業「みやぎきのオーガニック食品販路拡大事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、説明欄2の「食を中心としたみやぎきの魅力発信強化事業」1,552万5,000円です。これは、本県の食を中心とする様々な魅力をテレビや雑誌、SNS等の様々なメディアを活用して、県内外へ幅広く発信し、本県の魅力

度向上、ブランド力向上につなげ、食関連産業の活性化を図るものです。

説明欄5の改善事業「海外ECを活用した販路拡大・定着支援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、説明欄8、「フードビジネス支援体制強化事業」6,257万3,000円です。これは、フードビジネスの総合相談窓口である「みやぎきフードビジネス相談ステーション」を設置し、フードビジネスに取り組む事業者の商品開発や販路開拓など、課題解決に向けた支援を行うものです。

続きまして、下から2番目の(事項)みやぎき地方創生若者定着促進費の予算額が1億4,910万7,000円です。

主な内訳といたしまして、説明欄1の「みやぎき産業人財育成プラットフォーム連携強化事業」1,400万円です。これは、県内の産学金労官で構成される産業人材育成プラットフォームの連携を強化し、企業と学生等との交流機会の創出や、企業のインターンシップの実施支援等を行うものであります。

次に、説明欄2の(2)「奨学金返還支援事業」3,628万4,000円です。奨学金返還支援に賛同する支援企業に就職した若者のうち、奨学金の返還を行う者に対して返還額の一部を支援し、産業人材の県内定着を図るものです。

説明欄3の改善事業「力強い産業を支える産業人財育成事業」、説明欄4の新規事業「インターンシップ実施促進事業」、説明欄5の新規事業「外国人材定着促進支援事業」につきましては、後ほど説明いたします。

次に、一番下の(事項)産業デジタル化推進費の予算額が2億8,147万9,000円です。主な内訳といたしましては、説明欄1、「産業

デジタルリスキリング推進事業」993万1,000円
であります。これは、県内企業における経営
層、リーダー層、一般従業員層のそれぞれに必
要となるデジタルスキル講座を行うものであり
ます。

説明欄2の新規事業「産業DXトータルサ
ポート事業」及び説明欄3の改善事業「みやざ
きデジタル人材育成事業」につきましては、後
ほど説明いたします。

続きまして、当課の主な新規改善事業につ
いて御説明いたします。

43ページを御覧ください。

新規事業「みやざきのオーガニック食品販路
拡大事業」でございます。予算額は1,057万
8,000円であります。

事業の目的ですが、今後成長が見込まれる
オーガニック食品市場において、本県の農産物
や加工品の需要拡大のために必要なマーケット
ニーズ調査を実施した上で、マーケットイン
によるオーガニック食品を開発し、県内外に販
促することで県産品の付加価値向上を図るもの
です。

事業内容について御説明いたします。

まず、オーガニック食品として需要の拡大が
見込まれる本県農産物——ユズやカンショ等
を対象品目としたマーケットニーズ調査等を初
年度に行い、次年度以降にその調査結果を踏ま
えたマーケットインのオーガニック食品の開発、
当該商品の販路開拓やPR等を行うものです。
成果指標としましては、新たに開発されたマ
ーケットインのオーガニック食品数を5件とし
ております。

事業期間は令和9年度までであります。

次に、44ページを御覧ください。

改善事業「海外ECを活用した販路拡大・定

着支援事業」でございます。予算額は1,448万
4,000円であります。

事業の目的ですが、ASEAN地域のECサ
イトでのテスト販売やプロモーション等を連動
して実施し、それにより得られた課題を分析
し、現地ニーズに合わせた商品へブラッシュ
アップすることで、県内事業者の海外ECへの
参入・定着を促すものです。

事業内容について御説明いたします。まず、
①海外ECによる販路拡大は、県内事業者向け
に現地の購買動向等を学ぶセミナーを開催す
るとともに、ECサイトでのテスト販売、プロ
モーション及びその後の課題分析、ブラッシュ
アップまでを一貫して支援するものです。ま
た、②現地での実店舗における販売支援も併
せて行うことにより、県内事業者のさらなる
海外ECへの参入・定着を促すものです。

成果指標としましては、ASEAN地域での
販売に初めて取り組む商品数を年間10商品、
シンガポールにおける県産食料品・飲料の輸
出額を令和9年までに9,500万円としてお
ります。

事業期間は令和9年度までであります。

次に、45ページを御覧ください。

改善事業「力強い産業を支える産業人財育
成事業」でございます。予算額は4,206万円
であります。

事業の目的ですが、ビジネススキルの修得
等をテーマにした講座を実施することで、県
内企業の成長促進や魅力向上を図るもので
あります。

(1) 事業内容について御説明いたします。
みやざきビジネスアカデミーとして様々な
講座を実施するもので、経営者、管理者、
リーダー等の各職階に応じた汎用的ビジ
ネススキルを修得する講座や、若者定着、
女性の活躍促進等の

時代の潮流を踏まえた産業界の課題等をテーマとする講座などを実施いたします。

成果指標としましては、令和9年度までに講座の定員充足率を90%、受講後の実践者割合を80%としております。

事業期間は令和9年度までであります。

次に、46ページを御覧ください。

新規事業「インターンシップ実施促進事業」でございます。予算額は526万円であります。

事業の目的ですが、より良質なインターンシップ等を行う企業数を増加させることで、県内企業の人材確保や定着促進及び魅力向上を図るものであります。

事業内容について御説明いたします。企業の人材確保、魅力向上のため、平成30年度に作成したインターンシップ導入支援ガイドマップについて、新たなインターンシップマニュアルの改定を行い、産業人財育成プラットフォーム及び各団体構成員等に対して広く展開するものです。

成果指標としましては、インターンシップN A V I への掲載企業数を200社としております。

事業期間は令和7年度の単年度事業でございます。

次に、47ページを御覧ください。

新規事業「外国人材定着促進支援事業」でございます。予算額は4,140万2,000円です。

事業の目的ですが、外国人材に係る企業及び外国人向けの労働相談窓口設置のほか、企業への伴走支援や費用助成により、中長期的に本県産業を支える外国人材の定着促進を図るものであります。

事業内容について御説明いたします。

まず、①については、企業及び外国人向けの労働相談窓口の設置運営を行うとともに、出張

相談会を行うものです。

次に、②伴走支援等については、受入れを検討する企業向けのセミナーや受入れ企業との意見交換会の開催、また、外国人材の安定的な受入れや定着促進に必要な業務体制の構築等に対しての伴走支援を行うものです。

次に、③費用助成については、企業が実施する外国人材の定着促進に資する経費に対して支援を行うものです。

成果指標としましては、外国人雇用事業所数を現状の1,357所から令和10年10月末までに2,000所としております。

事業期間は令和9年度までであります。

次に、48ページを御覧ください。

今後の外国人材受入れ・定着に係る支援体制についてお示しした資料であります。これまで労働関係では、各産業分野における個別の支援を実施しているほか、生活関係では、みやぎ外国人サポートセンターにおいて外国人住民の生活面での相談対応を行っているところですが、労働相談窓口の設置により、今後は在留資格や個別の産業に限定しない支援体制を構築することで、外国人の暮らしと仕事を総合的に支援してまいります。

次に、49ページを御覧ください。

新規事業「産業D X トータルサポート事業」でございます。予算額は2億4,656万円でありませぬ。

事業の目的ですが、システム導入前段階における相談及び導入後のフォロー、D X に関する勉強会の開催のほか、伴走支援による組織的なD X 推進に取り組むモデル企業の創出、システム導入経費の補助とD X への準備段階からデジタル導入後まで、トータルサポートで県内産業のD X 促進を図るものであります。

事業内容について御説明いたします。

まず、①については、DXに関する相談窓口である産業DXサポートセンターの設置・運営を行うとともに、システム実装企業に対してさらなる発展に向けた支援を行うものです。

次に、②については、県内事業者向けにDXに関する先進的な取組事例などの勉強会を開催するものです。

次に、③については、DX推進に意欲的な企業等を選定し、推進体制の構築及び戦略策定の上、策定した戦略に基づく実際の取組まで個別伴走支援することにより、DX推進の取組モデルとなる「みやざきDX推進モデル企業」を創出するものです。

次に、④については、DXに向け計画的な取組によりシステム導入等を行う県内事業者に対し、計画の第1歩目の導入を支援する導入タイプと、既に計画に基づき取組を進めている事業者のさらなるDXに向けた取組発展を支援する発展タイプに分け、システム導入等に係る費用を補助するものです。

成果指標としましては、本県産業のDX化に向けた機運の醸成としております。

事業期間は令和9年度までとしております。

次に、50ページを御覧ください。

最後に、改善事業「みやざきデジタル人材育成事業」でございます。予算額は2,498万8,000円であります。

事業の目的ですが、育児等を理由に離職した方や高校生及び大学生を対象に、IT技術の習得から県内企業への就職・定着まで一貫支援することにより、県内で不足するデジタル人材の供給につなげるものであります。

事業内容について御説明いたします。

まず、①については、ITパスポートレベル

の基礎的なスキルから、基本情報技術者レベルの実務につながるプログラミング・ネットワーク等のスキル習得講座の開催によるデジタル活用人材の育成を行うもので、育児等を理由に離職した方や、非正規職員向けのeラーニングを活用した講座と、学生向けのオンライン形式を中心とした講座を実施します。

次に、②については、受講者に対するキャリアサポートやインターンシップ等の就職支援を実施するもので、育児中の方も参加しやすいように、一時託児サービスも利用できるようにいたします。

成果指標としましては、県内IT企業及び県内企業IT関連部署への就職者数を3か年で180名としております。

事業期間は令和9年度までであります。

○福崎デジタル推進課長 デジタル推進課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料51ページを御覧ください。

デジタル推進課の令和7年度一般会計当初予算額は、左から2列目にありますとおり16億7,541万4,000円をお願いしております。

主な内容について御説明いたしますので、52ページを御覧ください。

一番上の(事項)行政管理費4,105万円であります。これは、定型的な作業を自動化するRPAや文字情報の自動読み取り機能であるAI-OCRなどに要する経費であります。

次に、上から4番目の(事項)行政情報処理基盤整備費2億7,079万6,000円ありますが、これは当課で一括導入している職員用パソコンの賃借料であります。

その下の(事項)行政情報システム整備運営費4億6,425万円あります。主なものとしましては、説明欄2の県庁LAN運営費3億1,623万

9,000円ですが、これは県の本庁及び出先機関の全てをネットワークでつなぐ通信基盤の維持管理や防災拠点庁舎のネットワーク更新、県庁LANの無線化等に要する経費であります。

また説明欄4の「県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業」の7,202万2,000円ですが、これは庁内外からの情報セキュリティに対する脅威に対応するため、県庁LANをマイナンバー利用事務系、LGWAN——地方自治体専用回線の接続系、インターネット接続系の3つの系統に分離しまして管理運用するための経費でございます。

一番下の(事項)電子県庁プロジェクト事業費7億3,011万9,000円です。主なものとしたしましては、説明欄1の「宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業」1億4,110万7,000円ですが、これは県と市町村で構成する協議会に対する負担金で、県と市町村を結ぶ通信基盤であります宮崎行政情報ネットワークの共同運営に要する経費であります。

次に、5の「行政情報システム全体最適化推進事業」2億7,152万7,000円ですが、これは庁内の各業務について経費の削減等を図るため個々にサーバーを保有するのではなく、サーバー統合基盤で一括して管理する経費であります。

次の、9の「自治体DXサポート事業」7,404万2,000円ですが、これは県内各市町村を対象に、それぞれの実情に応じたDX化の支援や基幹システムの標準化・共通化に関するきめ細かな支援をするための経費であります。

13の改善事業「自治体DXを担う人材育成事業」、15の新規事業「デジタル導入による業務刷新支援事業」、16の改善事業「生成AI活用

による業務効率化支援事業」、17の新規事業「ノーコードツール活用実証事業」につきましては、詳細に御説明させていただきます。

53ページを御覧ください。

改善事業「自治体DXを担う人材育成事業」であります。予算額は1,228万1,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的は、デジタル技術を活用しまして、行政サービスの向上や業務の効率化を実現できるデジタル人材を育成することです。

(1) 事業内容としましては、各所属のDX推進体制を強化するため、これまで実施しているDX推進リーダーの育成研修に加え、新たにDX推進リーダーをサポートするDX推進員の育成研修等を実施するほか、DX推進員等を対象に情報技術者等の試験の受験料助成を行います。

(3) 成果指標としましては、デジタルツールを活用して所属内の業務効率化を積極的に進める所属数として設定しており、令和7年度末までに75所属、デジタルに関する国家試験合格者を年間50名としております。

事業期間は令和7年度の単年度事業です。

次に、54ページを御覧ください。

新規事業「デジタル導入による業務刷新支援事業」であります。予算額は1,846万7,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的としましては、県庁内でデジタル化及びDX化を推進することにより、業務の効率化や県民サービスの向上につなげることであります。

(1) 事業内容としましては、デジタル技術を導入することで、業務時間の削減効果の高い

業務を5つ程度選定しまして、最適なICTソリューションの検討や試行・検証、導入に係る総コスト等の課題の分析を担当課とともに進めまして、デジタル実装に向け必要な要件の整理をいたします。

(3) 成果指標としましては、令和9年度の支援件数を5件、支援結果に基づいたデジタル実装による削減効果を1万2,500時間としております。

事業期間につきましては、令和7～9年度であります。

次に、55ページを御覧ください。

改善事業「生成AI活用による業務効率化支援事業」であります。予算額は3,228万5,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的は、生成AIシステムを全庁的に導入しまして、業務における生産性の向上及びさらなる効率化を図るものであります。

(1) 事業内容としましては、①にありますとおり、生成AIを全庁的に導入することとしておりますけれども、導入に際しては②にありますとおり、習熟度に応じてきめ細かく研修会を開催するほか、来年度各課に配置する予定のDX推進員等を通じまして、不慣れな職員に対するサポート体制を構築することとしております。

また、③にありますとおり、職員からの問合せの多い会計事務等の内部業務について、ピンポイントでAIに学習させ、問合せに自動応答するチャットボットを構築することで、業務の効率化を推進するとともに、多くの職員に生成AIに触れていただく機会を増やします。

(3) 成果指標としましては、各業務利用における削減時間としまして、令和7年度に1万時間、最終的に令和9年度につきましては3万

時間を目指すこととしております。

事業期間は令和7～9年度であります。

次に、56ページを御覧ください。

新規事業「ノーコードツール活用実証事業」であります。予算額は193万7,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的は、プログラミングの知識がなくても、職員自ら業務アプリケーションを作ることが出来るノーコードツールを導入しまして、庁内の業務効率化に向けた実証を行うものであります。

(1) 事業内容としましては、庁内全ての所属でノーコードツールが利用できる環境を整備するとともに、適正に管理・運用するための研修を行います。なお、ノーコードツールについては、受付交付事務、照会・回答集計業務など、多くの所属で行っている幅広い業務での活用が可能と考えておりますが、まずは各所属で使っていただいて、活用事例等の実績を見ながら、本格導入に向けて検討を進めていきたいと考えております。

(3) 成果指標としましては、ノーコードツールを活用して業務効率化に資する業務数を170業務としております。

事業期間は7年度の単年度事業であります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について質疑はございませんか。

○岩切委員 資料48ページの外国人材受入・定着に係る支援体制ということで、県庁内の農業部門から留学生に至る部門までの従来の支援の実情と、そこに「外国人材受入・定着支援センター」が横並びで加わっていくという御説明でした。現在、「みやぎき外国人サポートセンター」が既に令和元年から生活関係の任務をや

っていただいているということでしたが、宮崎県で外国人材を受け入れるためには、所得の面で厳しいハンディキャップを負っていると思っています。それでも宮崎県を選んでいただけるように持っていかないといけないということで、総合的に対応いただけるようになるんだらうと理解しているところです。

現在、宮崎県の中において、各分野で外国人材を呼び込もうということで、いろいろな事業をされていらっしゃると思いますけれども、どれくらいの事業をどれくらいの予算をかけてやっていらっしゃるかなど、教えていただけますか。

○守部産業政策課長 まず、農業の分野から説明させていただきます。ベトナム国立農業大学との連携に基づきまして、特定技能人材の確保の育成について取り組んでおります。あと、JAみやざきのコンシェルジュを活用いたしまして、農作業の請負技能実習生の推進もやっております。あと、農繁期の労働力確保の対策として、産地間人材リレーということで、宮崎県と群馬県嬭恋村で農繁期と閑散期の間をうまく活用した事業をやっております。

建設業につきましては、外国人材の相談窓口を今年度設置しておりますけれども、来年度につきましては、企業を対象にしたアンケート調査や出張相談などをやってまいります。

続きまして、介護につきましては、介護福祉養成施設等に入学する外国留学生を確保するために、海外でのPR活動等を行っております。あと、現地に出向いて、宮崎県で介護職員として働くことの魅力発信等を実施しております。

○岩切委員 宮崎県庁として外国人材を受け入れていこうということで、新年度にどれくらいの費用をかけて事業を行おうとされているのか

についてもお教えいただけますか。

○守部産業政策課長 事業予算につきましては手元ございませんので、しばらくお時間いただけますでしょうか。

○岩切委員 私のほうでも、予算書をめくって調べたいと思います。

いずれにいたしましても、随分以前から日本国内の各地と競争的に外国人材を確保していくという時代になりつつあります。さらには、他国との競争も発生しているという段階でございますので、相当丁寧に組み立てて、総合政策部という部の名称に適するほど総合的に外国人材対策をしないと、宮崎県の各産業に足りない人材を外国人材に補っていただく政策が整わないだろうと心配しております。今般、総合政策部で外国人材受入・定着を背負っていただくようになったということで大変期待しているところでございます。

もちろん日本国内の若者たちを本県の企業等に定着させるという任務も当然あるだろうと思っております。

宮崎県は、他県もしくは他国に行ったほうが収入が高いという現実があり、外国人材が選択される中で、宮崎県ならではのところ——賃金・所得以外の面で、取得いただく技術とか暮らしやすさなどを提供せざるを得ません。そういったところをトータル的に確保するために、県内の様々な産業界と一緒にコーディネートいただければと思っております。費用については自分で調べますので、結構でございます。

○黒岩委員 資料34ページですけれども、事業メニューが非常にたくさんあるなど感じました。例えば、市の場合は担当者がいっぱいいらっしゃるのでも細かく確認ができますが、町村においてはメニューが多過ぎると思われました。そ

ういう制度があることをスルーしているという
か、県が紹介しても応募がない傾向があるの
かなという気がしていますけれども、感觸的に
どうでしょうか。町村あたりはなかなか手が
挙がってこないとか、そういう傾向はない
のでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 事業によっては
予定していた件数の採択がなかったという
のは、先日の補正の委員会等でも御報告を
したところでございますが、それについて
は、積極的に活用していただけるように、
市町村に知っていただく機会の拡充には
努めております。具体的には、年度初めに
市町村の担当課の職員を集めた会議をオン
ライン併用で開催いたしまして事業を説
明するほか、各市町村を訪問する際、あ
るいは県庁にいられた際に事業のことを
御紹介しております。市町村のお話を伺
う中で、当課のこの事業を活用できるの
ではないでしょうかというような話をしたり
して、活用促進につながるように心がけて
おります。

○黒岩委員 例えば、県が市町村向けの補
助事業を新規事業でやるとなった場合に、
県は当初予算で出しますけれども、市町
村は県の新規事業について補正予算で計
上していくということになるのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 基本的には
そうなります。新規事業ということの補
正という場合もあるでしょうけれども、
ある程度、事前にこのようなことを考
えているといったことを新規事業構築
の段階から市町村にお伝えしたり、市
町村と連携しているものですから、情
報を聞きながらやったりしている部分
はありますので、市町村に計上されて
いる部分もあると思います。

○黒岩委員 おっしゃるとおりで、もち
ろん県

の予算が通らないと市町村にも補助金
が行かないわけですね。市町村がどの
タイミングで予算計上するかという
ところですが、財政上のテクニックも
いろいろあるのでしょうか。できる
だけ早めに執行できるような体制を
つくっていただきたいと思っております。

あとは資料37ページの成果指標の
ところ、地域おこし協力隊の定着率
です。令和4年度が62%で令和9
年度が65%ということで、5年間
で3%ぐらいのアップだということ
です。多分、全国平均が6割ぐら
いだと思いますので、宮崎県も全
国と同じぐらいだと思いますが、
もう少し頑張って70%ぐら
いにするとか、そういう意気込み
が欲しいと思っております。その
あたりはいかがなものでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 委員が
おっしゃったとおり、全国の地域
おこし協力隊の定着率が64.9%
だったかと思っております。まず
はそこを目指していこうという
ことで、令和9年度の目標として
65%とさせていただいたところ
でございます。より高い目標は
もちろん目指すべきとは存じま
すが、まずはこの65%を目指
していきたいと考えております。

○黒岩委員 資料38ページの成果
指標ですが、令和7～9年度累
計の給付件数が1,464件とい
うことですけれども、中には、
宮崎県に帰ってきて聞いてみ
たら100万円もらえるらしい
という方もいらっしゃるのでは
ないかと思っております。で
すから、この制度があるから
帰って来たのかといったアン
ケートなどで把握されていら
っしゃるのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 今年
度、県の移住窓口を利用、あ
るいはこの支援金を支給され
た方に対してアンケートを
実施しましたが、本格的な
内容まではいっていません

たので、そのような実態の把握や今後の政策に生かせるようなアンケートの実施を検討していきたいと思っております。

○黒岩委員 この制度の効果を検証する際には、この制度があったから帰ってくるきっかけになったという把握もしっかりお願いします。また報告もよろしくお願ひしたいと思います。

○後藤委員 資料49～50ページ、53～54ページとデジタル人材について記載されています。県が委託するわけですが、国内全ての自治体がDX化を進めている中で、重要なのは委託先です。特に49ページに高度専門家とありますが、それこそ、企業や人によって決まってくるような部分がありますけれども、どういうところを想定しているのでしょうか。

○守部産業政策課長 高度専門家の部分につきましては、今年度も似たような事業をやっております。企画コンペを実施して、最終的にコンサルタント会社が採択している事業になっていまして、来年度もそのような形でやりたいと思っております。

○後藤委員 産業政策課とデジタル推進課で同様の企業ということはないでしょうか。やはり完全に別の企業ということでしょうか。

○守部産業政策課長 我々のほうは、産業界の人材育成という形にとっておりますので、デジタル推進課とは被ることはないと思っております。

○後藤委員 民間企業の高度専門家とは分離されて、完全に行政のほうにいらっしゃるといふ、そういう捉え方でいいですか。

○福崎デジタル推進課長 行政のデジタル化については、手続的に民間と少し違う部分があります。我々が今年度実施している委託については、特に行政でのDXに実績がある企業となっ

ております。委託企業については、最終的にコンペで決めることとなりますけれども、基本は行政と産業のDXで進め方が違うところがありますので、それぞれ専門性があるところに委託しているということでございます。

○後藤委員 「宮崎デジタル人材育成事業」では、特に農業科のある高校が今回新しく学科を設置するという流れがあります。民間ができるところはある程度任せてもいいようなところがありますので、特に高校や大学含めかなり力を入れている分野でありますから、そこのすみ分けを含め、今後の課題とは思います。

○守部産業政策課長 先ほど岩切委員から御質問のあった予算の話ですけれども、令和6年度の予算はお伝えできるので報告いたします。介護福祉で約2,000万円、農業分野で3,100万円、建設で580万円、雇用で675万円、合計6,355万円で令和6年度やっております。令和7年度の予算につきましては、現在照会中でございます。

○山口副委員長 中山間・地域政策課でお伺いしたいんですが、先ほど黒岩委員からもあった資料34ページの「地域運営組織」形成促進事業についてですけれども、これは何年目の事業でしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 この事業は令和5年度からやっております、令和7年度で3年目となっております、最終年度となります。

○山口副委員長 最後の年度なので、各自治体が知らないということはないのではないかと思います。先ほど、増やすための解決策として、各市町村に説明に行きますとおっしゃっていましたが、この2年しっかり説明されているでしょうか、内容として知らない市町村はないわけで、そこに対してもう一度説明に行ったところで使い勝手が悪ければ使わないと思

ますので、そのあたりを多少改善していかないといけないと思います。補正で2,400万円ぐらい落としていたと思いますけれども、事業自体の改善というのは、来年度何か図られたりするのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 この事業に関しまして、モデル地域が既に3地区決まっております。そちらのほうで地域運営組織の形成、あるいはさらなる発展を目指したサポート支援を行うというのが1つと、その選ばれた3つのモデル地域に対して補助金を付して、地域運営組織の拠点となるような施設整備であるとか、活動に必要な経費を支援するというものでございます。

それについて、今年度1モデル地域からしか補助金申請がありませんでした。残り2地域はまだそれを使う段階になかったというところを先日の2月補正に係る委員会で御説明したところでした。来年度、この事業が最終年度となりますので、この3つの地区について、今後、来年度の計画をある程度聞きまして、経済支援の補助金を3地区とも活用するような形で、各地区考えていただいておりますので、予算を有効に活用できると思います。

複数年度の事業で2年目、3年目になるもので、まさに1年目なり2年目なりの市町村からの申請がかんばしかなかった事業につきましては、抜本的な見直しは難しいですけれども、どうしたら活用されるかというのは考えていきたいと思います。

○山口副委員長 地域運営組織については一定程度めどが立っているというところを理解させていただきました。

恐らく同じようなところになってきますが、「未来へつながる地域づくり協創支援事業」に

ついてです。こちらについても、2月補正で結構落としましたが、当初においては、新年度予算上は昨年度と比べて金額を上げていらっしゃると思います。改善がどう図られていくのか、本当にこの予算の規模が適切なのかということに疑念を持っていますが、次年度の動きについて教えていただけますか。

○濱川中山間・地域政策課長 「未来へつながる地域づくり協創支援事業」については、「スタートアップ支援事業」という単年度の支援事業を1件採択、それから地域活動創造型という単独市町村で取り組むものを継続案件も含めて6件プラス重点推進枠で2件、広域活力創造型という複数の市町村で取り組むものを重点推進枠5件、想定しての予算計上となっております。これについては今年度、確かに予算に満たない申請額というところで補正をお願いいたしましたので、来年度に向けましては、各市町村に伺って地域の課題とか、地域づくりの取組について考えていることとかをお聞きした上で、この事業についても紹介して、広く活用を呼びかけているところでございます。

現時点においては、10件を超える相談案件を市町村からいただいております。ただ、例年、相談はいただくのだけれども、実際に実行段階になるとやめますといったものが多少ありますので、この10件がそのままということにはならないかと思います。引き続き寄り添いながら、この補助金が有効に活用されて、地域の発展につながるように取り組んでまいりたいと思います。

○山口副委員長 継続してやっていくものがあるので、予算額としては上がっていく傾向にあるということですね。継続補助があるから積み上がっていくものがあるという理解をしておけ

ばいいですね。

もう1点、これまでワーケーションについて、結構予算を組んでいて、重点政策にも入っていたと思いますが、令和7年度からはその言葉自体もなくなってしまいました。スクラップ・アンド・ビルドされたのだと思いますが、これまで重点政策までやってきた事業がなくなった経緯と、これからのワーケーションについての県の取扱いについてどう捉えているのか、教えていただけますか。

○濱川中山間・地域政策課長 ワーケーションにつきましては、今年度まで「ワーケーションを通じた関係人口創出・拡大事業」ということで予算をいただいて実施しておりました。来年度は予算としては事業終了ということで、後継事業もない形になっております。県と市町村でいろいろ情報交換等をしながらワーケーションに取り組んできており、コロナ禍を機にワーケーションが一気に浸透して数年経ったわけですが、市町村では、ワーケーションを独自に取り組んでいこうといった姿勢をある程度確立した市町村が出てまいりました。もちろんワーケーションに取り組まない姿勢のところもありますが、積極的に取り組んでいただいている日向市とか高原町では、全て自力でワーケーションの取組をどんどん推進していらっしゃいます。

県としては引き続き連携していきますけれども、市町村が取組の中心となる形へシフトしていくと思います。県としましては、今年度までワーケーションについての研究会を開催したり、実際に県外企業等からワーケーションに来ていただいたりといったところはやりましたが、この事業についてはここで一旦締めて、あとは市町村が中心となって実施し、県は連携し

ながら引き続き協力していくというスタンスで取り組んでいきたいと思っています。

○山口副委員長 県としての役割は一旦終え、実施は各市町村でというところで理解したいと思っています。

続いて、産業政策課にお伺いしますが、資料43ページの「みやぎきのオーガニック食品販路拡大事業」についてです。御説明の中で、まず来年度はマーケットニーズの現状把握を行い、その後にPRなどをいろいろ行っていくとおっしゃっていましたが、令和8年度及び令和9年度において、予算額としては増えていくような傾向の事業という理解をしておけばよろしいでしょうか。

○守部産業政策課長 予算額としては、この額で3年間進めていきます。年度ごとにやる内容は変わってくる事業になっておりまして、繰り返しになりますけれども、来年度は県内事業者や県外の小売・卸売業者の調査をしながら、同時並行で、商品開発できそうなものとか、県内にあるオーガニック商品の動向などを見ながら商品開発もやっていきます。令和8年度は調査事業がなくなりますので、商品開発や販路開拓という形になっていきます。

ちなみに今年度においても、既に県内事業者や、県外のオーガニック商品を取り扱っているところにヒアリングを行っております。それらを基に、来年度きちんと調査を行いたいと思っています。

○山口副委員長 資料45ページの「力強い産業を支える産業人財育成事業」についてです。ひなたMBAは非常にいい取組で期待しているところではありますが、成果目標が定員の充足率となっていますけれども、その講座をきちんと最後まで受講した人数であったり、新規の受講

者——1回受けた方が何回も受けることも大事なことではあるのですが、新しくどれだけの方が成長に向けて動いたのかが把握できないと思いますので、そうしたことについても目標値に入れたほうがよろしいのではないかと思います。新規受講者について、もしくは講座においても3日間に分かれていて、1つは興味があるけれども、ほか2つは興味がないパターンもあると思います。

目標について新規受講者等を入れたほうがいいのではないかということに対する受け止めと、そもそも現状の分析において、そういうデータ自体は取れているのかということについて教えてください。

○守部産業政策課長 1つ目のお答えとしましては、新規受講者を増やしていくというところに力を入れていくというところには、変わりがございません。

2つ目の問いですけれども、氏名などは分かっていますので、基本的に名寄せすればどういった状況であるかは分かっております。先ほど言われたように3つのうち1つだけ受けるとか、個別スキルの講座は5つぐらいあって、全部受けている人もいれば、個別で1つもしくは2つしか受けない方もいらっしゃいます。その中で、新規の方がどれぐらいかというデータは手元にあります。

○山口副委員長 最終的な事業として、民間企業に委託するという形式を取っているのです、その結果としてどういう方々が受けたとか、県民の方にどういうニーズがあったとか、どういう講座の受講傾向にあるのかというのは県側でもしっかり把握した上で、委託先と協議して、発注者として、ひなたMBAそのものの改善につなげていくことは大事であろうと思います。受

講データの取扱いというのは、ぜひ引き続きやっていただきたいと思います。

資料47ページ「外国人材定着促進支援事業」についてです。今後、在留資格に限定しない支援をしていくことは、とても大事なことであろうと思いますが、相談窓口において、在留資格そのものを確認していくという手続は現状行われているのでしょうか。

無資格の方や在留期限を超えてしまっている方が一定数いらっしゃる傾向があることも事実だと思います。それによって相談しにくいということもあるかもしれませんが、無資格の方についても一定数相談に来てもらえる環境も大事かと思えますし、資格のあるなしを大前提として確認することも必要ではないかと感じているところです。現時点での運用として、相談において資格確認は行われているのでしょうか。

○守部産業政策課長 そもそも外国人は在留カードをお持ちになっています。これは我々という免許証やマイナンバーカードみたいなものですので、基本的には在留カードをまずは確認すると思っております。

○山口副委員長 行われているという前提で理解したいと思います。

続いて、資料50ページの「みやぎきデジタル人材育成事業」です。こちらはITスキル習得の講座などと思えますけれども、ターゲットが非正規雇用の方や育児中の方などになってくるということですが、どうやってそのターゲットにこの講座があることをアプローチしていくのか知りたいと思っています。例えば、ハローワークであったり、県や市町村が持っている福祉関係の施設とか、いろいろあると思います。そういうところとの連携であったり、こういう講座がありますよ、受けてみませんかという案

内であったり、そのあたりはどういうイメージをされているのか教えてください。

○守部産業政策課長 これは求職者と非正規雇用の方を対象にしている事業と、学生向けの事業が2つ一緒になっています。

前半の部分につきましては、副委員長がおっしゃられたようにハローワークだったり、県のホームページだったり、県政番組だったり、あらゆるチャンネルを使ってPRしていきたいと思っております。今年度も似たような事業をやっていますが、基本的にはコンペで実施しております。職業訓練校のようなことをやっているところ——求職者や非正規雇用の方に届きやすいところが受託しています。そちらのチャンネルも併せて活用しながら、集めているような状況でございます。

○山口副委員長 基礎自治体であったり福祉関係のものが多々あると思いますので、そちらと連携した案内もぜひ考慮いただきたい。届けたターゲットが来るところに、ぜひ渡していただけるよう、尽力していただければと思います。

続いて、デジタル推進課に資料52ページについてお伺いします。県庁LANの運営費が昨年度当初に比べると非常に増えていると思います。こちらについて、御説明いただけますでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 昨年度から増えている要因としまして、大きなところでは、防災拠点庁舎のネットワークの更新作業がございます。これが1億197万円ということになっておまして、令和元年度に防災拠点庁舎が建っておりますが、そのネットワークの設備が更新時期を迎えております。大きい施設のため2か年にわたって更新することにしておまして、その

経費が一番大きな要因でございます。

○山口副委員長 更新しないとどうなるのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 耐用年数の問題がございます。一般的な耐用年数については5年になっております。全ての庁舎においてネットワーク設備がありまして、おおよそ6～7年たったものを順次更新してはいますが、防災拠点庁舎も更新時期を迎えたため、機器を入れ替えるということになりますので、費用が金額的には大きくなるということでございます。

○山口副委員長 資料54ページの「デジタル導入による業務刷新支援事業」についてです。自治体DXはここ数年でかなり言われていて、民間企業においても知見がたまってきているのではないかと思います。一般的な自治体がやるべきDXについて彼らはそれなりに持っていると思っていて、一般的なものと宮崎県庁独特のものにカスタマイズすべきものを分けて考えた上で発注していくとか、そういうこともやっていったほうがいいのかと思っています。

デジタル導入による削減効果の高い業務を選定するところから委託してしまうと、カスタマイズする必要がないものをあたかもカスタマイズしたかのように見せられて、受注されるのが嫌だなと思ったところです。発注の仕方として、一般カスタマイズする部分とそうじゃない部分というのは、一定程度デジタル推進課で把握した上で、この事業の委託に当たっていくという理解でよろしいでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 そのような理解で結構かと思っています。独自システムを入れていくとなると、毎回独自でやっていかないといけないので非常に金額もかかります。将来のメンテナンスコストも考えて、なるべくカスタマイズで

きるような、汎用できるようなツールを使って組み合わせるってやっていく観点から考えておりますので、この5事業を選定してやっていこうと考えております。

○丸山委員 関連です。5事業というのは、具体的にはどのような事業をやろうとしているのかを説明してもらえると分かりやすいと思いますので、御説明をお願いします。

○福崎デジタル推進課長 検討しておりますのは、県土整備部で行われております屋外広告の関係などの許認可手続の登録業務の効率化であったり、出先機関等が行う現地確認の情報共有といったところの一連の手続です。許認可手続については、庁内でいろいろな手続がありますので、横展開が可能というところで選定しているところでございます。

福祉関係では、相談業務に係る手続関係の効率化です。面談記録の作成や登録、組織外の団体との連携やデータの交換もありますので、そういった事業について選定を行っているところであります。

○丸山委員 ぜひ効率よくできるようにお願いしたいと思っております。

今回、国のほうでは地方創生交付金が倍増になったということで、地方創生に関する予算がもっと出るのかなと思っていました。特に中山間・地域政策課はもっと出ると思っていましたが、逆に予算が昨年から減額となっていました。中山間・地域政策課だけではないかもしれませんが、特に移住関係を含めて、当初予算でたくさん出るのかなと期待していましたが、国との議論がされなかったかというのを教えてください。

○中村総合政策課長 地方創生交付金につきましては、今年度、倍増というような話もありま

したけれども、全体では、国に対して国費ベースで7億5,000万円ほどの予算を要求しているところでございます。事業費ベースでも大体14億円程度ということになります。地方創生の主な項目としては、DXの推進であるとか、魅力的な地域づくり、それから未来を担う子供の育成、若者・女性活躍といった様々な観点から、国のほうには要求しているところです。

○丸山委員 昨年からすると倍以上もらったと認識していいのでしょうか。これから積み上げていって、6月補正などの補正を含めて要求していくのでしょうか。できれば宮崎県のように人口減少が特に進んでいる県であれば、全国以上に取りに行くんだという気持ちを持ってほしいと思っておりますが、そのあたりを含めて教えていただけますか。

○中村総合政策課長 地方創生交付金につきましては、国のほうは倍増と言いながらも様々な要件がございます。単純に単年の予算を倍増するというのではなくて、来年度、再来年度とか複数年度に渡って予算の配分をやっていくということもあったり、様々な国の審査要件がありますので、そういったところをしっかりとクリアしながら、我々としても事業をしっかり構築して、可能な限りこれまで以上に地方創生にかなうような予算を獲得していけるよう、努力してまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ積極的に取りに行くようにお願いします。

個別の事業として、資料39ページの「若者UIJターン促進事業」についてお伺いします。宮崎県は、特に若い女性が流出してしまって帰って来ないというのが大きな社会問題として言われていることから、そこに注目して、いろいろな施策を挙げていただいております。「若者

UIJターン促進事業」では、公務員的な男女平等という発想で男女を区別しなかったのは分かりますが、議論として、女性だったらプラス10万円ぐらい出していいですよというような、ある程度とがった事業をしないと伝わりにくいのではないかと思います。

宮崎県は若い女性が減ってきているものから、出生率に関しても影響が出てくると思っています。同じようなことをやっても、宮崎県に帰って来たいという方々が増えないような気がするものですから、もう少しこのあたりの議論ができなかったか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 女性の人口率の問題というところがありまして、この事業を構築するに当たっては、その部分はいろいろ検討したところですが、最終的には男女の差は設けないことにいたしました。

「とがった」というところにつきましては、これまで対象となっていなかった第2新卒者について支援するというところで、切れ目なく若者を支援することとしています。また、従来の移住支援金と違うのが、これまでは、移住して就職されて、それが正規雇用の場合に移住支援金の支給対象としておりましたが、若者は人生の方向性がまだ見定まっていないというか、いろいろチャレンジしたいということもありますので、非正規の方についても対象としたことで、若者に合うような事業構築を考えたところでございます。

○丸山委員 批判はあるかもしれないけれども、宮崎県の現状として、特に若い女性が県外に出てしまっていて帰って来ていないという大きな問題がありますので、そこの議論も今後やっていただくとありがたいと思います。

あと、成果指標で応援給付金の支給者数が

1,050人と書いていらっっしゃいますが、できればこういう方々に、ぜひ宮崎県内でマッチングアプリにしっかり登録してくださいといった情報を渡して、それによって結婚などの出会いの場につながっていく形にしないと、ばらばらで施策をやっていくのはもったいないと思っています。せっかく若い方々が帰ってくるので、宮崎県の情報としてこういう施策がありますというのを出していただく。

これはマッチングアプリのことだけかもしれませんが、デジタル人材にもいろいろなメニューがあります。若者はQRコードからもすぐにアクセスできますので、宮崎県にはこういう支援があることをしっかり届けていくようなことをやらないと、ただ単に30万円の給付で終わるともったいないと思っています。応援給付金によって1,000人ぐらい来たときには、県の情報をどんどん送るとか、アンケートもしっかり回収できる形にしてもらった方が、より有効的な予算になると思っていますので、そういうことができないのか含めて、御回答をお願いしたいと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 この「若者UIJターン促進事業」は、子ども・若者プロジェクトの中で新しく打ち出した、社会減対策の強化の一環として取り組むものになります。このプロジェクトには、ほかにも様々な事業がございますので、他部局も含めて、いろいろ情報交換や連携の模索等をしながら、横連携が生まれるように、効果的に取り組んでいきたいと考えております。

○中村総合政策課長 資料9ページを御覧ください。

こちらに、参考でお付けしていますが、子ども・若者プロジェクトの中で、若者・女性の県

内定着を目指す社会減対策の一覧ということでまとめてございます。中山間・地域政策課長が申し上げたように、各部局と連携しながら、来年度の予算に向けて、様々な取組の予算要求をしているところでございますけれども、やはり委員の御指摘のとおり、いかに若者や女性に宮崎県の住みやすさを届けて、理解していただけて、宮崎県で生活を送ろうと思っただけなのが非常に大事なことだと思います。

中山間・地域政策課のU I J ターンの就職支援をはじめ、4-3でまとめているように、若者・女性のチャレンジを応援するような——例えば、若者・女性のキャリア形成やスキルアップを支援したり、県内企業の魅力をしっかり御理解いただくような取組などにも、商工観光労働部や教育委員会などもしっかり連携しながら、全庁を挙げて進めてまいりたいと考えてございます。

○丸山委員 こういうことがしっかり伝わるような、しっかり実行してもらえるような体制で取り組んでいただくようお願いしたいと思いません。

続きまして、外国人材についてですが、様々な部局が6,000万円近くの予算を令和6年度は使っただけという状況でした。できれば窓口に来た人たちからの相談を受けるときに、全ての事業が分かるような体制にしてほしいなと思いつつ、資料47ページ「外国人材定着促進支援事業」の(1)事業内容の③費用助成に、企業が実施する外国人材の定着に資する取組に上限25万円を補助するとあります。これは福祉保健部でやっている事業と同じように思えるものですから、事業内容が被っているのではないかと、そういった調整ができる機能も持つのか、具体的にどういった事業を各部局でやって

いるのか全て把握しないと、外国人は違う仕事に就くことを考えたり、移転するにはどういったメニューがあるのか、全てが分かっていないとできないのではないかと考えています。そのあたりまで踏み込んだ支援事業になってほしいと思っているのですが、いかがなものでしょうか。

○守部産業政策課長 まず、③費用助成についてですが、先日、アンケート調査結果の話もさせていただきましたけれども、事業者は日本語教育費用もかかりますし、社内のコミュニケーションもあって、日本語教育に苦勞しているというところがあります。今回の費用助成については、日本語教育ビジネスで企業が講師を雇ったりしたときの謝金や旅費というところにフォーカスしたいと思っております。他部局がやっている事業とのすみ分けはできていると思っておりますし、庁内の担当の4部及び住まいだったら建築住宅課といった関係する課に情報共有させていただいております。

産業政策課で、来年度からこの事業をやるということで、これまでは担当者同士の情報共有の場でありましたが、担当課長を入れた課長会という形で、来年度どのような事業をしていくのかといった情報を共有しながら、庁内での外国人に係る事業について連携して取り組んでいきたいと考えております。

○丸山委員 どの分野の方が来ても分かるような形でしっかり取り組んでいただいて、宮崎県だったら給料が高いところに行かなくていいよねという形で定住していただくことによって、新たな外国人の方々が宮崎県に来るといような好循環にしてほしいと思っています。対応があまりよくなくて、宮崎県から出て給料が高いところに行ったほうがいいとならないように、

外国人に来ていただかないと人手不足で宮崎県は大変だと思いますので、よろしくお願ひいたします。

資料49ページの「産業DXトータルサポート事業」について、少し具体的に教えてください。導入タイプと発展タイプとあるのですが、全然分からないものですから、どういった産業の方々が導入タイプとなるのか、発展タイプというのはどういったものであるのか。発展タイプは上限が1,000万円ですが、具体的に、宮崎県がどのようにDX化を進めようとしているのか教えてください。

○守部産業政策課長 導入タイプと発展タイプの違いという受け止めですけれども、先ほど話をさせていただきましたが、まずは計画的にDXの取組をしていただきたい企業について、この事業で支援したいと思っております。計画を立てて、1歩目からやるところについて導入タイプとしたいと思っております。既に計画を立てて、ソリューションなどを導入していて、機器の導入もできていますけれども、そこからトランスフォーメーションにかかるためのシステムの構築を行うといったところを発展タイプという形にして、区別して支援をしていきたいと考えています。要するにフェーズに応じて区別して支援していくということです。

○丸山委員 あまり想像ができませんが、具体的にどういった企業がこういった状況になってきて、ここにつながっていくというのがあれば教えてください。

例えば、企業ではないかもしれませんが、医療関係でいくと、薬剤関係は結構DXが進もうとしているのに、病院のDXが進まずに、なかなかうまくできていないということも聞いています。医療産業からすれば、県民も医療DXを

使って遠隔治療を含めてできるはずなのに、そこができないのは、医療サイドのDXが進んでいないという話を以前聞きました。それをすることによって宮崎県のDXが進むのではないかと考えていますので、そういった具体的なところをしてほしいと思っています。そのような産業をどういう産業に考えているのかということも含めて、もう少し説明いただくとありがたいと思います。

○守部産業政策課長 産業政策課においては全産業を対象にしております。この導入タイプ、発展タイプというのは来年度からの事業になりますが、現在は実装補助金というものをやっております。これもタイプ1～3という3つの形で分けています。

例えば、農業の世界でいうと、施設園芸のピーマンをハウスでやっているところに、センサーだったり水蒸気を発生するような装置を置いて、無人のハウス状況を温度や湿度を見ながら、自動で水蒸気を出したり温度をコントロールするようなシステムの導入といったところは来年度の導入タイプになると思っております。各産業にいろいろな事例があるのですが、福祉の現場でいくと、音声で日報みたいなものを作って、それをクラウドに保存することで、シフトが変わるときの申し送りや情報共有が簡単にできるといった例もあります。このような各産業ごとの具体的な事例はございます。

○丸山委員 そういったことをもっと分かりやすく、まだ導入していないところに対してしっかりPRしてもらって、各部局がこういったもので使えばいいというのをしっかり整理していただいたほうが、もっと分かりやすいのではと思って改めて言いました。

特に、医療関係は進みそうに進んでいませ

ん。医療資源が少ない宮崎県でDXが進むことによって、宮崎県のどこに住んでいても変わらない医療が受けられる体制になるのではないかと考えています。農業だけでなく福祉・医療関係も含めて、全て産業を担当されるということでしたので、ここをしっかりとやったほうがいいのではないかと、全国でこういう事例があるから、こういうことを各部局で考えてください、データをしっかりと使うようにしてくださいというような形で指揮を執ってもらって、各部局に全国のいい事例を出してもらって、宮崎県内の産業がDXして行って人材不足の中でもしっかり回るよう、ぜひ進めていただくようお願いしたいと考えております。

○守部産業政策課長 県内産業のDX推進につきまして、昨年度、DXサポートセンターができて、基本的に相談があったことに対して解決するところをやっておりました。ただ、待ちの姿勢では問題だと思っております。今年度は、支援機関や各業界団体の総会や合同説明会だったり、DXとフード相談ステーションの合同相談会だったり、実際に足を運んで伝えるようなことをやっております。

来年度につきましては、委員がおっしゃったような各業界の集まりの中で——医療であれば、庁内で医療関係者が集まるような会議の中で、今回我々が実装補助金で支援したような事例などを紹介しながら、ぜひ使ってみてはどうですかということのを来年度以降やっていながら、県内産業界のDXを図っていきたいと考えております。

○坂本委員 資料39ページの「若者UIJターン促進事業」についてお伺いします。

このような若者を宮崎県内に呼び込む施策について、県にしても市町村にしても、事業をい

くつも用意してやっていますが、「若者UIJターン促進事業」では29歳以下の第2新卒者の方を対象にしていますけれども、この意味を分かっているのかなという疑問があります。というのは、県にしても、市町村にしても、宮崎県で人口減少や高齢化が進んでいるという様々な自治体の課題がある中で、先ほど丸山委員から女性をとという話がありましたけれども、若者や女性をしっかりと宮崎県に呼び込んでいかないといけません。その上でこういう事業が成り立っているということを、募集される方たちはよく分かっているのかという疑問があります。

逆説的かもしれませんが、「あったか宮崎ひなた暮らし」という県のホームページがありますよね。現実問題として、宮崎県の給料がいくらといったことも書いてありますけれども、総じて宮崎県はこんなにもいいところですよというアピールのほうが強くて、実際に働いたり生活するとなると課題もたくさんあるわけです。今回思ったのは、消防や防災といった地域や自治体の問題について、いろいろな不便なことが今後出てくるということ、このまま人口が減っていったら大変だという社会課題があって、移住を求める方たちにそういったものも一緒に伝えていく必要があるのではないかとすごく思っています。

昨日、若者の意識について少し触れました。それを全部に当てはめるつもりはありませんけれども、若者は我々の世代とは違う感覚がある一方で、社会課題についてはかなり関心が高く、何とかしないといけないという問題意識が高いという分析があります。そのため、その問題意識が宮崎県に住んでみようというきっかけになるのではないかと考えています。総務政策常任委員会の県内調査で椎葉村に行ったとき

に、地域課題の解決のために村で生活して、事業をされている方がいることにすごく感銘を受けました。今後、U I J ターンを促進して、若者や女性を宮崎県内に呼び込んでいく上で、宮崎県の課題を一緒に解決していくという視点を入れていく必要があるのではないかと考えて申し上げさせていただきました。

加えて、先ほど総合政策課長が資料9ページを紹介されましたが、この中に「中高生が県内企業の魅力に触れる機会の拡大」というところがあります。県内企業の就職説明会が毎年開かれていますけれども、ここに参加しているのが工業高校や実業系の高校生が多いです。普通科や進学系の生徒がほとんど来ていなかったものですから、普通科についても来てもらいたいです。大学に進学して4年後に宮崎県に帰ってくるかどうかという選択肢の一つになるのだから、宮崎県内にこういう企業があるということ伝える機会をつくってくださいということをお願ひしています。これは私立学校についても同じだと思っています。

あわせて、申し上げたような地域のいろんな課題です。宮崎県で就職すると、自治会にも入らないといけない、消防も声がかかったら協力しないといけない可能性があるということまで、中高生にしっかり教えていく必要があるのではないかと考えていまして、申し上げさせていただきました。

○重黒木総合政策部長 移住につきましては、いろいろな動機で宮崎県へ移住する方がいると思っています。資料9ページの話もありましたけれども、様々な取組を総合的にやっていくのが一番効果的だろうと思っています。地域課題を解決するために帰りたいという方もいらっしゃるでしょうし、子育てに便利だから、自然が

好きだから、あるいはこういった仕事がしたいから移住したいといったように様々な動機がありますので、それぞれの動機をお持ちの方にしっかり届くように施策をつなげていくのが重要だと思っています。

社会課題という面で言えば、地域おこし協力隊といった制度がございます。こういった制度もしっかりPRし、全体をパッケージで見せながら、いろんな動機の方にしっかり届くような施策を進めていきたいと考えております。

あと、小さい頃から地元企業に触れるというお話もございましたけれども、普通科高校の生徒にも地元企業を知ってもらうことによって、1回大学で県外に出ても将来的に地元企業に就職できるという具体的なイメージを学生の頃から持ってもらうというのが大事だと思っていますので、この取組もしっかり教育委員会と連携しながら進めていきたいと思っています。

○坂本委員 続けて、資料54ページの「デジタル導入による業務刷新支援事業」についてお伺ひします。先ほどのやり取りを聞いていて大体理解できましたが、この事業の位置づけについてお伺ひします。

目的を拝見しますと、デジタル化及びDXを推進することで、業務の効率化と県民サービスの向上につなげるということです。すばらしいとは思いますが、今後、県民サービス向上につながるようなデジタル関連の新しい取組は、デジタル推進課で進めていくと理解していいのでしょうか。それともそれぞれの担当部局で進めてデジタル推進課がサポートするという位置づけになるのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 この事業に関しましても、デジタル推進課で予算要求して事業も委託しますけれども、実際は担当課で手続等の業

務を行いますので、実証段階から担当課にしっかり入っていただいて、実装まで行くように当課でサポートしていきたいと思っています。実際は、担当課でデジタル化をしっかり推進していただくこととなります。

○坂本委員 成果指標のところですが、
「デジタル導入による業務刷新支援事業」についても、その後に出てきます「生成AI活用による業務効率化支援事業」についても、指標として、業務削減時間が1万時間とか3万時間という時間単位での成果指標が出されています。

例えば、県土整備部で許認可制度のスムーズ化を図っていくというような取組があるとか、こういう成果が得られるというような細かい単位の成果指標については、各部局へ求めていくのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 業務削減時間についての目標値は定めていますが、当然、行政サービスの向上につなげていくところがメインであります。この事業で削減した業務時間を、それぞれの所属がどのような行政サービスの向上につなげていくのかというところは、非常に重要になってきます。

今は業務削減時間を成果指標に定めておりますけれども、個別の課で具体的に、削減できた業務時間をどのように行政サービスの向上につなげていくのかというところは、ある程度、目標値を設定していく必要があるだろうと思っております。

○坂本委員 おっしゃるように、何万時間という削減時間がデジタル推進課としての目標だと思えますが、それがどういう形で、業務の効率化とか行政サービスの向上につながるかというところが大事だと思いますので、ぜひ具体性を持って指標を示していただきたいと思えます。

○黒岩委員 資料42ページに「食を中心としたみやぎの魅力発信強化事業」がありますが、宮崎牛とかカツオなどについては、担当部署でプロモーションしていると思いますけれども、そういったところのすみ分けといいますか、連携も含めてどのようにされているのか教えてください。

○守部産業政策課長 当課の事業につきましては、メディアを通じて本県の食を中心に幅広くやっています。当然その中には文化だったり、観光だったりというところをやっています。商工観光労働部と被っているところがあると思いますが、我々のほうはメディアを使ってやっています。メディアに露出して、食だけではなくて、宮崎県のいいところを発信していくといったところをこの事業でやっています。テレビやインターネットではP R T I M E Sとかでいろいろな情報を発信していますが、来年度はそれに加えて、より食に対する意識が高い方にフォーカスして、雑誌も部数が減っている状態はありますけれども、専門誌などで宮崎特集を組んだり、皆さんフェイスブックやインスタグラムなどのSNSをやっていますので、メディアミックスで本県の食の魅力の発信をしていきながら、最終的には宮崎県のファンになっていただくというような事業をやりたいと思っております。

○黒岩委員 ということは、内容とかタイミングについては、県庁内で連携が取れているという理解でよろしいでしょうか。

あわせて市町村が独自でされている部分もあると思えます。先日、東京のモノレールの駅に行きましたら、都城のフラッグがずらっと並んでいて、市町村も頑張っているなと思いました。そういったところともしっかり連携を取り

ながら、効果的な事業をやってほしいと思います。

また、予算額が約1,500万円で、これで足りるのかというところもありますから、ブランド化というところを考えると、もう少し大胆な予算を考えていただきたいということがありますので、よろしくお願いします。

○守部産業政策課長 この事業については、当然それぞれの地域資源をPRする場合もありますので、そういったときは、その地元の観光協会とか自治体と連携してやらせていただいております。限られた予算の中ではありますけれども、経済効果を最大限に発揮できるような事業にしていきたいと思っております。

○黒岩委員 続きまして、資料52ページです。

デジタル推進課ですが、県庁のホストコンピュータの管理経費については、この予算のどこに入っているのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 県庁の全庁的な業務システムというのが150程度ありまして、その情報を貯めておくサーバにつきましては、「行政情報システム全体最適化推進事業」の中にサーバ統合基盤運営費が入っております、そこに2億4,000万円ほど計上されているところであります。

○黒岩委員 パソコン等整備費というのが2億7,000万円ほどありますけれども、これは職員のパソコンの更新ということでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 そのとおりでございます。LG-WANという行政の専用情報ネットワークを使っているパソコンについては、約6,000台ありますが、5年契約で行っておりますので、年間大体1,000～1,400台程度、順次更新しているところでございます。その経費がパソコン等整備費の中に入っております。

○黒岩委員 パソコンについてはリースでやっていらっしゃると思いますが、リースがいいのか、買取りがいいのかという検討をされていらっしゃるのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 当然、買取りになりますと、順次更新が出てまいります。毎年、スペックも新しくなってくるので、計画的にリースすることによって、更新にも、新しい新商品の入替えにも対応できるということで、リースにしているところであります。

○黒岩委員 こういうシステム関係の経費というのは、事業者からいろいろな提案があったり見積りが出されますが、それが高いか安いかわという判断がなかなか難しいのではないかと思います。例えば、他県と同じような業務について、他県の予算や経費がどれぐらいなのかとかいった検証はされていらっしゃいますか。

○福崎デジタル推進課長 情報システム関係のシステム構築や備品も含めてですけれども、必ずIT調達協議というものを行ってございまして、適正な価格に見積もられているかというところをデジタル推進課で外部委託をして精査することになっております。当然、スペック的におかしいものについては指摘しまして、落とすかどうかと指導してございます。昨年度の実績からすると、2億円ほど削減させていただいているところではあります。

○黒岩委員 引き続きそういう精査といいますか、努力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

総じて、人材の確保といいますか、県庁ではデジタル職といった人材はないと思ひますが、職員は人事異動でどんどん変わるわけですが、そろそろデジタル職の人材も確保したほうがいいのではないかと気がしています。他県では、そういう職種の人材を確保したとい

う事例はないのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 採用につきましては人事課の案件になりますが、我々が掴んでいる情報としましては、他県では情報という職員について採用している実績はあると伺っております。当県ではそういった採用はしておりませんが、情報に詳しい人間も当課におりますので、そういった中で育成していくのも大切なことだと思っております。

○黒岩委員 そういったところの費用対効果も十分に検証していただいて、情報人材の確保についても検討していただきたいと思えます。

最後に、資料53ページの「自治体DXを担う人材育成事業」についてです。(3)成果指標の①デジタルツールを利活用して業務効率化を行った所属数が、令和7年度末に75所属とされています。この75所属というのは全体の所属のうちの何割ぐらいなのでしょう。

○福崎デジタル推進課長 県庁全体で約170所属ありますので、そのうちの75所属ということになります。我々としては、来年度までにできればですが、本庁が大体80ぐらいありますので、本庁でそういった業務効率化が行われる体制を作りたいと考えております。

○黒岩委員 全庁挙げてやりましようとなったときでも、うちは忙しいからとか、いろいろと温度差が出てくると思います。ただ、やると決めた以上は、全課が同じ温度で、同じ取組ができるように、しっかりとお願いしたいと思えます。要望でございます。

○川添委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、第2班の予算議案の審査を終了いたします。

委員の皆様にお諮りします。第3班以降は午

後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ございませんので、午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時03分休憩

午後0時58分再開

○川添委員長 それでは委員会を再開いたします。

次に、第3班として、生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和対策課の審査を行いますので、順次、予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後に、お願いいたします。

○森山生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料57ページをお開きください。

当課の令和7年度当初予算は、表に記載のとおり6億6,055万2,000円であります。

58ページを御覧ください。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

上から2つ目の(事項)交通安全基本対策費1,193万9,000円は、交通安全対策推進本部の運営や県民向けのCM放映等、啓発に要する経費であります。

1つ飛びまして、(事項)安全で安心なまちづくり推進費694万5,000円は、犯罪のない住みよいまちづくりの啓発や、地域や学校の要請に応じて、防犯アドバイザーを派遣するなどの事業に要する経費であります。

次に、(事項)協働運営事業費1,689万3,000円は、みやざきNPO・協働支援センターの運営費であり、説明欄1の改善事業「みやざきNPO・協働支援センター事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

1つ飛びまして、(事項)ボランティア活動促進事業費1,873万5,000円は、様々な社会貢献活動を県民の間に広げていくための経費であります。説明欄5の新規事業「災害ボランティア支援体制整備事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

1番下の(事項)消費者支援対策費7,874万円は、県の消費生活センターに相談や啓発に当たる職員を配置し、相談事業や消費者トラブル防止の啓発活動を行うことなどに要する事業になります。

59ページを御覧ください。

(事項)消費生活センター設置費4,010万8,000円は、消費生活センター及び都城市と延岡市にあります2つの支所の庁舎管理等に要する経費であります。

次に、(事項)消費者行政交付金事業費5,441万円は、国の交付金を活用し、消費者問題解決のための無料弁護士相談会の開催や、市町村の相談窓口の機能強化に対する支援を行う経費であります。

1番下の(事項)男女共同参画推進費1億9,204万1,000円についてです。説明欄の1、「啓発・活動推進事業」2,655万7,000円の主なものとしましては、(2)性暴力被害者支援センター運営事業で、性暴力被害の被害者の負担軽減を図るため、相談やカウンセリング、医療支援などを行う「さぼーとねっと宮崎」の運営委託に要する経費であります。

次に、説明欄(4)の2、男女共同参画セン

ター管理運営委託費4,030万4,000円は、男女共同参画センターの運営委託に要する経費であります。

次に、説明欄3の「女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業」3,003万9,000円は、主に働きやすい職場づくりなどに取り組む企業の個々の課題に応じまして、アドバイザーやメンター派遣、社内研修の提供等を行う事業に要する経費であります。

なお、説明欄の1、(3)改善事業「みやざきで男女が輝く環境づくり推進事業」及び説明欄の4、新規事業「女性にやさしい職場づくり応援事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

60ページを御覧ください。

改善事業「みやざきNPO・協働支援センター事業」であります。予算額は1,666万8,000円で、事業の目的は、アウトリーチ型の支援機能を有しますセンターを設置することにより、多様な主体による協働の促進とNPO活動の活性化を図るものであります。

事業の概要ですが、①地域協働推進事業は、協働のための出張相談や研修会、優良な協働事例の発表会、地域で活動している団体、個人の交流会をアウトリーチ型で行ってまいります。

②NPO活動地域支援事業は、NPO活動に対する相談窓口を設置するとともに、法人運営の適正化や企画力向上のための研修、専門人材の派遣、地域においてNPO支援を行っている団体間の意見交換等を行ってまいります。

事業の仕組みですが、①、②いずれも民間企業へ委託することとしまして、成果指標は、年間相談件数を令和9年までに350件、うち50件は、地域での相談会や交流会を実施します際の相談件数といたします。また、アウトリーチ研

修等の実施回数を年間7回といたします。

事業期間は令和9年度までとなります。

次に、61ページを御覧ください。

新規事業「災害ボランティア支援体制整備事業」であります。予算額は940万1,000円です。

事業の目的は、市町村や災害中間支援組織が行う災害ボランティア体制整備の取組を支援することにより、災害に備えた行政・社協・NPO等の多様な連携促進を図るものであります。

事業の概要ですが、①災害ボランティア活動推進のための環境醸成では、県と市町村との連携、官民連携の被災者支援を促進するための会議や、県民を対象とした災害ボランティア制度の理解を図るためのフォーラムを開催いたします。

②災害ボランティア支援体制整備補助金では、市町村が行います民間支援団体とのネットワーク拡大や、地域支援調整力を向上させる研修の実施、災害ボランティアの担い手の育成などの取組に対しまして補助してまいります。

③災害中間支援組織の強化・活動支援では、災害時に県外から支援に入ります団体の受入調整や、県内で活動しております団体の活動を支援していくことになる災害中間支援組織が行いますNPO・ボランティア等の活動支援や連携構築の取組、具体的には、行政や社会福祉協議会、関係団体との連絡会議や訓練の実施、その他民間支援団体との連携や、相談窓口を行ってまいります被災者支援コーディネーターの配置などの取組に対して補助いたします。

事業の仕組みは、一部を除きまして市町村及び災害中間支援組織への補助ということになります。

成果指標ですが、災害ボランティア支援体制が構築された市町村数を令和9年度までに7市

町村へ、③では、災害中間支援組織が行います行政や民間団体との連絡会の参加者数を単年度で150人としております。

事業の期間は令和9年までとしております。

次に、62ページを御覧ください。

改善事業「みやざきで男女が輝く環境づくり推進事業」になります。予算額は1,003万8,000円です。

事業の目的は、若者や女性が宮崎で多様な働き方ができる社会の実現に向けまして、「みやざき女性の活躍推進会議」の取組強化を行うことで、県内企業の職場環境づくりの取組促進を図っていくものであります。

事業の概要になります。①みやざき女性の活躍促進事業では、「みやざき女性の活躍推進会議」におきまして、県民や企業の男女共同参画の機運の醸成を目的としましたシンポジウムの開催や、経営者や女性リーダー等を対象とした研修会等を拡充して実施するものでございます。

②情報発信事業では、起業や地域活動にチャレンジをするなど、輝いている女性や団体を象徴するものでございます。

事業の仕組みは、一部を除きまして、民間企業へ委託することとしており、成果指標は、女性活躍推進会議の企業数を令和8年度末までに450社へ、県内民間事業所の管理職に占めます女性の割合を令和8年までに30%とすることとしております。

事業の期間は令和8年度までであります。

次に、63ページを御覧ください。

新規事業「女性にやさしい職場づくり応援事業」です。予算額は9,514万1,000円です。

事業の目的は、女性の活躍推進や女性が働きやすい職場環境に取り組む企業を支援し、女性

が個性と能力を十分に発揮しつつ、仕事と家庭の調和が取れる宮崎づくりを推進するものであります。

事業の概要及び事業の仕組みになりますが、奨励金・補助金の交付としまして、メニューをタイプA～Cの3つに分け、企業の取組に対しまして、奨励金・補助金を交付してまいります。

具体的には、タイプAでは、国のえるぼし認定を受けた企業や、えるぼし認定区分が上がった企業に対しまして100万円を給付いたします。タイプBは、積極採用や管理職登用など、女性活躍のための取組を行った企業に対しまして、取組内容と目標達成の状況に応じまして、上限100万円を支給してまいります。タイプCでは、女性が働きやすい職場の環境整備を行った企業に対しまして、その経費の2分の1、上限60万円を補助してまいります。

成果指標としましては、えるぼし認定を受けた企業数を令和8年度までに20社へ、県内民間事業所の管理職に占める女性の割合を、令和8年度までに30%とすることにしております。

事業の期間は、令和8年度までであります。

○堀みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の当初予算案につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の64ページを御覧ください。

当課の当初予算額は、左から2列目93億6,797万6,000円であります。

主な内容につきましては、65ページを御覧ください。

まず、上から4行目にあります(事項)県立芸術劇場費5億7,368万4,000円は、県立芸術劇場の管理運営に要する経費であります。主な内容としましては、説明欄の1、指定管理料5億

497万3,000円ですが、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料であります。

このうち、(1)「宮崎国際音楽祭開催事業」は、令和7年度の音楽祭の開催経費及び翌年度の準備経費、(2)県立芸術劇場管理運営委託費は、人件費などの施設の管理運営に必要な経費、(3)「県民文化振興事業」は、一般の舞台芸術の公演などの経費であります。

説明欄4の新規事業「第30回宮崎国際音楽祭・県立芸術劇場開館30周年記念事業」については、後ほど説明いたします。

次に、その下の(事項)文化活動促進費9,597万5,000円であります。

説明欄5の(2)新規事業「第30回若山牧水賞記念事業」、説明欄11の改善事業「障がい者芸術文化普及支援事業」及び12の改善事業「宮崎県文化芸術支援事業」につきましても、後ほど御説明いたします。

66ページを御覧ください。

(事項)私学振興費85億5,417万1,000円ありますが、説明欄1の私立学校振興費補助金44億4,236万7,000円は、私立高等学校等の運営について人件費などの計上の経費等を補助するものであります。

説明欄4の私立学校退職金基金事業補助金8,784万7,000円は、公益財団法人宮崎県私学振興会が運営しております私立学校教職員の退職手当給付のための基金積立に対する補助であります。

説明欄10の(3)改善事業「私立専修学校産業人材育成事業」については、後ほど説明いたします。

続きまして、説明欄11の私立高等学校等就学支援金の(1)就学支援金27億5,358万9,000円

は、私立高等学校等の授業料の保護者負担の軽減を図るため、(2)奨学のための給付金3億1,420万1,000円は、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、いずれも世帯の所得に応じて一定額を支援するものであります。

13の「私立専門学校授業料等減免事業」7億7,562万2,000円は、世帯の所得に応じて私立専門学校が授業料等の減免を行う経費を補助するものであります。

続きまして、新規・改善事業について御説明いたしますので、67ページを御覧ください。

新規事業「第30回宮崎国際音楽祭・県立芸術劇場開館30周年記念事業」であります。予算額は4,301万円で、財源はみやざき芸術文化振興基金であります。

事業の目的ですが、県立芸術劇場が開館30周年、宮崎国際音楽祭が第30回を迎えることを記念し、これまでの成果を発信するとともに、県内各地で様々な世代が文化に親しんでいただけるよう、その拡大に取り組むこととしております。

事業の概要ですが、①第30回宮崎国際音楽祭を記念して、県民合唱団を広く募集し、ベートーベンの交響曲第9番を歌い上げる県民参加型の公演を実施するとともに、音楽祭開催期間中以外でも県民を無料で招待するコンサートや、各市町村の文化施設等での関連コンサートなどを開催いたします。

また、②県立芸術劇場開館30周年を記念して、劇場を訪れる機会の少ない親子や子供などの若い世代、障がいのある方々にも劇場に親しんでいただけるよう、多様なプログラムに取り組むこととしております。

成果指標は、音楽祭や関連企画への宮崎市外からの来場者を現状から10%程度増やし35%に

するとともに、開館30周年記念事業で初めて劇場を訪れる人の割合も30%を目指してまいります。

事業期間は令和7年度の単年度であります。

68ページを御覧ください。

続きまして新規事業「第30回若山牧水賞記念事業」であります。予算額は557万4,000円で、財源はみやざき芸術文化振興基金であります。

事業の目的ですが、30回の節目を迎える若山牧水賞と牧水生誕140周年を祝う記念事業を通し、牧水の功績を改めて顕彰するとともに、郷土への誇りの醸成や短歌文化のさらなる拡大を図り、「短歌県みやざき」づくりを推進するものであります。

事業の内容については、「牧水がつなぐひなたの架け橋」をテーマに、①日常のささいな出来事を書き留める短歌日記帳の作成、②SNSを活用した短歌投稿キャンペーン、③パネル展や短歌づくりイベント、④これまでの若山牧水賞の振り返りをテーマとしたシンポジウムを実施することとしております。

成果指標は、SNSへの投稿やイベント参加等で短歌に触れた人数5,000人を目指してまいります。

事業期間は令和7年度の単年度であります。

69ページを御覧ください。

改善事業「障がい者芸術文化普及支援事業」であります。予算額は614万8,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的ですが、障がいの有無に関わらず、誰もが文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境の整備をより一層推進することにより、芸術文化活動を通じた共生社会の実現を図るものであります。

事業内容については、障害者の芸術文化活動

の支援拠点として、令和元年度に設置しました宮崎県障がい者芸術文化支援センターを引き続き設置し、①障害者の芸術文化活動に関する相談支援や、②活動を支える人材の育成などを行うものでありますが、特に令和7年度から③活動の少ない地域においてアウトリーチ活動や研修会等を実施するとともに、④発表の機会を宮崎市以外の地域に順次展開することとしております。

成果指標は、障がい者芸術作品展につぎまして、開催地域を現状の宮崎市1地域に加え、毎年1地域ずつ拡大し、令和9年度までに累計4地域とするとともに、来場者数を令和9年度に3,000人とすることを目指してまいります。

事業期間は令和7年度からの3か年でありませう。

70ページを御覧ください。

改善事業「宮崎県文化芸術支援事業」であります。予算額は1,257万3,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的ですが、県民を対象とする文学賞を通じた県民参加による文化活動の促進や、文化団体による鑑賞機会の提供、次世代への活動継承に要する経費の支援により、文化の裾野の拡大と本県芸術文化の振興を図るものであります。

事業内容については、①みやざき文学賞開催補助でありますが、みやざき文学賞は平成10年度から継続して実施されているものでありまして、引き続き県民を対象に文芸作品を公募し、優秀作品を表彰いたします。

また、②文化団体活動支援事業としまして、文化団体の記念事業や周年事業に対する補助に加え、令和7年度からの新たな取組としまして、県内の文化団体の活動継承に対する補助

や、県内の伝統芸能の活動継承に対する補助を実施するとともに、県民の文化活動の新たな発表の場の創出も図ってまいります。

事業の仕組みは、県から公益財団法人宮崎県芸術文化協会への補助により実施いたします。

成果指標は、みやざき文学賞応募数を令和9年度までに700点とするとともに、日頃から文化に親しむ県民の割合を76%とすることを指してまいります。

事業期間は、令和7年度からの3か年でありませう。

71ページを御覧ください。

最後に、改善事業「私立専修学校産業人材育成事業」であります。予算額は1,286万4,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的ですが、私立専修学校が行う社会の変化に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育について支援し、産業人材の育成を図るものであります。

事業内容ですが、①専修学校産業人材育成補助金については、専修学校の運営に要する経費のうち、国家資格等の取得に係る教育に要する経費を補助するものであり、具体的には、教育図書や教育備品の購入などに要する経費を補助するもので、補助率は3分の1以内、100万円を上限としております。

②職業実践専門課程振興補助金については、令和7年度から新たに実施するものであります。国が認定する職業実践専門課程を設置している法人に対して、教育の実施に係る経費を補助いたします。職業実践専門課程とは、企業と連携した実践的・専門的な教育が行われている専修学校の学科を国が認定するものであります。対象経費は、講師謝金、講師旅費、その他教材・教具の購入に要する経費、補助率は定額

で1学科当たり15万円を上限としております。

成果指標として、卒業生のうち就職希望者の県内就職率について、令和9年度に75%を目指してまいります。

事業期間は令和7年度からの3か年でありませ

○中村人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料72ページを御覧ください。

当課の令和7年度の一般会計当初予算額は、左から2列目にありますとおり、総額で1億3,119万円であります。

当初予算の主な内容について御説明いたしますので、73ページを御覧ください。

まず下から2つ目の(事項)人権同和问题啓発活動費2,481万4,000円になります。これは、様々な人権問題につきまして、県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費で、説明及び事業名欄1の「人権啓発推進強化事業」は、民間団体等と連携してそれぞれの専門性などを生かした活動に取り組むほか、人権啓発強調月間や人権週間における街頭啓発、テレビCMの放映、パネル展示など様々な啓発事業を実施するものであります。

次に、その下の(事項)「宮崎県人権施策基本方針」推進事業費1,786万1,000円につきましては、宮崎県人権施策基本方針に基づく施策の推進に要する経費で、説明及び事業名欄1の「宮崎県人権啓発センター事業」1,446万1,000円につきましては、人権同和対策課内に設置しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、企業等が人権啓発に取り組むための担当者養成講座の開催や研修講師の派遣をはじめ、人権に関する相談、DVDや図書などの視聴覚教材の整備、貸出し、情報誌の発行、ホームペー

ジによる情報提供などの事業を実施するものです。

また、2の「地域人権啓発活動活性化事業」340万円につきましては、市町村に委託して、講演会の開催など様々な人権啓発活動を実施するものであります。

当初予算についての説明は、以上であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

74ページを御覧ください。

個別指摘要望事項といたしまして、人権啓発事業における「ふれあい映画祭」について、人権尊重の意識がしっかりと根づくよう、市町村と連携しながら上映回数を増やすなど、より一層取り組むこととされております。

対応状況でございますが、「ふれあい映画祭」は、8月の人権啓発強調月間中の事業の一環として、人権に関する映画の鑑賞を通じて、県民の人権意識の普及高揚を図ることを目的に実施しております。

この事業は、子供たちを初め県民一人一人が人権について身近に学ぶことができる機会として重要であることから、上映回数を増やすとともに、近隣市町村で共同開催を行うなど効率的に実施し、より多くの県民が参加できるよう計画しているところです。今後とも、県民に人権尊重の意識がしっかり根付くよう、啓発活動の実施に一層取り組んでまいります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

予算議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料61ページのところです。災害中間支援組織というのは、具体的にはどういった団体なのでしょう。例えば、市町村の社会

福祉協議会もそれに当たるのか、そういったことを教えていただきたいと思います。

○森山生活・協働・男女参画課長 災害中間支援組織と言いますのは、災害が起こった際に、県外から直接支援に入りたいというNPOなどの団体も入ってまいります。それとは別に、従来型で市町村の社会福祉協議会が中心になって立ち上げます一般ボランティア、災害ボランティアの活動等もございます。あと、行政ももちろん災害の対応に従事してまいります。

こういった行政・社会福祉協議会、活動する民間のボランティア団体の長所を生かしながら連携して、うまくコーディネートしながら被災地の災害支援を行っていくような団体のことを災害中間支援組織と呼んでおります。

○黒岩委員 社会福祉協議会もボランティアを受け入れて、そこから被災地に派遣するような感じですから、社会福祉協議会も中間支援組織かなと思ったところですが、その上のほうの団体ということなののでしょうか。県内は既にそういう団体があるのかどうか、いくつあるのか教えてほしいと思います。

○森山生活・協働・男女参画課長 社会福祉協議会が現在、災害の際に行っている取組として、市町村と連携いたしまして現地の災害支援ニーズを掘り起こし、その上でボランティアをしてもらいたい人たちとのマッチングを行うといった活動をしております。今までとは違った感覚で、自発的に災害支援の活動を行っていたいているNPOの調整まではなかなかできていないところが現状でございます。

次の御質問の災害中間支援組織と言える組織があるかという御質問ですけれども、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震でも積極的に被災者支援の活動をしていただいております。

令和6年度に宮崎県内で起こった竜巻ですとか地震の災害の際にも中心となって活動していただいております、特定非営利活動法人宮崎文化本舗が県域で働いていただける中間支援組織と考えております。

市町村におきましては、宮崎市を中心として、市と社会福祉協議会とNPOを連携するボランティア団体がございます。市のエリアでの活動としましては宮崎市で活動されている団体が1団体ございます。

○黒岩委員 続きまして資料65ページです。

(事項) 県立芸術劇場費の1の(3)に「県民文化振興事業」というのがあります。4,400万円の事業です。この説明をもう一度お願いいたします。

○堀みやざき文化振興課長 (事項) 県立芸術劇場費の(3) 県民文化振興事業につきましては、一般の舞台芸術の公演などの経費でございます。

○黒岩委員 一般の舞台芸術の振興について、少し分かりやすくお願いします。

○堀みやざき文化振興課長 舞台芸術と申しますのは、演劇やバレエ、舞踊など、あるいは音楽などの公演も含まれます。そういった舞台で行われる様々な芸術活動のことでございます。

○黒岩委員 県立芸術劇場が、そういった機会を設けるという理解でよろしいでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 県立芸術劇場で行われる公演の種類としましては、自主事業として自ら企画して行うものと、劇場の各ホールを貸し出してほかの事業者が行うものの大きく2つに分かれます。その前者であります、自主的に県立芸術劇場が企画して実施する事業について、県から県立芸術劇場に委託して実施いただくものでございます。

○黒岩委員 例えば、こういったものが聴きたいというような県民の要望に応じて、そういうステージを実施するという機能はあるのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 県立芸術劇場が行います舞台芸術の公演の際は、必ずアンケートを取っておまして、今後どういった舞台芸術の公演を鑑賞したいかという御意見もいただいております。そういったものも参考にしながら、プログラムの検討を行っているところでございます。

○黒岩委員 最後に、資料66ページです。

(事項) 私学振興費の11、私立高等学校等就学支援金についてです。所得に応じてというところがありましたが、小中学校の場合は要保護や準要保護という基準があって、いろいろ免除とかがありますけれども、それと同じ基準ということによろしいでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 私立高校生を対象とした就学支援金につきましては、世帯の収入によりまして支援金の額が変わっております。小中学校義務教育とは少し違った仕組みとなっております。

○山口副委員長 生活・協働・男女参画課へお伺いします。資料60ページの改善事業「みやざきNPO・協働支援センター事業」ですけれども、予算額自体は昨年度の当初予算から減っていると思いますが、金額の変更の理由は何かあるのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 こちらにつきましては、現在、宮崎駅前にあるK I T E Nビル3階に事務所を設置しておまして、今回アウトリーチ型の支援事業を行っていくに当たり、賃借料等が減額になるものでございます。

○山口副委員長 ということは、事務所がなく

なるということでしょうか。存在するが縮小するというのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 K I T E Nビルのほうでフリースペースも活用してほしいということで、賃借料も込みで事務所を設置しておりました。この事業は企画提案方式で受託者を決めていくものですけれども、こちらの要件の中に、事務所を受託者が構えて、相談事業を行うようなスペースを確保することということまでを含めております。

これまではK I T E Nビルを拠点としているいろいろな活動を行ってきましたが、宮崎市近隣の団体の利用が中心になっているということでした。NPO活動や協働支援といったものは、地域に根差した活動をされている団体様が交流会などをされておりますので、今まで持っておりました相談機能や研修会の機能といったものをアウトリーチ型で行いたいということで、みやざきNPO・協働支援センターのK I T E Nビルでの運営は一旦終了とさせていただくこととしております。アウトリーチ型の機能を持ったみやざきNPO・協働支援センターを改めて設置するというようにしております。

○山口副委員長 今の形で行くと、みやざきNPO・協働支援センターを受託者の本社なりに置いて、そこから人材派遣というような形を使って各地に行くということです。そもそも、みやざきNPO・協働支援センターというものを設置しないといけないのでしょうか。アウトリーチ事業と割り切ってしまうてはいけないのでしょうか。わざわざ設置した上で派遣していくというやり方は、国庫補助か何かをもらうために必要だとか、そういう理由でしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 今回、みやざきNPO・協働支援センターという名称を引

継ぐ経緯といたしましては、やはりNPOや協働活動している人にとっての相談の拠点というところについては、これまでと同様の役目を持ってもらいたいということで、受託先が相談スペースを構えて、NPOからの相談や協働支援のための相談のほうは継続して続けていきたいと思っております。アウトリーチ事業だけということではなく、拠点での相談事業も併せ持つという形で、今回の事業を組み立てております。

○山口副委員長 今の考え方で行くのであれば、今まで設置していた場所が宮崎市だったので、非常に市内の方々が多かったと。そうであれば、拠点をいろいろ構えてくださいという前提の下で、予算額は変えずに設置者に任せるという考え方だっただけだと思います。

相談窓口機能は持たせるという形になった場合、宮崎市の事業者が受託したら何も変わらないじゃないですか。相談窓口は宮崎市にそのまま存在している形になってしまうので、いろんな場所で相談もできるようにという発展的なことを考えるのであれば、県北・県央・県南にそれぞれ1か所ずつ相談窓口も設置するという形での事業構築のほうが自然なような気がします。そういった議論はなされたのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 拠点を置いて常に開設してもらおうというところは、やはり業務負担もございます。今回の新たな事業の中では、地域によっては出向いていく出張相談で対応するという形を取らせていただきたいと思います。

○山口副委員長 業務負担というのはよく分からないところです。受注先の業務負担を考える理由はないと思っていて、受注できるかどうかは向こうが判断するだけです。わざわざこちら

から大変ですよねということが起きるとするならば、受注先が決まっているのではないかと疑ってしまうことになってまいります。理由として違うと思っております。

アウトリーチにしたいからということで、拠点を縮小して予算を減らしていきますというところは分かるんですけど、事業の在り方ということは今後、実務をする中で考えていただきたいと思っております。

○重黒木総合政策部長 簡単に説明しますと、KITENビルに一定の面積を借りて事業を行っておりました。研修会などをやるという名目で一定の面積が必要だったのですけれども、実際、研修会の利用がなかなかなくて、むしろアウトリーチで地域に出て相談を受けてほしいということがございました。それほど大きな面積が要らないと事業者とも話をして、そういった結論になったところでございます。

来年度からは一定の面積ではなくて、事業者の事務所の中に1区画つくって、そこで必要最小限の相談受付はしますと。そこに人を配置して、アウトリーチに重点を置いた相談活動をやっていこうということで、事業の組替えをやって、予算の効率化も図ったということでございます。

○山口副委員長 別件で、宮崎県男女共同参画センターと、みやざきNPO・協働支援センターについてですが、宮崎市や都城市といった大きい市町村には同じようなセンターが存在していますよね。実際、男女共同参画センターは宮崎市にもありますし、すみ分けって実際どのように考えられているのか、そもそも論としてお伺いしたいと思います。

○森山生活・協働・男女参画課長 延岡市や都城市、宮崎市、日向市、男女共同参画センター

という名前は取っておりませんが、そういった活動をされているところを市町村が設置して、運営されていたり委託されております。いずれも市町村での男女共同参画の意識の醸成というところで、市民に対する支援等の啓発活動をされています。

宮崎県男女共同参画センターといたしましては、組織的に脆弱な市町村も多数ございますので、圏域全てを網羅した情報発信や啓発活動を相談事業や講師の派遣などを通してやっていきたいという目的で、設置させていただいております。

○山口副委員長 宮崎県男女共同参画センターは企業局にありますよね。宮崎市も、宮崎市男女共同参画センターパレットという名前です。財政的に厳しいのであれば、場所を検討するべきではないかと感じます。また、宮崎市だけではなく、財政の弱いところに設置したら駄目なのとかも考えなくてはいけないと思うので、できるだけすみ分けをしっかりと意識してやっていただきたいと思います。

みやざきNPO・協働支援センターについては、受託者も改めて募集される予定であるのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 こちらにつきましては、単年度契約ということで、毎年公募を行っております。

○山口副委員長 ちなみに、宮崎市にも市民活動センターというのがあって、NPOへの支援とかを行っていますが、私の知る限りだと、みやざきNPO・協働支援センターと市の市民活動センターは受託者が一緒だと思います。これだと、完全に同じ団体が同じ業務をやっていると見られてもおかしくないと思います。その団体が悪いとかではなくて、きちんとそのあたり

は把握した上で、各市町村とのすみ分けも意識して業務内容等も分けていただかないと、いわゆる二重行政ではないかと指摘を受けてもおかしくはないと思いますので、そのあたりは今後、業務内容の精査等を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 宮崎市の市民活動センターとみやざきNPO・協働支援センターについて、今年度は同じ団体が受託しております。

各地市町村・地域での市民活動やセンターの活動が十分にできていないところへのアウトリーチ型の支援を重点的にやりたいという意図もあり、今回の事業を構築しております。受託先を新たに公募いたしますが、そういったところも受託先と詰めながら事業を展開してまいりたいと考えております。

○山口副委員長 続いて、「災害ボランティア支援体制整備事業」についてです。純粋な疑問ですが、危機管理課ではなくて、生活・協働・男女参画課が行う理由は何でしょうか。もちろん連携されている前提で聞いていますが、中身を見ると危機管理課じゃないのかなと思ったところですけども、そこはどのような考え方になるのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 県の防災計画の中に、災害ボランティア活動についての記載もございますが、NPOや協働支援を生活・協働・男女参画課が所管しております関係上、NPOや住民の方が多く参加されるボランティアにつきましては、広く包括的にボランティア活動ということで、当課が担っていくこととしております。

○山口副委員長 役割分担はいろいろあるのでしょうかけれども、災害ボランティアは少し特殊

だと思っていて、普通のボランティアと一緒にたにするのはどうなのかなという気はしますが、理解はしたいと思います。

この事業の成果指標で、「災害ボランティア支援体制が構築された市町村」という記載がございますが、災害ボランティア支援体制が構築されている状態というのは、どういう定義になっているのか教えていただけますか。

○森山生活・協働・男女参画課長 こちらにつきましては、先ほども少し触れました市町村と社会福祉協議会とNPOといった団体の連携がうまく取れているというところが大前提となるんですが、災害が起こったときに、3者それぞれの役割分担や情報共有ができるような仕組みづくりができていたりとか、外部からの災害支援の受入体制のスキルが構築されているとか、実際に災害が起こったときにどのように情報共有して回していくか、災害ボランティアの活動を支援していけるかとか、そういったものの方針や手法などが共有できている団体ができているところを災害ボランティア支援体制ができていない状態としたいと思っております。

○山口副委員長 それは、県がチェックすることですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 この3者の連携につきましては、県ではマニュアルの作成ですとか、ある一定基準の方針はお示ししたいと思っております。

ただ、市町村ごとに、役場や社会福祉協議会の体制は異なっており、地元のNPOとの関わり方もそれぞれと思っております。基本的な方針やマニュアルはお示ししますが、目指すところは先ほど言いましたような体制が取れていることですが、それに準じるような形の支援体制を各地域でもつくっていただければと考

えております。

○山口副委員長 よく分からないのですが、構築されていますねという判断は誰がするのでしょうか。自己評価みたいなものでしょうか。県も構築できているか聞かないし、確認の場もないし、マニュアルは渡すけども、しっかり実践されているかどうかとか、そのマニュアルが実践できる状態になっているかのチェック機能も果たされないままだと思っております。

成果指標を出さないといけないのでという形で県から各市町村に連絡が行ったときに、できていますといった連絡が来て、できていますねと判断されるのであれば、成果指標としてというか、チェックとして微妙だと思います。構築させたいのであれば県がしっかり責任を持ってできているかチェックに行かないといけません。ここが弱いのでやってくださいまでやらないと、構築なんてできない気がしますが、いかがでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 現在でも、この事業を構築するに当たりましては、市町村の役場の担当や社会福祉協議会も含めまして、どういう状況であるのか、ニーズ調査やヒアリングを担当レベルで行っております。

その上で、こういう会議をつくったので支援体制ができていると言っているかどうかということ、県がマル・バツをつけるのはなかなか難しいとは思いますが、何らかの連絡会議なりを各市町村でつくっていただければなると思っております。

○重黒木総合政策部長 少し補足させていただきます。

災害時のボランティアを含めた支援体制の構築については、通常はボランティアセンターを運営しています。社会福祉協議会はこの市町

村でもあると思いますが、そこに災害時に入ってくるボランティア団体を調整するNPOのような民の団体が入って行って、この3者が連携して災害時にしっかり情報共有ができて、外からやってくるボランティアの方々の派遣調整等を行う体制ができているというのが、この体制ということになるかと思っています。

それについてのチェックというお話ですけれども、当然そういう体制を組めば、日頃から市町村と社会福祉協議会とNPOが連絡会議等を開くなり、何らかの協定的なものを結ぶと思います。体制が構築できているのか、会議体ができているのか、あるいは連携協定的なものを結んでいるのか、何らかのものができてくると思います。

現時点でこういう協定なり、こういう会議体をつくってくださいというところでお示しはしていませんけれども、そこは市町村の実情に応じて、どういった形であればしっかりとした体制を外に向けて示すことができるのか、県でしっかり判断していきたいと考えております。

○山口副委員長 市町村によって状況は違うでしょうけれども、県でこれを構築されたという根拠を持って説明ができる状況を構築されるということであれば、よろしいのかなと思います。各市町村は、防災計画とかをかなり綿密につくられていらっしゃると思いますので、そのあたりに記載があるかとか、そういったものを一つの指標にされるのもよろしいのかなと思います。ぜひ、構築に向けて頑張ってくださいと思います。

最後に、「みやぎきで男女が輝く環境づくり推進事業」についてです。みやぎき女性の活躍推進会議は、どれくらいの期間やっていらっしゃるものなのでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 女性活躍推進法が平成27年にできましたが、その直後に民間・経済団体・行政が連携しましてこの会議をつくっております。

目的としましては、女性が多様な働き方ができることを目指した企業経営づくりをしていこうということで、その趣旨に賛同していただいた企業に会員になっていただいて、その会員の中で研修会をやったり、女性リーダー育成塾をやったりといった活動を10年近くやってきております。意識の醸成というところを中心に、これまでも活動してきたところでございます。

○山口副委員長 こちらのホームページを見させてもらいましたが、おっしゃるとおり意識の醸成というところが非常に強い事業でした。正直、意識醸成の時期はもう終わったのではないかと考えています。

この世の中で女性が活躍しなくてもいいという経営者がいらっしゃるのであれば、それはなかなかとがった方だなという印象を受けるところだと思いますし、みやぎき女性の活躍推進会議の参加メリットを拝見すると、情報交換ができるとか、研修受け入れますとか、会社のイメージアップにつながりますとか、そういうことが書かれています。

成果指標においても、どれだけの会員が参加されたかということを経営者にされています。もちろんこの指標は大事だと思いますが、賛同した会員がどのような形で改善を図ったかについては、ホームページ上で見るのがなかなか難しいと感じています。会員登録も無料ですし、何もしないでも賛同していますと言ってしまうと登録ができる状態になっておりますので、この会議に参加していただいている方々が、趣旨に賛同してどうアクションを起こしたのかとい

うことについても、一定程度調査をかけるなり、事例として御報告いただくなりしていただくような段階に来ているのかなと思います。そのあたりはぜひ検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 委員御指摘のとおり、賛同すれば無料で会員になれて、研修会や養成塾に職員を派遣して受講できるようになります。

ただ、現在380社近くの会員がございます。皆さん、企業経営に男女共同参画の意識は欠かせないこと、厚生労働省がやっているような働き方改革の支援制度は大事だということは分かっております。少し古いデータしかないのですが、実際にトップがその意識を持って経営ができていくかについて、企業内でアンケートを取っているところでは、なかなかトップの意見が変わらないとか、そういった根深いところがあり、企業内で意識醸成が浸透していないところがございます。

言われましたように、今回事業を拡充していく中で、この取組によってどのような社内の改善ができたかといった取組状況——会員が取り組んだ男女共同参画と申しますか、働き方づくりの取組をホームページで広く周知していこうという取組も、新たな事業の中ではつくっております。そういったところで、企業の進捗状況管理も含めて行ってまいりたいと考えております。

○山口副委員長 実際は事例の紹介も多少はされていらっしゃると思いますので、ここの拡充をされるのだと思いますが、次年度から「女性にやさしい職場づくり応援事業」が入ってきますので、こちらにしっかりとつなげていく。会議に参画している企業の中で、えるぼし認定企業が

これだけ増えていきましたよとか、積極的に取るような動きが出てきていますよとか、ほかの事業と組み合わせながら成果指標の中にも織り込んでいけるような形で、機運醸成だけではなく、実態として何かを動かすような形の会議体になっていただけると、より応援しやすくなるというか、予算をかけていく価値も生まれてくると感じます。実務の中で、ぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○森山生活・協働・男女参画課長 山口委員の御指摘ですけれども、「女性にやさしい職場づくり応援事業」を実施してまいりますが、みやざき女性の活躍推進会議への加入を条件づけております。みやざき女性の活躍推進会議には加入しているけれども、なかなか具体的な取組ができていなかった企業の底上げ等も一緒に行っていきたいと思っております。

2つの事業を組み合わせで展開してまいりたいと考えておりますので、その進捗状況も含め適宜分析してまいりたいと思っております。

○丸山委員 資料61ページの「災害ボランティア支援体制整備事業」について改めてお伺ひします。この成果指標に、災害ボランティア支援体制が構築された市町村として、令和6年で現在1市と書いてありますが、これはどこの市と認識すればよろしいでしょうか。

○森山生活・協働・男女参画課長 こちらは宮崎市になっております。

○丸山委員 「災害ボランティア支援体制整備事業」は、県外からボランティアが来るぐらい大規模な災害——南海トラフ地震を想定してまいります。海岸線の市町に最優先でつくってくださいという呼びかけなのか、漠然と26市町村につくってくださいという呼びかけなのか、どういったスキームでやろうと考えているのか

教えてください。

○森山生活・協働・男女参画課長 完全に支援体制ができているのは宮崎市ということでございますけれども、地域で活動をされているようなNPOがいらっしゃる市町村も幾つかはございます。海岸線ですと、延岡市とか日南市は、地域で活動できているようなNPOが既にいらっしゃいます。

こういったところは、先ほどから申ししております市町村と社会福祉協議会とNPOの連携体制を構築していただければと思っております。今年度の竜巻や地震、または南海トラフとまでは言わなくても、県外の助けを借りなくてはならないような災害が県内でも時折起こっております。もちろん海岸線に面した市町での早い着手は重要になってくると思いますが、できるだけ市町村の状況を見ながら、支援体制整備に前向きな市町村から声をおかけしまして、体制整備を進めてまいりたいと思っております。

○河野総合政策部次長（県民生活担当） 事業の考え方というか、どこから広げていくのかという委員の御質問だったと思いますが、全ての市町村に対策を構築してもらう必要があると思っております。

取りかかりとして、宮崎市だけではなく、県内くまなくモデル的に1つはつくってもらおうという意味で、各地域に農林振興局がございしますが、そのエリアで1つぐらいはつくっていただくということで、7市町村という目標を掲げているところでございます。

○丸山委員 各市町村には、行政と社会福祉協議会があります。NPOみたいなボランティア団体が組織されていないところの体制をしっかりとつくっていききたいということを明確に言っていただいて、それをするためにはどうすればい

いのか、ノウハウを持っているところをモデルにしてこういうふうにつくってくださいということ農林振興局の誰が中心になって呼びかけるのか。そこまで、ある程度落とし込みというのをどのように考えているのか、具体的に教えていただけるとありがたいと思っております。

○河野総合政策部次長（県民生活担当） 7市町村は振興局単位と申しました。エリア的にそうやって広く県内にくまなく1つずつつくるといような考え方でありまして、農林振興局には防災担当がいますので、そこと連携を図りながら、さらには市町村とよく話をしながら、今後、その進め方については検討していきたいと思っております。

○丸山委員 新燃岳の噴火のときに、県外からボランティアに来てもらいました。社会福祉協議会に人が来過ぎて大変だということで、なかなか整わなかったもので、それは恐らくボランティアを支援する人たちがいなかったということだったと、私自身認識しています。農林振興局単位という考えも必要かもしれませんが、南海トラフ地震が来る海岸線は特に重要だと思っていますので、海岸線を中心にまず7市町村。海岸線が一番可能性があると思っております。

なるべく海岸線を中心にできるような体制で仕組みづくりをやっていっていただきたい。何のためにやるのかというと、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が80%を超したという宣言がありましたので、それに対応できるような県民に安全安心を与える体制をつくるというイメージを含めても、そのためには県民の協力、NPOの協力ができないということをうまく説明して行って、できるだけ早くこういう体制づくりができるようお願いしたいと

思います。

あと、資料66ページになりますが、国が高校の無償化を進めています。参議院に行っているだけで予算がまだ通っていないのですが、予算の変更はあり得るのでしょうか。もし国で予算が通った場合には、宮崎県がこれまで出していた県費がどれくらい必要なくなるということも含めて教えてください。

○堀みやざき文化振興課長 丸山委員の御質問は、高等学校の授業料無償化のことだと思いません。

授業料の支援に対する支援金は、資料66ページの11、私立高等学校等就学支援金の(1)就学支援金の中に事業が入っております。

3党合意などがなされている高等学校の授業料無償化は、国の10分の10の部分でございます。3党合意を受けまして国で制度設計がなされておりますけれども、実際にその内容のとおりには仕組みがつくられるのか、あるいは財源は今と同じ国10分の10で行われるのか、そのあたりがまだ決まっておられませんし、情報も来ておりません。今後必要に応じて補正するのかなのか、それも含めて必要な対応はしてまいりたいと考えております。

○丸山委員 私ではっきり国が10分の10全部やるのかなと思っていたのですが、そこまで情報が入っていないような感じなのですね。

○堀みやざき文化振興課長 今の就学支援金のスキームは国10分の10で行われておりますし、同じ仕組みで所得制限を撤廃する、あるいは私立学校への支援金の上限額を引き上げるということですので、恐らく同じ財源でいくのではないかと我々は考えております。しかしながら、まだはっきり分からないところもございますので、しっかりと情報を取りながら必要な対応を

検討してまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ遺漏のないようによろしくお願ひしたいと思っております。

あと、資料67ページの「第30回宮崎国際音楽祭・県立芸術劇場開館30周年記念事業」についてです。やはり気になるのは宮崎市内が中心になっていることで、26%しか宮崎市外の方に来てもらえていないということです。宮崎市以外の人たちに呼びかけてできるような企画もやりたいということでしたから、ぜひそういったものをお願いしたいと思います。

市町村ごとに呼びかけをするのか、漠然と宮崎市以外の人たちに来てくださいという呼びかけのイベントを組むのか。県北なら県北だけとか、バスも含めて準備しますからぜひ来てくださいというような形にしないと、なかなか来ないのではないのかなと思っています。

現状の利用率を見たときに、宮崎市民のための県立芸術劇場じゃないかとか、宮崎国際音楽祭じゃないかとならないためには、ここですっかりやらないといけません。同じようなことが10年、20年続いてしまうような気がしていますので、ここを契機に何を変えようというものをしっかり出してほしいと思っています。来年度は大きなキーポイントになるのではないかと考えていますので、これをどのように変えようとしているかも含めて、意気込みをお伺いしたいと思います。

○堀みやざき文化振興課長 御指摘ありがとうございます。第30回の記念の音楽祭となりますので、ぜひ、これまで足を運んでいただかなかった方々、特に宮崎市以外の方々に多く来ていただきたいと考えております。

資料67ページの概要説明書にはございませんけれども、宮崎国際音楽祭本体におきまして

は、宮崎市以外で行う公演が3公演ございます。えびの市ではサテライトコンサート、諸塚村と西米良村では、ふれあいキャラバン・コンサートとしまして、演奏家が足を運んで、無料のコンサートを行うという企画も予定しております。

それ以外に、この概要説明書の(1)事業内容の①のウの(イ)県内文化施設において実施される音楽祭関連企画への補助としまして、県立芸術劇場以外の市町村の文化施設などにおいて、例えば地元の音楽家のコンサートやロビーコンサート、演劇、踊りなどといった音楽関係の公演をやっていただく場合に、補助率2分の1で上限額150万円の補助を出していきたいと考えております。昨年度の劇場休館中の成果も生かしながら、県内各地で音楽を楽しんでいただく企画を御提案しているところでありまして、ぜひこれをうまく活用いただいて、県全体で音楽の取組が盛り上がっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

○丸山委員 それは閉館中でやってきたことを継続的にやるだけですよね。えびの市とか諸塚村に行くのもいいことですが、30周年ということで、本当に芸術劇場なりアイザックスターンホールに行ったことのない人たちが、もっとここに足を運ぶみたいなことをもっとやってほしいと思っています。

県立芸術劇場に来てもらうようなことを企画してもらっていますが、本当に来るのだろうかと感じています。かなりのお金をかけて耐震工事も含めて改修したのに、結局ほとんど宮崎市民しか行かないのでは、何も変わっていないのではと思いますし、それではいけないと思います。県の芸術劇場ですので、県民が本当に行きたいというものにしないといけないのに、全然

変わらないです。指定管理されているところも含めて考えてもらって、変わったんだという形にさせていただきたいと思っています。

この記念事業は非常に大きなターニングポイントになると思っていますので、本当に県民に、多くの方が行きたくなるようなつくりをしていただきたいと思っていますが、改めて意気込みをお伺いしたいと思います。

○堀みやざき文化振興課長 先ほど、劇場から県内各地に出向いていっての公演だけを説明しており、説明が不足しておりました。

資料67ページで申し上げますと、(1)事業内容の②のイ、関連企画の実施とあります。これは劇場で行う新たな取組ですけれども、劇場を訪れる機会が少なかった年齢層ということで、子供や親子、あるいは障がいのある方々にも、ぜひ劇場に足を運んで楽しんでいただくということで企画をしているものであります。

例えば、劇場内部を探検するバックヤードツアーですとか、パイプオルガンを間近で見られていただくような企画、あるいは障がいのある方々については鑑賞サポートの人員を配置しまして、落ち着いて音楽など公演を楽しんでいただくような、そういった新たな取組も企画することとしております。これが幅広い層の方に劇場に足を運んでいただくきっかけになればと考えておりますが、宮崎市以外の県内全域から足を運ぶ企画になるかということに関しましては、少し弱い部分も正直あるかなというところもございます。周知の仕方やPRの仕方も工夫しながら、ぜひ県内全域から多くの方々に劇場に足を運んでいただく取組を積極的にやっていきたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、成果が出るようお願いしたいと思っています。

あと、「第30回若山牧水賞記念事業」についてです。短歌県を目指すんだという話もありまして、私も若山牧水賞の授賞式には何回か出席しています。坪谷小学校の子供たちを含めて非常にすばらしい人材育成を行っています、広がらないのです。坪谷小学校なり、日向市ぐらまでしか広がらなくて、全県下に広がっていないイメージを持っています。西諸県郡では、ほとんど短歌をすることはありません。

30回も若山牧水賞をやっているのであれば、広がらなくてはいけないし、短歌県を目指すのであればもっと広がっていくべきだと思っています。これまで広がらなかったけれども、30回を節目に広げるといふ気持ちで、短歌日記帳とかを作成するとありますが、これが本当に生かせるのでしょうか。ただ配って終わり、結局広がらなかったら何にもならないのではないかと考えています。本気でやるために、どのように工夫していこうとしているのか、もう少し詳しく説明していただきたいと考えております。

○堀みやざき文化振興課長 資料68ページの「第30回若山牧水賞記念事業」についてであります。確かに丸山委員がおっしゃるとおり、延岡市と日向市については牧水ゆかりの地ということで、牧水に関する顕彰や短歌の取組を熱心に実施されておまして、子供の頃から短歌に触れるという状態が形成されているのかなと思います。

しかしながら、県内全域に目を向けますと、県内全域でも民間が主催する短歌の公募の大会ですとか、あるいはイベントとかも時々行われているところではございますが、県内全域津々浦々、短歌の取組が広がっているかという、まだまだかなというのはおっしゃるとおりと思います。

その意味で、資料68ページの①短歌日記帳の作成・配布につきましては、市町村の協力を仰ぎながら、母子健康手帳を配付する際に、短歌日記帳をお母さんに渡すことによって、そこに短歌を書き込んでいただいて、その短歌を投稿していただいて優秀作品を表彰する。もちろんこれを県内全域でやってまいりますし、②牧水短歌ハッシュタグキャンペーンも地域を限定しないSNS投稿のキャンペーンです。

③記念イベントにつきましても、これまで延岡市や日向市で偏りがちだった歌人による学校訪問などの短歌に関するイベントを、延岡市、日向市以外の地域を中心にやりたいと思っております。また、学校以外の商業施設、あるいはカーフェリーも視野には入れておりますが、様々な場所で短歌のイベントをやりたいと思っております。これによりまして短歌の裾野を広げ、県全体で短歌県宮崎づくりを進めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 内容的には分かりますけれども、市町村間の温度差が恐らくかなりありますので、せっかくやるのであれば、言われたことが末端までしっかり届くようなことをしていただくようお願いしたいと思っております。

あと、資料74ページの指摘要望事項についてです。人権啓発映画の上映回数を増やすことにしているということですが、具体的にはどれくらい増やして、令和7年度はどれぐらいなるのか、お伺いできればと思っております。

○中村人権同和対策課長 令和元年度の参加者数が2,600人ほどでありましたが、コロナ禍で令和2年度は開催せずに、再開した令和3年度以降は1,300人ほどで、以前ほどの参加者がいないという実態がございまして、御指摘を受けたと

ころでございます。

その原因としましては、映画の上映に要する費用が物価高騰で上がっていることで、上映回数を制限したということでございます。

この事業につきましては、市町村に開催希望の有無を聞いた上で調整し、8月頃に各地で上映会を開催するというものでありますけれども、今後は希望する市町村全てで上映できるよう回数を増やして、場合によっては近隣市町村での共同開催も行いたいと考えております。内々に市町村に希望を聞いたところ、18市町村ほどから開催してほしいという声がありましたので、去年は13市町村でしたけれども、令和7年度は希望する18回市町村全てで開催するようにしたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、対応できるようにお願いしたいと思っています。できれば26市町村全てでできるような形で、やらないところにはもっと呼びかけをお願いしたいと思っています。

○坂本委員 生活・協働・男女参画課に1点だけお伺いします。

資料58ページの「交通安全基本対策事業」、それから「宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり促進事業」ということで、交通安全及び防犯対策について記載があります。

実際に違反行為とか犯罪行為については警察が対応するのは分かっていますが、安全対策の仕事のすみ分けについてです。特に道路上の防犯対策については、警察、県、市町村がどういう役割分担をなさっているのかお伺いできますか。

○西丸交通・地域安全対策監 委員がおっしゃられたとおり、警察によって取締りによる防犯的なところをやっております。

県におきましては、広報啓発を中心とした情

報提供などを行っております。例えば、犯罪が発生したのであれば、情報を警察からいただいて、県民会議が80団体ありますけれども、そちらを通じて回覧板で流したり、ニュースレターという情報発信活動によって犯罪を抑止するという活動をやっております。

○坂本委員 市町村については、何かないでしょうか。

○西丸交通・地域安全対策監 市町村の地域安全担当者にもメールなどで情報提供しております。また、県民会議の担当者も呼んで、安全で安心なまちづくりについての啓発活動を行ったり、年に1回は県民の集いというところで、防犯のイベントをやっております。昨年度におきましては、日南市南郷町で県民の集いを開催し、防犯講話やボランティアの表彰を行うということで啓発活動をやっております。

○坂本委員 これは、本日お答えいただかなくてもいいですが、考えていただきたいので事例を申し上げますけれども、防犯灯の設置を住民の方から要望されることがあります。以前も御相談したことがありましたが、県が管理する県道で片側が2車線あるような大きい道路——バイパス等ですけれども、当然バイパスなので距離も長い。歩道や自転車が通るところもそれなりに広さがありますが、真っ暗なところがあるので、そこを高校生が通学するのに危ないから防犯灯をつけてもらえないかという要望が出ます。

その話を道路管理者である県土整備部に持っていくと、交通安全の面では道路管理者が責任を取るけれども、防犯は市町村になるという言い方をされます。そこで、宮崎市を通過している県道なので宮崎市に持っていくと、自治会単位で防犯対策をやっていきますと。この県道は家が

ないところも通っていて、そこは自治会に属していないので、これは市ではやれませんか。県の道路なので県でやってくださいということで、結局たらい回しになって、どこもやってくれないという現状があります。

そういう防犯対策としての取組をどこが受皿としてやるのかというのが一つと、今後新しい道路計画を進めていくときに、防犯面のいろいろな要素を新しい計画に反映させる役割というのは、防犯のことを分かっている方がその会議なりにいないと、道路計画にも反映されないのではないかと考えております。

造るときに防犯灯も一緒につけてくれるのが一番いいですけれども、後からつけるとなったときに、誰もやってくれない状況がありますので、そこがどうにかならないのかという御相談です。

○西丸交通・地域安全対策監 防犯灯の整備につきましては、防犯灯整備対策要綱というものがございます。委員がおっしゃるとおり、防犯灯については市町村が設置するというのが基本でありまして、特に通学路などによっては、防犯的なところであれば市町村が取り付けるべきということが要項に書いてあります。

国や県については、地方公共団体に対して強力に推奨することを助言するというのが要綱にございますので、そういった御意見があった際は、市町村に情報提供もしくは助言ということで、できれば設置するよにということをお願いしております。先ほど言いましたように、要綱には強力に推奨するということがあり、お願いをすることはできますけれども、判断は各市町村で行うということでございます。

ただ、新規で設置する際には、今後の防犯的

なところも併せまして、検討しなければいけないとは考えております。

○坂本委員 最後に、県民目線で言うと、何か起きたらつきます。事件が起きたらつく、犯罪が起きたらつきますが、それを事前に防止するのが防犯の役目じゃないかと思っています。今まではそういう法令上、制度上で、そういう形で進んできたかもしれませんが、今後、本当に防犯を進めていくのであれば、どのようなやり方が一番正しいのかということを検討していただけるといいかと思っております。

○西丸交通・地域安全対策監 委員のおっしゃるとおりだと思いますので、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○山口副委員長 先ほどの「女性にやさしい職場づくり応援事業」ですけれども、加入条件について資料に記載がありました。失礼しました。

みやざき文化振興課にお伺いしますが、先ほど丸山委員から私学振興費の在り方について、今後の補正についても含めて考えていきますという話がありましたけれども、もし予算が通ればかなり大きなインパクトのある変わり方と思っております。

来年度については、11の私立高等学校等就学支援金だけの補正のいじりになるかと思いますが、私学支援そのものに対して、どのような在り方で県として臨んでいくのかも含めて、補正をとはいませんが、もし予算が通った場合、来年度以降は考えていかないといけないのだろうと思っています。予算が通った場合は補正するかどうかも含めて、私学支援の在り方ということについても、次年度状況を鑑みながら検討を進めていくという理解をしておけばよろしいのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 副委員長御指摘の授業料無償化の新しい制度に伴う私学支援の在り方につきましては、確かに今回の私立高等学校授業料の所得制限の撤廃、それと支援の上限額の上乗せのインパクトは非常に大きいと思っております。

補正という対応が必要かどうか、もちろん考えていく必要がありますが、今回の制度改正によって私立学校に与える影響がどのようなものかということ、慎重に見極めていかないといけないと思います。

例えば、先行して大阪府で実施されておりますけれども、公立学校に与える影響が大きくて公立離れが進んでいるとか、あるいは私立学校は授業料を上げる、授業料以外の校納金を上げるといった動きもあると聞いております。今回の全国一律の授業料無償化の制度改正が、本県の私立学校に与える影響がどのようなものかというのは、まだはっきり分からないところでありますが、今年度、正式に制度改正が実現すればどうなっていくのか、私立学校の在り方も考えていくということは、内部では議論は始めているところでございます。

○重黒木総合政策部長 補足させてください。

今回の私学無償化の問題は、私学支援とは少し性格が違っていると思います。私学支援というよりは、子供たちが多様な進路を選べるようになる、教育の質の向上が高まるといった捉え方をしているつもりでございます。

一方で私学支援となりますと、経常費の助成とか様々な支援がございますので、そこはそことしてしっかり今までどおり必要な支援は継続していくべきものと考えております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上で総合政策部第3班の予算議案の審査を終了いたします。

引き続き、特別議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○堀みやざき文化振興課長 特別議案について御説明をいたします。

常任委員会資料75ページをお願いします。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び資料79ページの議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

公の施設の使用料は、使用料及び手数料徴収条例において定められておりますが、県立芸術劇場は指定管理制度が導入されており、公の施設に関する条例において、指定管理者が利用料金を直接収受することができること及びその上限が定められているところであります。

このため、今回、この2つの条例の改正を行うものであります。

それでは、概要について御説明いたします。

75ページを御覧ください。

議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

1、改正の理由であります。昨今の物価上昇による維持管理経費の増加や九州各県及び県内の同種・同規模施設との均衡を踏まえ、県立芸術劇場に係る使用料の額の改定を行うものであります。

次に2、改正の内容は、(1)にありますとおり、コンサートホール、演劇ホール、イベントホールの3つの施設について、使用料の改定を行います。

(2) 主な改定の内容ですが、コンサート

ホール、演劇ホールにつきましては、物価上昇による施設の維持管理経費の増加等を踏まえ、10～32%の引上げを行います。

イベントホールにつきましては、九州各県及び県内の同種・同規模施設の均衡等を踏まえ、33～59%の引上げを行うこととしております。

なお、改定率に幅がありますけれども、コンサートホール及び演劇ホールの例で御説明しますと、利用率の高い平日午後の区分を基準としまして、この区分については物価上昇率を踏まえ10%の引上げとしております。

その上で、午前の区分につきましては、午後と比べ貸出し時間が短く、利用しにくいとの声もあり、これまで低い料金設定により利用促進を図ってまいりましたが、近年利用者も増えておりますことから、同種・同規模施設の均衡も踏まえまして、さらに20%程度を上乗せして引上げを行うものであります。

最後に3、施行期日については、令和7年4月1日を予定しております。

続きまして、79ページを御覧ください。

議案第34号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1、改正の理由及び2、改正の内容については、先ほどの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

最後に3、施行期日については、令和7年4月1日を予定しておりますが、新たな料金体系について十分な周知期間を設ける必要があるため、指定管理者による利用料金の改定時期については、令和7年10月1日で調整しております。

○福崎デジタル推進課長 常任委員会資料の83ページを御覧ください。

議案第36号「宮崎県行政手続における特定の

個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1、改正の理由としましては、マイナンバーの情報連携等について定める、いわゆるマイナンバー法の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

2、改正の内容としましては、(1)にありますように、今春のマイナンバー機能のスマートフォン搭載に伴いまして、マイナンバー法に新たな定義が追加されたことで生じた引用する法の条項ずれを修正するものであります。

また、(2)にありますように、これまで条例の規定を根拠にマイナンバーを利用していた事務のうち、新たに国が省令で根拠を規定した、次の84ページにあります別表1と2に定めます5つの事務について条例から削除するものの2点であります。

施行期日につきましては、2の(2)の条例別表からの事務の削除については、新たに省令が規定された事務の利用に当たり、事前に国に申請手続等が必要となることから、手続完了後、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、別途規則で施行日を定めることとしております。

なお、2の(1)の条項ずれの対応につきましては、改正法の施行日である令和7年4月1日から施行することとしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。特別議案について質疑はございませんか。

○岩切委員 議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

それぞれ御説明をいただきましたけれども、

九州各県の同規模施設等の相場をそれなりに閲覧してみまして、こういうような内容と納得したところでもあります。

一方で、昨今の物価上昇というものを利用者側に求めるか求めないかというのは、まさに県の行政判断だと思えます。そういった点について、10月に指定管理団体等に検討させていくということでもありますので、文化団体等と十分に議論して、県の意思と考えを御納得いただく努力はしていただきたいと思っております。

県としては上げるからのみ込めというようなことは、公共の施設の料金というものについては、いささか問題ではないかと思えます。

本来は、議論があつて御納得いただいたので引き上げますという提案のほうがもっとうれいのではないかと思います。既に県庁全体で議案が出されているところでもありますので、それを全部ひっくり返すという話にもなりますから、受け止めざるを得ないですけれども、基本的には県民の利用する公共施設等の料金の在り方は、執行部側が県民側に思いをお伝えいただいて、理解の進捗を把握した上で決定し、条例に反映させていくというのが適当ではないかと考えたところでもあります。

何か担当課で思いがあればお聞かせいただきたいと思えます。

○堀みやぎき文化振興課長 御意見ありがとうございました。劇場が大規模改修工事により2年近く休館しておりましたので、今回の使用料の改定に当たりましては、その期間に十分に劇場側といろいろな議論を行ったところでもあります。

公立の文化施設でありますので、利用しやすい料金にして多くの方にどんどん利用していた

だきたいという気持ちは変わりなくあるところでもありますけれども、やはり昨今の物価上昇というものは本当に大きくて、特に燃油高騰が大きく、電力などを多く使う劇場では大きな打撃も受けているところでもあります。そういった必要な管理コストをきちんと確保しながら、劇場を多くの方々に利用しやすい料金で利用していただくことの両立をどのように図っていくのかという議論をしたところでもあります。

その議論の結果、最終的に料金を10%程度上乘せして引き上げるということにしたところでもありますけれども、4月1日にリニューアルオープンを迎えます。新しくなった劇場を本当に多くの方々にもっと使っていただきたいというところがありますので、施設利用者の皆様には我々の考えを様々な形で丁寧に説明して御理解いただく努力をしていきたいと考えております。

○岩切委員 県立芸術劇場という特異な場所なので、我々は利用することはほぼありませんけれども、一方で音楽、演劇、芝居をされる方などは積極的に御利用いただいているのだろうと推察いたします。

そういった団体等に対して、県として物価上昇などを反映した価格に変えたいということをお伝えし、御理解をいただくというのが、公共施設の料金の引上げのプロセスとしては必要なのではないかというのが私の思いであります。県の財産で、執行部としては値段を上げることが当然だという発想もあるかもしれませんが、それは思いの違いになります。

いずれにいたしましても、10月まで公の施設を管理される団体が具体的に改定していくという期間はあるようですから、その中において一定決まっていることではあります。利用者サ

イドには特に丁寧に御説明いただいて、御納得いただく努力はぜひお願いします。大きなトラブルにならないように御尽力をいただきたいと切に要望しておきたいと思えます。

○山口副委員長 使用料の改定についてですが、これから具体的な使用料が協議されていくことだと思えます。今回、この使用料の改定の中には入っておりませんが、練習室等も実際はあると認識しています。そこについても、恐らく一定程度の協議は行われていくだろうと思えます。

練習室というのは、プロだけではなくてアマチュアの方も使われるところになってくるかと思えます。現状、午前区分とか午後区分になっているものを時間制にしてみたり、学生等については多少の融通を利かせてあげるとか、利用料金全体を見直すことをきっかけにして、より多くの方が使える状況というのはどういうものなのかというものを、指定管理者の方と、ぜひ協議していただきたいと思えます。

そのあたりの考えはいかがでしょうか。やれということではなくて、実際に協議しますというようところで結構ですので、御答弁いただければと思えます。

○堀みやざき文化振興課長 練習室につきましては、今回利用料金を上げるかどうかという検討はもちろんいたしました。その中で維持管理コストの面ですとか、同種・同規模の施設の均衡を踏まえても、改定の必要はないという結論に達したところではございます。

委員の指摘のとおり、練習室は、学生といった若い方々の利用も多くなっておりまして、より使いやすい仕組みにする必要があると考えております。そのため、ウェブ予約ができるようにするとか、予約方法の変更も行ったところ

でありますけれども、様々な御意見もあり、より多くの方々に効果的に使っていただく方法がもっとあるのではないかと御意見もいただいているところです。劇場と話をしながら、新たな仕組みを導入することができないかどうかは、検討してまいりたいと考えております。

○黒岩委員 使用料の改定について、今回は100円単位でまとめられたのかなと思っております。以前は、コンサートホールの使用料が午前中で3万60円であり、どういう計算をされていたのかという気はしておりますが、それはそれでよかったですと思えます。

今度は納付の方法ですけれども、これは全庁的な話ですからお答えできるかどうかは分かりませんが、使用料の納付というのは、今はどういう形で納付するようになっているのでしょうか。

○堀みやざき文化振興課長 施設の使用料の支払いは現金やクレジットカードを使いますが、一度は劇場に足を運んでいただいて手続する必要がございます。

それをより簡素化する必要もあると思えますので、そのあたりのサービス向上についても劇場と話をして検討してまいりたいと思えます。

○黒岩委員 特に指定管理者の収入になる場合には、スマートフォンで決済ができるとか、そういったものにも柔軟に検討していただきたいと思えます。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中村総合政策課長 常任委員会資料85ページを御覧ください。

令和7年度総合政策部組織改正案についてで

あります。

組織改正全体の内容につきましては、昨日、総務部から御説明しておりますけれども、総合政策部に関する改正について改めて御報告いたします。

少子化・人口減少が一層加速する中、日本一生み育てやすい県を目指す子ども・若者プロジェクトでは、出会い・結婚、子育て支援など、自然減対策を中心に今年度から展開しているところでございますが、令和7年度の重点施策では、若者・女性の活躍促進や県内定着に向けた社会減対策の取組を拡充・強化し、社会動態の改善を図ることとしております。

これらの取組を強力に推進するためには、経済界の理解・協力を得るとともに、市町村、関係団体等と連携し、男女共同参画の理念に基づく取組をこれまで以上に進める必要があることから、生活・協働・男女参画課に女性活躍推進室を設置するものであります。

○福崎デジタル推進課長 常任委員会資料の86ページを御覧ください。

宮崎県デジタル化推進計画の改定について御説明いたします。

なお、別冊資料1として、宮崎県デジタル化推進計画の概要と本文も添付しておりますので、詳細については御確認いただければと存じます。

前回の常任委員会におきまして素案を説明させていただきましたが、今回は前回からの変更点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、1、計画改定の理由につきましては、これまで説明しておりますとおり、現行の計画が今年度末に終期を迎えることから、名称を宮崎県デジタル化推進計画に改め、本県における

次の4年間のデジタル化施策の方向性を示すための改定を行うものであります。

2、策定経過につきましては、前回の常任委員会での報告以降、年明けの1月にかけて市町村や関係団体等に意見照会を行うとともに、パブリックコメントを実施しまして、7人、20件の御意見をいただいているところであります。

主な意見としましては、市町村や関係団体からは、自治体DXに対する県の支援への期待や分野を超えたデータ連携の推進、パブリックコメントでは、サイバーセキュリティ対策の充実や災害時のSNSによる正確な情報発信などをいただいております。

いただいた意見につきましては、関係各課とも共有しております、今後の施策に反映していきたいと考えております。

また、本計画につきましては、策定経過にありますとおり、2月の宮崎県デジタル化推進本部会議におきまして承認されたところでありまして、本日の委員会での報告後、ホームページ等で公表を予定しております。

87ページをお開きください。

3、計画の体系についてであります。

こちらにつきましては、前回の素案で報告させていただいた内容から、施策の柱立てなど変更はございません。

図に示しましたとおり、左から行政、産業、地域と暮らしという3つの分野において、デジタル化の取組を進めるとともに、これらの取組を下支えするため、デジタル人材の育成確保にも重点的に取り組みまして、県、市町村、産業界が一体となって、基本目標である「県民誰もが輝き、安全・安心で豊かさを実感できるデジタル社会の実現」を目指すこととしております。

88ページをお開きください。

4、達成指標についてであります。

素案から計画の重要目標達成指標を2点ほど変更させていただいております。素案では、重要目標達成指標として、1人当たりの労働生産性と満足度、これからも住み続けたいと思う人の割合の2つを挙げておりましたが、前回の常任委員会におきまして、他の都道府県と比較をしまして、相対的に進捗状況等を把握する指標も追加すべきではないかという御指摘をいただきました。その後検討いたしまして、新たな指標として、一番左にあります自治体DX指数を追加することとしました。

この指標につきましては、デジタル庁が示しています地域幸福度——ウェルビーイングのうち、生活環境など様々な因子ごとに細分化された客観指標の1つであります。県及び市町村のデジタル化の取組状況について、その下の四角囲みにあります自治体DXの推進体制等、デジタルデバインド対策、オンライン利用状況調査、自治体フロントヤード改革取組状況等、行政サービスの向上・高度化という5つのカテゴリーに分けられた指標について数値化されたものを47都道府県での偏差値に置き換えまして、自治体DXとして設定したものになります。

本県につきましては、令和6年時点で44.9と、全国32位であったものを、令和10年で55まで、約10ポイント引き上げることを目標としております。なお、偏差値55という数字は、令和6年に当てはめると、全都道府県中20位程度の順位となります。

次に、2点目の変更点ですが、デジタル化によって暮らしや生活の有限性が向上したと感じる人の割合であります。

前回の素案では、これからも住み続けたい人

の割合としておりましたが、前回の委員会で口頭報告しましたとおり、デジタル化との関連性が分かりにくいという判断から、今年度の県民意識調査の項目に追加したところであります。

調査結果につきましては、今年度末に判明するため、この結果を踏まえて改めて目標値を設定したいと考えております。

説明は以上であります。情報技術につきましては、生成AIをはじめ技術革新のスピードが早く、常にアンテナを高くしていく必要があると考えております。知事を本部長とする宮崎県デジタル化推進本部を中心に、庁内関係部局や市町村、産業界ともしっかりと連携を図りながら、デジタル社会の実現に向けてスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、総括質疑を行いたいと思います。総合政策部全般について質疑はございませんか。

○山口副委員長 今回の予算の中で、二地域居住については特段大きな項目としては上がってきませんでした。現在、政府のほうでは言葉としてよく出てくる項目と思いますし、実証実験等も行われていくのではないだろうかという予測もございます。二地域居住に関する事業構築の議論などは、何か行われたのでしょうか。お考え等を教えていただければと思います。

○濱川中山間・地域政策課長 二地域居住につきましては、今年度6月の副委員長の質問をいただいております。回答させていただいたところでは

れども、現在のところ国土交通省で具体的な事業等が制度化されて、それについては現在、県内市町村としては具体的なニーズがないので、特段のアクションはないということを回答したところであります。

ただ、二地域居住については、地方創生2.0であるとか、首相の施政方針演説等においても言葉が出てきております。実際に二地域居住というのは、非常に有効な関係人口づくりのツールだと考えておりますので、本県にとってプラスになるようにつなげられないかということは常に意識を持っております。

ただ、実際に二地域居住という印はついていないけれども、実際に二地域居住していらっしゃる方というのは、世間にある程度いらっしゃると思います。そのあたりの把握ができていない、あるいは誰が二地域居住されているのかという識別をすることができない状態だと思いますが、国のほうでは、二地域居住される方を識別するための制度なのかなとも認識していますが、ふるさと住民登録制度というものの検討に着手されると聞いています。

そういったところにもアンテナを張りつつ、注意深く見守りながら、二地域居住をするに当たっての交通費などの支援であったり、ふるさと住民登録制度とセットになるかもしれませんが、二地域居住するに当たっての住民票の在り方とか住民サービスの置き方、税負担、選挙はどうするのかといったようなものを整理されていく中で、具体的に県としてどういう取組ができるかを検討していきたいと思っております。

具体的な事業という部分では、まだ上げられない段階と認識しております。

○川添委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、請願第13号であります。「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願」であります。執行部から説明はございませんか。

○森山生活・協働・男女参画課長 特にございません。

○川添委員長 それでは、委員の皆様から質疑はございませんか。

○岩切委員 女性差別撤廃条約選択議定書を日本が批准していないことについての不利益性などについて、県の執行部では何か捉まえていらっしゃいますか。

○森山生活・協働・男女参画課長 この件につきましては、県で特段検討していることはございません。個人通報制度に当たっては、国の司法制度や立法制度の関係の問題上での有無であったり、これを批准する場合に、実施体制の検討が課題であるという問題意識を持っていて、引き続き検討していくというところで国が進めていますので、県といたしましてはその動きを注視してまいりたいと考えております。

○川添委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時12分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 今回の委員会で御審議いただきます当局関係の議案につきまして、概要を御説明いたします。

常任会資料2ページの目次を御覧ください。

宮崎国スポ・障スポ局関係の議案につきましては、令和7年度当初予算案に係る議案のほか、その他報告事項といたしまして、令和7年度宮崎国スポ・障スポ局組織改正案及び県主要施設のスケジュールについてです。

詳細につきましては、後ほど次長及び担当課長から説明させていただきますが、私のほうからは、今回の議案のうち当初予算案の概要について御説明させていただきます。

資料3ページを御覧ください。

宮崎国スポ・障スポ局の令和7年度当初予算案です。

表の左から2列目の一番下、合計欄にありますとおり、宮崎国スポ・障スポ局の令和7年度当初予算額は116億2,224万円で、令和6年度当初予算額と比較しまして92億2,296万6,000円の減、率にしますと55.8%となります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和7年度、宮崎国スポ・障スポ局の新規・重点事業を掲載しております。

主な事業の詳細につきましては、この後、担当課長等から御説明いたします。

○川添委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○長倉総務企画課長 資料5ページを御覧ください。

総務企画課の令和7年度当初予算額は、表の一番上、左から2列目のとおり5億6,730万5,000円です。

それでは、主な内容について御説明いたします。

下の表の2行目になります。

(事項) 日本のひなた宮崎国スポ・障スポ事業費として4億624万2,000円を計上しております。

主な事業について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催準備事業」であります。

予算額は右上の欄にありますとおり3億8,899万3,000円で、財源は国スポ・障スポ基金であります。

事業の目的は、令和9年に本県で開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、準備を着実かつ円滑に行うことにより、本県におけるスポーツの普及・振興を図るものであります。

事業内容を御覧ください。

主な取組といたしまして、県実行委員会の総会や常任委員会等の運営、広報活動等の推進のほか、総合開・閉会式会場等整備基本設計や式典の実施計画、配宿や輸送実施計画などの各種計画の策定や、競技用具の整備、各種ボランティアの募集など、2年半後に控えた国スポ・障スポに向けた準備を加速させてまいります。

事業の期間は令和9年度までであります。

○佐藤競技・式典課長 競技・式典課の当初予算案について御説明いたします。

資料7ページを御覧ください。

競技・式典課の令和7年度当初予算額は、表の一番上、左から2列目にありますとおり8,650万1,000円です。

その内容としましては、下の表の1行目にあります(事項)職員費8,489万1,000円と、2行

目にあります(事項)国民スポーツ大会事業費の161万円であり、この国民スポーツ大会事業費の161万円は、旅費など宮崎国スポ・障スポの開催準備に必要な事務費であります。

○財部施設調整課長 施設調整課の当初予算案について御説明いたします。

資料8ページを御覧ください。

施設調整課の令和7年度当初予算額は、表の一番上、左から2列目のとおり98億2,840万7,000円であります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

下の表、2行目にあります(事項)国民スポーツ大会事業費として97億3,261万9,000円を計上しております。

事業内容といたしまして、説明欄1の国民スポーツ大会開催準備費16億2,475万3,000円につきましては、市町村が行う競技施設整備への支援等を行うものであります。

説明欄2の「県有スポーツ施設整備事業」81億786万6,000円は、国スポ・障スポに向けた県主要施設の整備等を行うものであります。

陸上競技場及びプールについては、昨年12月に完成したところであり、残っております体育館及び庭球場につきましては、来年度完成に向けて建設工事を引き続き進めてまいります。

なお、体育館、庭球場のスケジュール等につきましては、後ほど御説明をいたします。

○横山競技力向上推進課長 競技力向上推進課の当初予算案について御説明いたします。

常任委員会資料9ページを御覧ください。

競技力向上推進課の当初予算は、左から2列目にありますとおり11億4,002万7,000円となっております。

当初予算の主な内容につきまして、御説明い

たします。

10ページを御覧ください。

まず、上から3つ目の(事項)体育大会費として2億1,778万2,000円を計上しております。

事業内容といたしまして、説明欄1の国民スポーツ大会経費2億463万7,000円につきましては、国民スポーツ大会や九州ブロック大会への参加に関わる役員や選手の派遣等に要する経費であります。

説明欄2の新規事業「国スポ・障スポ大会選手団ユニフォーム整備事業」1,314万5,000円につきましては、後ほど御説明いたします。

次は、一番下になります(事項)競技力向上推進事業として7億2,370万4,000円を計上しております。

これは説明欄の競技力の向上推進に要する経費にありますように、1の選手強化、2の指導者養成、3の施設・設備整備など、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた各事業に要する経費であります。

主な事業の内容としまして、(2)改善事業「宮崎ワールドアスリートプロジェクト」1,740万8,000円につきましては、後ほど御説明いたします。

(4)「みやぎきの次代を担う少年競技力育成事業」7,542万2,000円につきましては、本県スポーツの次代を担う中学生や高校生の競技力向上を図るため、競技力強化指定校に対する遠征費や強化等に要する経費を支援するものであります。

(5)改善事業「宮崎国スポ強化戦略プロジェクト」2億2,780万4,000円及び(6)改善事業「社会人アスリート等確保事業」2,223万4,000円につきましては、後ほど御説明いたします。

(8) 「競技力向上推進員確保事業」 2億4,571万5,000円につきましては、競技力の高い成年有望選手を競技力向上推進員として雇用する際の経費及び、推進員自身が競技力を高めながら、県内の中学校、高等学校の部活動の指導に必要な費用等を支援するものであります。

次に、新規・改善事業について御説明いたします。

新規事業「国スポ・障スポ大会選手団ユニフォーム整備事業」についてであります。

予算額は1,314万5,000円で、財源は国スポ・障スポ基金を活用いたします。

事業の目的につきましては、新たに製作したユニフォームを着用することで、県代表選手・役員としての自覚やチーム所属意識の高揚を促すとともに、アスリートの活躍等を通して、令和9年に本県で開催される「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ」の開催PR及び大会に向けた県全体の機運醸成を図ることとしております。

事業の概要の(1) 事業内容ですが、県代表選手や役員がユニフォームを購入する際の費用を補助するものであります。

(2) 事業の仕組みにつきましては記載のとおりです。

事業の期間は、令和7～9年度であります。

次に、12ページを御覧ください。

改善事業「宮崎ワールドアスリートプロジェクト」であります。

予算額は1,740万8,000円で、財源はスポーツ振興くじ助成金及び国スポ・障スポ基金を活用いたします。

事業の目的につきまして、県内の体力・運動能力に優れた小学生を発掘し、本県独自の育成プログラムを行い、スポーツに関する資質・能力を高めるとともに、オリンピック等の国際大

会や国民スポーツ大会で活躍する選手など、日本のスポーツ界を牽引するリーダーの育成を目指すものであります。

事業の概要の(1) 事業内容ですが、①事業推進体制の整備といたしまして、県内有識者による総会及び専門委員会を実施するものであります。

②宮崎ワールドアスリート生の発掘・育成といたしまして、能力開発プログラムや競技種目体験プログラムの本県独自の育成プログラムを実施するとともに、新たなオーディションによる有能な選手の発掘を行うものであります。

(2) 事業の仕組みにつきましては記載のとおりです。

(3) 成果指標としまして、世代別代表を含む日本代表選手の人数について、令和7年度は累計8名、令和8年度は累計10名、令和9年度では累計15名の選出を目指してまいります。

事業の期間は、令和7～9年度です。

次に、13ページを御覧ください。

改善事業「宮崎国スポ強化戦略プロジェクト」であります。

予算額は2億2,780万4,000円で、財源は国スポ・障スポ基金及び一般財源であります。

事業の目的につきまして、競技団体が実施する競技力向上に向けた取組を支援することにより、本県の競技力の底上げを図り、令和9年の宮崎国スポでの天皇杯獲得を目指すものであります。

事業の概要の(1) 事業内容ですが、本県全体の競技力向上を図るために、種別共通、少年種別、成年種別の3つの区分のプロジェクトに取り組むもので、1つ目は種別共通への支援として、41競技団体に対する強化費等の支援を行う「国スポ選手強化プロジェクト」や、女性ア

スリート等への強化費等の支援を行う「女性アスリート等活動支援プロジェクト」を実施します。

2つ目は、少年種別への支援として、宮崎国スポ時に少年種別の主力となる選手をターゲットエイジ強化選手として指定し、強化活動に関わる費用の支援等を行う「ターゲットエイジ選手確保・強化プロジェクト」を実施します。

3つ目は、成年種別への支援として、競技力の高い大学・社会人の個人またはチームに強化費を支援する「大学・社会人スポーツ支援プロジェクト」や、ふるさと選手の強化活動への参加に関わる費用等の支援を行う「ふるさと選手活動支援プロジェクト」を実施します。

(2) 事業の仕組みにつきましては、記載のとおりであります。

(3) 成果指標としましては、男女総合成績で争う天皇杯順位について、令和9年宮崎国スポで1位を獲得することとしております。

事業の期間は、令和7～9年度であります。

次に、14ページを御覧ください。

改善事業「社会人アスリート等確保事業」であります。

予算額は2,223万4,000円で、財源は国スポ・障スポ基金を活用いたします。

事業の目的につきましては、宮崎国スポでの活躍を目指すアスリート等と県内企業等との雇用マッチング会を実施するとともに、アスリート等が就労しながら競技を継続できる環境を整えることにより、本県競技力の向上・維持を図るものであります。

事業の概要の(1) 事業内容ですが、①無料職業紹介所の運営といたしまして、社会人アスリート等への就労支援を行う専門員を配置し、登録アスリート等とのオンライン面談やL I N

E公式アカウントの運用等を実施するものであります。

②社会人アスリート及び指導者の確保といたしまして、アスリート等確保のための大学などへの訪問や、アスリート等と県内企業等との雇用マッチング会を実施するものであります。

③アスリート等雇用協力企業等の確保といたしまして、経済団体・県内企業等への訪問や、新たにアスリート等を雇用した企業などに対し、雇用環境整備に関わる費用を支援するとともに、アスリートを雇用した企業の事例報告会を実施するものであります。

(2) 事業の仕組みにつきましては、記載のとおりです。

(3) 成果指標としましては、令和9年宮崎国スポ時に天皇杯順位を1位、成年種別における競技得点を1,150点としております。

事業の期間は、令和7～9年度であります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料11ページの「国スポ・障スポ大会選手団ユニフォーム整備事業」ですが、これは支給ではなくて補助ということですが、これも、補助率はどれぐらいでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 ユニフォームにつきましては定額補助といたしまして、経費につきましては全額補助という形で計画しております。

○黒岩委員 開会式の入場の際のユニフォームもこのデザインになるのでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 選手団につきましては、おっしゃるとおり、このユニフォームも着用する予定です。

○黒岩委員 早く購入すると古くなったりしま

すから、本番のときにもう一回作り直すとか、そういうのもありなのでしょう。

○横山競技力向上推進課長 本番といいますと。

○黒岩委員 入場式とか開会式。

○横山競技力向上推進課長 今年の滋賀県の国スポから着用予定ですので、1回だけの補助という形で考えております。

○黒岩委員 続きまして、資料12ページについてです。宮崎ワールドアスリート生の発掘・育成ですが、現在何人指定されていらっしゃるのかということと、サーフィンなどいろいろな種目で活躍されている子供がおりますけれども、そういった種目も対象にしているのかを教えてください。

○横山競技力向上推進課長 今年度は107名の児童生徒が在籍しておりました。報道等で御承知かと思いますが、先週末に修了式を行いました、中学校3年生25名が修了したところです。

種目につきましては、黒岩委員が言われるサーフィン等は入っておりません。

○黒岩委員 サーフィンとかスケートボードとかが入っていない理由は何なのでしょう。

○横山競技力向上推進課長 この「宮崎ワールドアスリートプロジェクト事業」に関しましては、国民スポーツ大会の正式競技を対象とした事業としておりますので、サーフィン等が入っていないということです。

○黒岩委員 事業名に「ワールド」がついていて、対象は国スポだということはどうなのかという気はしますが、分かりました。

それと、資料14ページですけれども、以前、天皇杯獲得のために280人ぐらいアスリートが必要だという説明を聞いたかと思いますが。現在何人確保できていて、来年度はどれぐらいの確保

を見込んでおられるのかを教えてくださいたいと思います。

○横山競技力向上推進課長 280名の獲得を目指して動いておりますが、現在113名の獲得の確保の見込みであります。

来年度、いよいよ躍進期という時期に入りますので、見直し等も含めながら、いろいろな形で成年選手の確保に向けて加速していきたいと考えております。

○黒岩委員 企業がアスリートを雇い入れるといった場合の人件費についての補助はないようですけれども、今の体制で企業が雇用しようという雰囲気になっているのでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 県内企業は非常に協力的で、アスリートを確保したいというところはありますが、現在の問題として、伸び悩んでいる状況もありますので、そこを改善していく方向に持っていかなければいけないと考えております。

○黒岩委員 伸び悩んでいるというのは、企業は受け入れたいけれども、対象となるアスリートがなかなか見つからないという状況ということですね。分かりました。

○坂本委員 あまりこだわるところではないかもしれませんが、ユニフォームについてです。滋賀県の国スポで着用なさるということで準備されているとのことでした。2027年の本番では、新しいものが用意されると理解していいのでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 このユニフォームを着用するという事です。先催の例を見ますと、およそ3年ぐらい前からユニフォームのデザインとか機能性とかを改善して、県内の選手団あるいは県民への機運醸成に一役買ってまいるという形になっておりますので、そういっ

た形で考えております。

○坂本委員 資料を拝見していると、いわゆる上下のジャケットを着ていらっしゃる。これは当然、陸上とか競技ごとのユニフォームも新しいデザインになっていると理解してよろしいでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 ユニフォーム等については、種目ごとのウエアは競技団体に選定して着用するという形になっておりますので、ジャージの上下につきましては、県選手団の統一したユニフォームという捉え方です。

○坂本委員 最後に、競技力向上推進課とは違うのかもしれませんが、2027年の宮崎大会のときに、ボランティアの方もいらっしゃると思います。その方たちにも統一のユニフォームを用意すると理解してよろしいでしょうか。

○長倉総務企画課長 委員が言われたとおり、様々なボランティアが必要になってきます。ボランティアでも、運営全体のボランティアであるとか、案内をされるボランティア、それぞれの種別に分けて、分かりやすいような形で、そういう識別ができるようなTシャツを用意したいと考えています。

○黒岩委員 国スポに向けた商品開発であるとか、選手団に似たデザインのTシャツを売るとか、マスコットを売るとか、そういった検討はしているのでしょうか。

○長倉総務企画課長 募金をしてもらうための募金グッズ——Tシャツやバッジ、タオル、マグカップなどを作っております、みやざき物産館KONNEや道の駅で販売しているところです。

歳入確保策も一つの目的でありますので、開催が近づいてくることから、新たな商品開発等も検討しながら、グッズの販売などの対応を

行ってまいりたいと考えています。

○黒岩委員 ぜひ、そういう点もしっかりとお願いしまして、歳入確保を図っていただきたいと思えます。

○山口副委員長 「みやざきの次代を担う少年競技力育成事業」についてお伺いします。今年度の当初予算よりも予算が若干上がっているかと思いますが、これは対象となる人たちが増えたということなののでしょうか。増えた要因について教えていただけますか。

○横山競技力向上推進課長 大枠として、成年種別と少年種別がありますが、国スポで天皇杯を目指すためには、特に少年種別の伸び悩みが課題であると捉えております。

そこで、「みやざきの次代を担う少年競技力育成事業」につきまして、中学校・高校の強化指定校について、何とか強化のてこ入れをしていきたいという形で、予算の増額をお願いしております。

あわせて、強化指定校のうち県外から通えない学校で寮がある学校はいいですけども、民間下宿をしないと強化指定校に通えない生徒につきまして、民間下宿生支援という形も広がっておりますので、予算の増額をお願いしております。

○山口副委員長 事業として改善していないが、対象が増えたということなののでしょうか。今の説明だと改善されたかのように聞こえましたが、そうではないですね。そこを確認させてください。

○横山競技力向上推進課長 中学校選手育成事業と高校選手育成事業で、少年競技力の強化に取り組んでいきたいと考えております。

○山口副委員長 事業自体の中身については、昨年の資料を見れば分かりますが、今年度は恐

らく6,000万円ぐらいの予算で、来年度が7,500万円ぐらいの予算が上がっています。1,500万円増額された要因を教えてくださいというところでは。

○横山競技力向上推進課長 事業内容はほぼ変わっておりません。増額のみという形です。

○山口副委員長 それは知っています。

○横山競技力向上推進課長 強化指定校につきまして、強化費を増額したということと、先ほど説明しました民間下宿生が、学年が上がっていくということで、その支援を広げたということでは。

○山口副委員長 昨年の予算審議を見ていると、改善事業として上がっていて予算は6,000万円ぐらいですよというところに来ています。往々にして県の予算は、最初に3か年の事業となった場合、予算の極端な増額とかはない印象を持っていますが、1,500万円が増額されているので、何かその要因があったのかなと思って確認しています。

強化費を増額しなくてはいけない理由としまして、物価高騰で何%増額しましたとかだったら分かりますが、なぜなのかが分かりません。増額であれば改善事業ですよねと思ってしまいますので、そこを教えてくださいと思いません。

○横山競技力向上推進課長 説明が悪くて申し訳ありません。先ほど課題として少年競技について申し上げましたが、国スポの正式競技の中で強化指定校を指定していない競技もありましたので、全ての競技を網羅して支援するという形での増額と考えております。

○山口副委員長 昨年度は想定していなかった部活も含めて指定することになったので、増額ということなのではないでしょうか。それとも、もともと

と6,000万円、7,000万円、8,000万円のような感じで段々上がっていく想定の下で組み立てられている事業なのではないでしょうか。当然、年度がたつにつれて強化指定校が増えていくので今年度は増額になりますと、来年度も増額していきますという話なのかを教えてください。

○横山競技力向上推進課長 対象競技を全て網羅できるような形で、漏れなく支援していこうという形で、対策本部等々の御意見も賜りました。全ての競技を支援という形で、強化費が増えたという形の考え方です。

○山口副委員長 1回休憩してもらえますか。

○川添委員長 暫時休憩します。

午後3時43分休憩

午後3時46分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

○横山競技力向上推進課長 すいません、増えた部活動につきましては、自転車競技の女子でございますとか、体操競技、馬術競技、ソフトボールの女子等々の競技となっております。

○山口副委員長 いろいろ具体的に教えていただいたのは承知しましたが、例えば10想定していたのが15になっていて、今後は増えていかないのか、それとも増えていくのかというところも知りたいところであります。

○横山競技力向上推進課長 今年度が合わせて73部ですけれども、令和7年度は77部で、4部増えております。

ただ、単純に増えたわけではなくて、強化指定校の力が基準に達していないところは見直して落としたりとあります。

○山口副委員長 ということは、年度によって強化指定校になるかどうかは、かなりぶれが生じる事業なので、予算についても、毎年度多少

のぶれが生じてくる可能性が高い事業として認識しておけばよろしいでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 連絡調整会議という形を設けております。そこで、教育委員会、各体連の代表等と強化指定校に合致しているかどうかの協議も行い、強化指定校の上げ下げをしていきますので、多少の入替わりは委員がおっしゃるとおり出てきます。

○山口副委員長 この予算自体は、本年度のどこかで強化指定校に認定されて、来年度にこの予算の通過をもってお金をお渡しするという形になるので、この予算をもって、現在認定されているところは、来年度お金はもらえるし、来年度中に多少競技団体のぶれがあったとしても、この予算とは関係のない次年度の予算で反映されるので問題ありませんということでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 新年度の4月末に強化指定校指定書交付式を行いますので、そこで令和7年度の強化指定校を正式に認定ということで動いていただく形を取っております。

○山口副委員長 年度途中での認定は想定できないのでしょうか。競技力を向上させたいのであれば、年度途中でいい結果を出したところに頑張っただけという形で上げると。

予算についても、先ほど77校とおっしゃいましたが、85校分ぐらいは確保しておいて、その部分で途中認定も含めてやっていくみたいな形もあったほうが、競技力向上には資するような印象を持っていますけれども、そういう事業構築にはなっていないのでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 委員が言われるとおりですけれども、強化指定校以外の学校が高校総体や九州総体などで活躍した場合には、ライバル校支援という形で、強化指定校以外の学

校も強化できる予算取りもしております。タイムリーな支援ができるような形で考えておりません。

○山口副委員長 この事業の中に入っていて、どれぐらいの余裕があるのでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 ライバル校支援につきましては250万円弱となります。

○山口副委員長 例えば昨年度の予算を聞くと、強化指定校の対象が四十何校から七十何校に増えたわけですね。強化指定校だけでも30部ぐらい増えているということは、ライバル校については、もっと増える可能性があってもおかしくない気はします。強化指定校だけでもかなり伸びているので、お金だけではなくて、対象となり得る組数とかを多少持っていていいのではないかと考えています。

予算としてどれぐらい見ていらっしゃるのでしょうか。250万円というのはどれぐらいの件数になるのかを教えてください。

○横山競技力向上推進課長 強化指定校につきましては、令和6年度の73部から77部に増やす予定です。

○山口副委員長 ライバル校は。

○横山競技力向上推進課長 ライバル校の指定につきましては団体が9、個人が21という実績です。

○山口副委員長 整理したいと思います。ライバル校については理解しました。多少伸びがあると思いますが、強化指定校については、今年度が73部で次年度が77部ということでした。

1,500万円増えた理由は何ですかと伺ったときに、強化指定校が増えたからと理解したところですが、結局1,500万円の増額要因というところが解決していなくて、そこをきちんと説明いただきたいと思っています。

○横山競技力向上推進課長 下宿生支援について、昨年度は1学年を対象としていましたが、令和7年度は2学年に増えていきますので、その分の予算の増という形です。

○山口副委員長 来年度は3学年分に増えるので、1,500万円とは言わないかもしれないですが、それなりの金額が増額されていくという理解でよろしいということですね。

○横山競技力向上推進課長 副委員長が言われるとおりでございます。

○山口副委員長 もう一点、「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催準備事業」についてですが、競技用具の準備というものが項目として入っています。競技力向上推進課のほうにも、競技用具整備費という形で予算が上がっているかと思えます。

それぞれの課による違いというものと、来年度はそれぞれの課で、こういった団体に対して整備が行われていくのかという中身の部分について、大まかなもので結構ですので、教えていただけますか。

○佐藤競技・式典課長 まず、競技・式典課のほうで、来年度購入する競技用具について御説明させていただきます。

私どものほうで購入するものは、令和9年度の国民スポーツ大会等で使うものを購入するものでありまして、令和7年度としましては、ライフル射撃競技の電子標的、水泳の飛び込み競技の飛び板や飛び込み台といったものの購入を予定しております。

○横山競技力向上推進課長 競技力向上推進課の競技用具整備ですけれども、宮崎国スポに向けた競技力向上に資する備品の購入や、練習環境の維持等に必要な備品購入品等の修繕・整備を予定しております。

主なものにつきましては馬術での馬、ヨット競技でのセーリングを予定しております。

○山口副委員長 確認したいのですが、競技・式典課長にお答えいただきましたけれども、説明資料上だと総務企画課の中に国スポ開催準備費として予算が上がっていて、競技・式典課にはそんなに大きな予算ではない形になっていますが、あくまで担当するというか、実務を担うのが競技・式典課なので、佐藤課長が説明されたという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤競技・式典課長 副委員長が言われるとおりでございます。これは、ポツが8つありますけれども、それぞれ所管課が決まっております。総務企画課のほうで実行委員会に負担金を出して、実際に予算執行するときにはそれぞれの所管課で執行することになっております。

○川添委員長 委員の皆様にお諮りいたします。本日の日程は午後4時までとなっておりますが、このまま継続してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、引き続き委員会を行います。

○山口副委員長 競技用具整備については、事前にいろいろと教えていただきました。準備として必要なものだということは理解していますが、当然費用についてはできる限り抑えていくといえますか、国スポ・障スポが終わった後にもしっかり使うものか、それとも1回だけのものなのかも含めて、買ったなら終わりではなく、出口も含めてきちんと競技団体と話をした上で整備に臨んでいただきたいと思えます。

その点御注意のほどよろしくお願ひいたします。意見としていただければと思いますので、答弁は要りません。

○丸山委員 去年の国民スポーツ大会では、予

定では20位になるはずだったのに、残念ながら32位ということでした。団体種目などがなかなかふるわなかったり、地方大会から上がれなかったといった要因はいろいろとありますが、令和7年度はどれくらいの目標があるのか、教えていただきたいと思います。

○横山競技力向上推進課長 昨年20位を目標に取り組んできましたけれども、委員がおっしゃるとおり32位という形で、非常に危機感を持っております。

宮崎県競技力向上対策本部が天皇杯獲得のために掲げたプランにつきましては、いよいよ令和7年度が躍進期となります。先催県を見ましても、ここから急上昇して天皇杯獲得に向かっていくという形の目標を立てております。令和7年の滋賀国スポは、10位台を目標に取り組んでまいりたいということでの目標を立てております。

○丸山委員 ぜひ、目標に向かって一丸となって頑張っていたきたいと思います。ターゲットエイジの高校1年生が令和9年には高校3年生になりますので、今年は非常に重要な年になってくるだろうと思っています。

ある県では、指導者が異動すると生徒も転校するというぐらいで、非常に高い指導力を持たれる先生の異動によってかなり変わってくるということがありました。宮崎県では教育委員会としっかり連携しながら、そういったことがないようにしてほしいし、教育委員会だけでなく、私立学校にもしっかりお願いしないといけないと思っています。そのあたりの具体的な話し合いはもちろんされていると思いますが、特に今年は重要な年になってきますので、こういう対策をやっているんだというのがあれば、教えていただくとありがたいと思います。

○横山競技力向上推進課長 いよいよターゲットエイジは、委員が言われるとおり高校1年生に入っていきます。県内で指定しております強化指定校の先生方の指導力というのが非常に試されるし、先生方も資質を上げていってもらわないといけないと考えております。

また、今年度約700名のそのターゲットエイジの選手を指定しました。従来、中学生は中体連が終わりましたら受験勉強に専念という形で、練習環境が整備されてい wasn't でしたが、本人が希望すれば、中体連が終わった後も近隣の高校で練習できるようにし、中学3年生の空白期間をなくして高校の練習にスムーズに移っていくというような対策も取っております。そういった形で、少年競技力をもっと底上げできるように、今後取り組んでいきたいと考えております。

○丸山委員 「社会人アスリート等確保事業」もありますが、ここをしっかりと取り組んでいただいたり、ふるさと選手の支援にしっかり取り組む非常に重要な年になってくると思います。しかしながら、何か弱いような気がしているし、団体競技の野球にしてもいいところまで行くけれども、途中で負けてしまうとか、もう少しというところだと思います。「社会人アスリート等確保事業」なども含め、今年、来年が非常に大きな時期になってまいります。

あと、国民スポーツ大会が終わった後も、それぞれの地域に核となる人たちが残ってくれば競技力が落ちずに、比較的20～30位台で推移するはずなのに、国民スポーツ大会が終わるとまた40位台に落ちるようなことがないように、社会人確保も含めてやってほしいと思います。

やはりレガシーをしっかりと残すためにやらないと意味がないのだろうと思います。スポーツ

ランド構想は、全県化・多種目化・通年化ということをやって、施策としてはいいと思っています。それをやるためには、そういったしっかりとした形をつくっていかないといけないと思っていますので、それは3年後で終わりではなくて、その先がしっかりあるという考えを持ちながら、企業とも連携してやっていただきたいと思います。

現状を聞くと、アスリートが宮崎県になかなか来てくれないという大きな課題というのは、民間の雇用する力が弱いことなのか、給料が安いというものなのか等含め、いろいろなことを教えていただきたいです。我々も提言することがあるのか、県や市町村がもう少しやらないといけないのか、レガシーを残してほしいと思っていますので、大会が終わった後も含めて、意気込みを改めてお伺いできればと思っています。

○横山競技力向上推進課長 国民スポーツ大会後のレガシーというのは、非常に大きなテーマだと思います。例えば、競技力強化推進員につきましては、本課が担っている「ひむかアスリート・ジョブサポートセンター」等で宮崎国スポが終わった後も企業等とのマッチングを進め、ふるさと選手も宮崎代表で出場してくれたので、令和10年以降も成年選手として活躍できるような取組をしていきたいと考えております。

民間につきましては、先ほどアスリートがなかなかそろわないという意見もありましたが、我々だけではなくて、大学生のアスリート選手データを持っている民間にマッチング等も計画しながら、アスリートの掘り起こしやマッチングも進めていきたいと考えております。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 競技力向上推

進課長が申したとおり、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

昨年は32位ということで、目標と大きく乖離してしまい、大変申し訳なく思っております。これをばねにという形で、先ほどの教育委員会の話についてはもちろん連携して取り組んでいきますし、私立学校との連携、それから成年のほうのいろいろな企業——前回の宮崎国体で旭化成の宗兄弟などにも活躍していただきました。そういった企業にもしっかり働きかけて、宮崎ワンチームという形でしっかり進めていかないといけないと思っています。

あと県外の成年確保についても、企業のほうは非常に選手に来てほしいという気持ちがあります。ただ、これはかなりのトップアスリートをおっせんする事業の形になっていますので、なかなかその候補の選定は、まだ追いついていませんけれども、この枠組み自体は非常にすばらしいと思っています。今後の国民スポーツ大会でもスポーツ人材をしっかり確保していくという意味でもいい事業だと思っていますので、しっかり取り組んでいきたいと思えます。

いずれにしましても、令和9年に向けて次年度しっかり取り組んでいきたいと思っています。

○丸山委員 あと、使用施設がほぼ固まってきましたので、ある程度当初の予算内で収まっていますというような答弁が以前あったと認識しています。選手育成を含めた全体としての当初予算枠が令和8年度と令和9年度でこのぐらい必要だというのは、何となく試算しているのではないかと考えています。令和7年度の当初予算まで来て、どれくらいの全体枠になっているか教えていただくとありがたいと思えます。

○長倉総務企画課長 全体に係る経費につつま

しては、11月議会での見込みを出ささせていただきました。その時点で、ハード整備や運営費等も含め、合計で約720億円ということで示させていただいております。

令和元年11月時点では688億円ぐらいになるかということでしたので、その時点でも688億円と720億円ですので、当時より増大しているという状況がございます。

ただ、この720億円というのも今後の物価高騰などを考慮していませんので、そういうのも含めていくともう少し増えていく感じではいるところでございます。

11月時点に出した数字というのは、今度の予算等もある程度考慮した数字ですので、現時点でもあまり大きく変わらない数字であろうかと考えております。

○丸山委員 やはり先ほど言いましたように物価高騰が非常に効いてきている中で、いろいろと買わなくてはいけない備品もたくさんあると思います。かなり上がってきてしまっているのではないかと想定していて、それは仕方ないと思いつつ、あまりにも増額になると県の財政負担が心配です。720億円からもう少し増える可能性はありますが、増えたのであればあるほどレガシーとしてしっかりと残していかないと、何のために720億円の予算を投じたのか。繰り返しになりますが、宮崎県のスポーツランド構想の多種目化・全県化・通年化につながって、宮崎県全体で観光資源なり含めてお金が回っていったってペイするというようなことを描いてほしいと思っています。それを生かすような投資をしたという形で結果を残していただくようお願いいたします。

○黒岩委員 資料10ページの(事項)競技力向上推進事業を見ますと、「宮崎をテニスの聖地

へテニス競技強化支援事業」があります。テニスだけが種目として出てきていて少し違和感がありますが、これはどのような内容の事業でしょうか。

○横山競技力向上推進課長 県総合運動公園が国際基準のハードコート化されることを契機に、本県のシンボルスポーツとしてのテニスの普及・振興を図るとともに、スポーツランドみやざきをテニスの聖地として広く発信していくために、大会の開催や県内を拠点とするトップ選手の支援を行う事業になります。

財源につきましては、企業版ふるさと納税——民間企業からの寄附による事業になります。

○黒岩委員 教育委員会のスポーツ振興課もあるし、商工観光労働部のスポーツランド推進課もありますけれども、これは宮崎国スポ・障スポ局でやる事業なのでしょうか。

○横山競技力向上推進課長 冒頭で私が説明したとおり、企業版ふるさと納税を利用して、テニスの競技力向上をしていこうという事業になりますので、国民スポーツ大会関連と捉えております。

○黒岩委員 もともののスタートが教育委員会にあったわけですから、そういうスポーツ振興課とのすみ分けというか、そのあたりでいろいろあったのかなという気もします。

先ほどありました「宮崎ワールドアスリートプロジェクト」につきましても、事業名とか目的については、オリンピックや国際選手としていのに、実際の中身は国民スポーツ大会選手の強化ということでした。ネーミングを変えるのか、所管課を考えるのか、そういったところの整理も必要な事項があるのではないかと考えておりますので、再度検証をお願いしたいと思

います。

○横山競技力向上推進課長 今後に向けて検討していきたいと思います。

○川添委員長 それでは、次にその他報告事項に関する説明を求めます。

○長倉総務企画課長 資料15ページを御覧ください。

令和7年度の組織改正案についてであります。

説明に入ります前に、1点資料の訂正をお願いいたします。デジタル資料は正しいものがありますけれども、事前に紙資料としてお配りしていた資料についての訂正でございます。

訂正したものを机上に1枚配付させていただいておりますが、組織の対照表の左側の現行のところでございます。上の「国スポ・障スポ」の下に「課長一次長」とありますが、正しくは「局長一次長」でございます。大変申し訳ありませんでした。差し替えをよろしく願います。

それでは、組織改正の内容ですが、全体については総務部が説明していると思いますけれども、国スポ・障スポに関する部分について改めて報告いたします。

1点目は、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けて競技力向上の取組を計画的かつ集中的に強化することなどを目的として、次長（競技担当）の職を設置いたします。

2点目は、同じく本県で開催する第26回全国障害者スポーツ大会に向けて体制をさらに強化するため、障スポ大会課を設置いたします。

このほか表の中ほどになりますが、総務企画課の担当を再編し、2年後の大会に向けてより効率的・効果的に開催準備を進めることとしております。

○財部施設調整課長 資料16ページをお開きください。

その他報告事項の②県主要施設のスケジュールについて御説明いたします。

まず、（1）の都城市山之口町の県陸上競技場——KUROKIRI STADIUMです。

令和6年12月に完成しており、出席の御案内を差し上げておりますけれども、4月12日に完成式典を行う予定です。同日からの供用開始を予定しているところでございます。

次に、（2）の宮崎市の県プール——パーソルアクアパーク宮崎です。令和6年12月に完成しており、3月15日土曜日に完成式典、4月1日からの供用開始を予定しております。

完成式典に御出席いただく委員におかれましては、休日の御出席になりますが、よろしく願います。

次に、（3）の延岡市に建設中の県体育館——アスリートタウン延岡アリーナですが、先日の常任委員会において、工事請負契約の変更の特別議案で御説明しましたとおり、完成は令和8年3月となっております。令和8年4月の供用開始を予定しております。

最後に、（4）県ひなた総合運動公園庭球場及び管理棟の整備ですが、先行して令和7年10月に屋外コート12面分が完成して供用開始することとしており、全体が完成するのは令和8年3月の予定です。

なお、商工観光労働部が進めている令和8年3月末頃のテニスの国際大会誘致を目指した事業もありますことから、令和8年3月中の全面供用開始を予定しているところであります。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

その他報告事項について質疑はございませんか。

○黒岩委員 資料15ページです。職員数ですが、現行が何人で改正後が何人になるのでしょうか。

それと、最終的に令和9年度がマックスになるかと思いますが、何人ぐらいを想定されているのか教えていただきたいと思います。

○長倉総務企画課長 現行は63名でございます。来年度に組織体制を強化いたしますけれども、具体的な数字については人員体制がはっきり分かった段階でしか言えませんが、80名前後になるかと思っております。

最終年度である令和9年度がやはり一番多い人数になりますが、先催県等を見てもみますと、100名体制になります。それぐらい年度ごとに体制を強化していくことになっていくと考えております。

○黒岩委員 資料16ページの(1)、(2)、(4)がネーミングライツによる名称だと思いますが、(3)については、これからネーミングライツの公募をされる予定でしょうか。これがネーミングライツ後の名称なのでしょうか。

○財部施設調整課長 (3)はネーミングライツ後です。(4)でしょうか。

○黒岩委員 (4)はネーミングライツによるネーミングだと思いますが、(3)アスリートタウン延岡アリーナです。

○財部施設調整課長 アスリートタウン延岡アリーナについては、ネーミングライツ後の名称になっております。

○川添委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時22分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は全ての説明が終了した後をお願いいたします。

○米良会計管理者 それでは、会計管理局の令和7年度当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料3ページを御覧ください。

会計管理局の当初予算額は、表の一番下、左から2列目の令和7年度当初予算額の欄にありますとおり、総額で8億7,679万4,000円をお願いしております。

表の右側、対前年度比較の欄に記載のとおり、前年度当初予算と比較いたしますと、金額で2億4,132万2,000円、率にして38%の増となっております。

続きまして、4ページを御覧ください。

債務負担行為の追加であります。表にあります会計課の事業につきまして、記載しております期間及び限度額の範囲において債務負担行為をお願いするものであります。

予算の詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○坂下会計課長 会計課の令和7年度当初予算について御説明いたします。

委員会資料5ページを御覧ください。

会計課の当初予算額は、表の一番上、左から2列目の欄にありますとおり7億3,892万円です。

その主な内容につきまして御説明いたします。

6ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)出納事務費3億5,349万7,000円です。

主なものといたしまして、説明及び事業名欄の1、出納事務執行に要する経費7,641万7,000円は、公金の振込や収納に要する経費です。

また、3の財務会計システム運営管理費7,830万4,000円は、職員が使用する財務会計システムの運営管理などに要する経費です。

次の4の「e L T A Xを活用した公金収納デジタル化事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、一番下の(事項)証紙収入事務費9,141万3,000円です。これは、証紙の売りさばきに要する経費でありまして、主に売りさばきに支払う証紙売りさばき手数料となっております。

7ページを御覧ください。

「e L T A Xを活用した公金収納デジタル化事業」です。

まず、事業の目的ですが、全国的な対応として推進されている地方税共通納税システム、いわゆるe L T A Xを活用した公金収納事務に対応し、スマートフォンアプリ納付など、納付手段の多様化・キャッシュレス化により、納付者の利便性向上を図るものです。

このe L T A Xは、既に県税のほうで令和5年度から運用しておりますが、県税以外の使

用料や手数料などの収納事務において活用するため、本事業により財務会計システムを改修するものです。

次に、事業の概要ですが、右の図を御覧ください。

この図は総務省のe L T A Xの説明書になりますけれども、右側の地方公共団体から上の黒い矢印のように、納付書にQRコードを印字して納付者に郵送します。

次に、左側の納付者は、①e L T A X操作として、パソコン等で地方税お支払いサイトにアクセスし、インターネットバンキングやクレジットカードでの決済、または②のようにQRコードを読み取ってスマートフォンアプリでの決済、あるいは③のように納付書を持参すれば、ほぼ全国の金融機関で納付できるものがあります。

次に、事業スケジュールについてです。

(1) 事業内容になりますが、令和7年度のシステム改修及び令和8年度のe L T A Xとの連携テスト等を民間事業者へ委託しまして、収納開始予定を令和8年9月としております。

全体事業費は、2年間で2億7,498万1,000円をお願いしておりまして、令和7年度当初算で1億9,746万7,000円、令和8年度は債務負担行為で7,751万4,000円をお願いしております。

御審議のほどよろしく御願いたします。

○津野物品管理調達課長 物品管理課の令和7年度当初算につきまして御説明いたします。

委員会資料8ページを御覧ください。

物品管理調達課の当初算は、表の一番上の段、左から2列目にありますように1億3,787万4,000円です。

主な内容について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)物品管理及び調達事務費3,551万7,000円であります。これは、物品調達システムを維持管理するための経費及び物品調達事務や所属への指導検査に係る経費などです。

続いて、(事項)車両管理事務費1,181万5,000円です。これは、県有車両の維持管理に要する経費ですが、公用車の任意保険料が主なものとなっております。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

○丸山委員 e L T A Xの利用については、使用料・手数料において、どれくらいまで広がると見ていいのでしょうか。例えば、我々が一番関係があるものとして、免許証の交付があります。そのほかにも県立芸術劇場を使うときの使用料など、いろいろとありますが、全て対応できると理解してよろしいでしょうか。

○坂下会計課長 基本的には、納付書で収納をお願いしているものについて、e L T A Xが活用できるということになります。委員がおっしゃっていました免許手数料については、証紙になりますので、そちらは別の扱いになります。

今回想定しておりますのが、4万3,000件ほど納付書を発送しておりますので、それがe L T A Xに替わることによって、これまでは県内の金融機関とか、県外でしたら宮崎銀行の支店とかでの納付になっておりましたけれども、それが全国でできるようになります。あと、スマホの納付アプリについても、現在はP a y P a yとかP a y Bでしか使えないですけども、それをa u P a yとかそういったアプリにも拡大されるということになります。

○丸山委員 これは全国的な話かもしれませんが、もし広げることが可能であれば検討していただいたほうが、より県民が利用しやすい形になると思いますので、お願いします。

○山口副委員長 証紙売りさばき手数料についてお伺いします。証紙収入というものの自体は、補正予算だと若干落ちているように見受けられますが、売りさばき手数料は昨年度と同様ぐらいの金額が上がっています。これは、証紙収入と売りさばき手数料はあまり連動しないという認識をしておけばよろしいのでしょうかけれども、仕組みが分からないので教えていただけますか。

○坂下会計課長 証紙売りさばき手数料についてです。証紙は証紙売りさばき人を通じて県民に販売しておりますけれども、売りさばき人が県税総務事務所等から購入した額の3.3%を手数料として支払っているものであります。

証紙収入は年度できちんと切っておりますけれども、証紙の売りさばきについては、年度末に証紙売りさばきの方が来年度の分も購入しとこうといった動きがあると若干ずれます。

そのため、大体のところは証紙収入に連動していると思いますけれども、完全に一致するものではないと思っております。

○山口副委員長 今回の予算はどのように算出されたのでしょうか。

○坂下会計課長 今年度の予算は、過去5年間の中で一番売りさばきの金額が多かった令和元年度実績に3.3%を乗じてお願いしております。

○川添委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時33分休憩

午後4時35分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について説明を求めます。

○田村人事委員会事務局長 人事委員会事務局の令和7年度当初予算につきまして、御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の302ページ、タブレット資料では308ページを御覧ください。

表の左から2列目、当初予算の欄ですが、人事委員会事務局の当初予算総額は1億6,505万4,000円をお願いしております。令和6年度の当初予算総額1億5,280万9,000円と比べますと、8.0%の増となっております。

それでは、その主な内容について御説明いたします。

紙資料では304ページ、タブレット資料では310ページを御覧ください。

まず、1段目の(目)委員会費656万円ですが、その内訳といたしましては、左から3列目の(事項)委員報酬598万2,000円が人事委員3名に対する報酬であります。

また、次の(事項)委員会運営費57万8,000円は、人事委員会の会議開催等に要する経費であります。

次に、2段目の(目)事務局費の1億5,849万4,000円ですが、その内訳といたしまして、(事項)職員費1億2,679万3,000円が事務局職員15名の人件費であります。

次の(事項)事務局運営費607万8,000円は、人事委員会事務局運営に要する事務的経費であります。

次の(事項)県職員採用試験及び任用研修調査費2,295万円ではありますが、内容といたしまして、1の県職員採用試験実施費は、試験案内や試験問題の作成、会場借上げなどの試験の実施等に要する事務的経費であります。

また、2の任用制度等に関する調査研究費は、人事行政に関する調査研究等に要する経費であります。

次の(事項)給与その他の勤務条件の調査研究費161万8,000円ですが、その内容としましては、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間給与の実態調査をはじめ、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告に要する経費であります。

また、2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査や職員に対する給与支払状況の監理等に要する事務的経費であります。

最後に、その下の審査監督費105万5,000円は、不利益処分に関する審査請求等審査に要する経費及び人事委員会が権限を有する労働基準監督関係業務に要する経費であります。

当初予算についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○川添委員長 執行部の説明が終了いたしました。

議案について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって人事委

員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時40分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について説明を求めます。

委員の質疑は、全ての説明が終了した後にお願いいたします。

○坂元監査事務局長 監査事務局でございます。

まず、令和7年度一般会計当初予算について御説明をいたします。

委員会資料3ページを御覧ください。

監査事務局の当初予算額は、表の左から2列目の欄にありますとおり1億8,871万8,000円をお願いしております。

その主な内容について御説明をいたします。

4ページを御覧ください。

左端最上段の(目)一般管理費の1,379万7,000円についてですが、これはその右横の(事項)外部監査費でありまして、説明欄にありますとおり、包括外部監査人による外部監査に要する経費であります。

次に、2段目の(目)委員費2,005万6,000円についてであります。

その内訳ですが、まずその右横、(事項)委員報酬1,882万4,000円は、監査委員4名の給与及び報酬等であります。

その下、(事項)運営費123万2,000円は、監査のための旅費など、監査委員の監査に要する経費であります。

次に、3段目の(目)事務局費1億5,486万

5,000円についてであります。

その内訳ですが、まずその右横の(事項)職員費1億4,217万9,000円は、事務局職員の人件費であります。

その下、(事項)運営費1,268万6,000円は、事務局職員の監査や事務局の運営に要する経費であります。

当初予算についての説明は以上であります。

続きまして、5ページを御覧ください。

議案第49号「宮崎県監査委員条例の一部を改正する条例」についてであります。

この条例改正は、1の改正の理由に記載しておりますとおり、地方公営企業法施行令の一部改正に伴い、当該条例の内容に条ずれが生じるため、関係規定の改正を行うものであります。

2の改正の内容については、表に記載のとおり、条例で引用しております地方公営企業法施行令の条項を改正するものであります。

施行期日につきましては、3に記載のとおり、施行令の施行期日に合わせまして、令和7年4月1日としております。

続きまして、6ページを御覧ください。

議案第50号「包括外部監査契約の締結について」であります。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、令和7年度の包括外部監査契約の締結に当たりまして、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

包括外部監査制度は、6に記載しておりますとおり、監査機能の充実を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的に導入された制度で、外部の専門家による監査を実施するものであります。

本県では、平成11年度から導入をしております。

して、導入当初から公認会計士と委託契約を締結しております。

契約の目的は、2にありますとおり、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を求めるものであります。

契約金額は、3にありますように1,379万3,000円を上限とする額としております。

4の契約の相手方についてであります。地方自治法で外部監査人として契約できる者は、弁護士、公認会計士等と規定されておりますが、包括外部監査は財務監査であることを踏まえ、令和5年度及び今年度に引き続き公認会計士の中原義博氏との契約を考えております。

契約の期間は、5にありますとおり、令和7年4月1日～令和8年3月31日でございます。

議案の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○岩切委員 予算が9%ほど減額となっておりますが、昨年度の令和6年度予算からすると、職員数が1名減というところぐらいしか読み取れないのですが、そのほかに事務局の予算を圧縮させる要因が何かあるのでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長 やはり大きなのは人件費1名減ということと、職員構成が変わるだろうということでありまして、ほかの運営については特に大きな変化はございません。

○黒岩委員 資料6ページの監査テーマですが、このテーマは誰が決めるのかということと、毎年テーマが変わっていますが、県庁の全ての業務を一回りするのに大体何年かかるのか教えていただきたいと思っております。

○牛ノ濱監査第一課長 まず監査テーマの決定

でございますが、法制度上、行政側はタッチせず、包括外部監査人が決めることになっております。外部監査人が、そのときの国・県が抱える行政課題でありますとか、社会経済の変化等を踏まえて決定いただいているということでございます。

そして、そういったその時々々のテーマは、いろいろな諸情勢をにらみながら決めますので、県の行政のそれぞれの部局を順番にということではございません。そういう意味ではアトランダムに決まっていくという感じでございます。

○山口副委員長 包括外部監査での監査人の選び方についてです。よくあるのが、弁護士会からの推薦とかが一般的に聞かれるところかと思いますが、宮崎県の場合はどういう方式で公認会計士の方を選ばれているのでしょうか。

○牛ノ濱監査第一課長 副委員長がおっしゃいましたとおり、これまでずっと公認会計士から選任しておりまして、公認会計士の団体・協会に御推薦いただいております。

これまでの経歴等を斟酌していただいて、行政事務に詳しい方を御推薦いただいているところでございます。

○山口副委員長 確認ですが、再任とか何年続けてというところについて、恐らく法律上は特にないとは思いますが、ずっと同じ方となると、やはり気になると思います。監査の癖もあると思いますので、今回の方が悪いとかではなくて、いろいろな方に関わっていただけるような形を模索していただけるよう、今後御検討いただければと思います。

○牛ノ濱監査第一課長 この制度は、やはり行政からの独立性というものを重視しておりますので制度上、同一の監査人は連続して3年までという決まりがございます。知事の任期が4年

でございますので、最低2人以上の監査人の外部監査を受けるという趣旨でございます。

○川添委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、以上をもって監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時51分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について説明を求めます。

○小牧事務局長 県議会事務局の令和7年度当初予算について御説明いたします。

令和7年度歳出予算説明資料2ページを御覧ください。

タブレットでは8ページでございます。

県議会事務局の令和7年度当初予算額は、左から2列目の欄ですが11億8,464万9,000円を計上しております。

令和6年度当初予算額からの増減額については、右から2列目の欄ですが322万9,000円、0.3%の減額となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

紙の資料では4ページ、タブレットでは10ページを御覧ください。

まず、左端の列、上段の(目)議会費でございますが7億5,501万3,000円を計上しております。

主なものについて御説明いたします。

左から3列目の事項名の欄を御覧ください。

まず、一番上の(事項)議員報酬の4億9,599万9,000円でございます。これは、議員報酬及び期末手当に要する経費でございます。

次に、その3つ下の(事項)議会一般運営費2億1,259万9,000円でございます。これは、各種協議会等の負担金や政務活動費交付金等に要する経費でございます。

次に、左端の下段の(目)事務局費でございます。4億2,963万6,000円を計上しております。

主なものについて御説明いたします。

左から3列目の事項名の欄を御覧ください。

まず、一番上の(事項)職員費2億5,075万6,000円でございます。これは、事務局職員の給料、職員手当、共済費に要する経費でございます。

次に、一番下の(事項)議会一般運営費1億4,707万5,000円でございます。これは、議会広報や事務局運営に要する経費であります。令和7年度におきましては、議場等の照明のLED化に係る工事を行いたいと考えております。

次に、5ページ、タブレットでは11ページを御覧ください。

上から2段目の(事項)議会史編さん費の1,027万8,000円でございます。これは、議会史の編さん事務や印刷製本に要する経費であります。今回は平成23～26年度を第25集とし、令和7年度に印刷製本することとしております。

○川添委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○山口副委員長 議員報酬については、何人の議員で見えていますか。

○福島総務課長 定数の39名でございます。

○山口副委員長　今は1名減ですよ。公職選挙法上、選挙が行われる可能性はあまりないと思います。解散があるからということですか。

○福島総務課長　そういうことは想定されなくても、定数で予算は計上させていただいております。減員ではなく、定数39名で議員報酬の予算は計上させていただいております。

可能性としまして、日向市選挙区でもう1人欠員が出たとき、宮崎市選挙区でも2人欠員となった場合に補欠選挙となります。

○川添委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長　それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長　それでは、以上をもって議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時56分休憩

午後4時58分再開

○川添委員長　それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、14日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長　それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長　何もないようでしたら、以上で

本日の委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後4時58分散会

令和7年3月14日(金曜日)

午後1時1分再開

出席委員(8人)

委員	長	川添	博
副委員	長	山口	俊樹
委員		丸山	裕次郎
委員		濱砂	守
委員		後藤	哲朗
委員		坂本	康郎
委員		岩切	達哉
委員		黒岩	保雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	春田	拓志
議事課主任主事	上園	祐也

○川添委員長 委員会を再開いたします。

委員の皆様へ御連絡です。

机上配付のとおり、宮崎国スポ・障スポ局競技力向上推進課から、発言訂正の申出がありました。強化指定校の増加数とライバル校指定の実績数に関するものになりますので、各自御確認をお願いいたします。

また、予算事項別明細書の金額に誤りがあつたとのことで、執行部より説明を受けました。こちらも訂正表を机上に配付しておりますので、各自御確認をお願いいたします。

それでは、議案の採決を行います。採決の前に賛否も含め御意見ををお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時2分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決を行います。採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 一括がよろしいでしょうか。それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第21号、議案第31号、議案第33号、議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第49号及び議案第50号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第21号、議案第31号、議案第33号、議案第34号、議案第36号、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第49号及び議案第50号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時4分休憩

午後1時5分再開

○川添委員長 それでは、委員会を再開いたします。

請願第13号については、採決を求めるという御意見がありました。

それでは、請願を採決することに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、採決を行います。

請願第13号の賛否をお諮りいたします。請願第13号について採択すべきものとするに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○川添委員長 挙手少数。よって、請願第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目及び内容について御意見を願います。

暫時休憩いたします。

午後1時6分休憩

午後1時7分再開

○川添委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川添委員長 私のほうから一言お礼を申し上げます。

令和6年度の1年間、総務政策常任委員長を

務めさせていただきました。6年度の1年間、台風や地震等の災害もあり、また宮崎国スポ・障スポや危機管理で大きなハード面の整備も進行了しました。

その中で、日本一挑戦プロジェクト等、大きな事業の進捗状況や成果等についていろいろな質疑が行われて、皆様の教えをいただきながら、執行部の方々としっかりしたやり取りができたのではないかと思います。改めて1年間、本当にありがとうございました。

それでは、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時9分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 川 添 博

